

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、牟礼、土庄中央（土庄・家浦・甲生・大部）、四海、北浦、唐櫃、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	庵治、屋島、高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	亀笠島東端、高見島東端及び佐柳島東北端を結ぶ線から以東の香川県海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	東瀬戸（男木・女木）、香西、直島、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・坂出市・綾歌郡・丸亀市地先海面並びに亀笠島東端、高見島東端及び佐柳島東北端を結ぶ線から以東の仲多度郡海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	下笠居、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン以上 10トン未満	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	三豊市（粟島）に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面	1月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	詫間、三豊市（粟島・西詫間・仁尾町）、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者

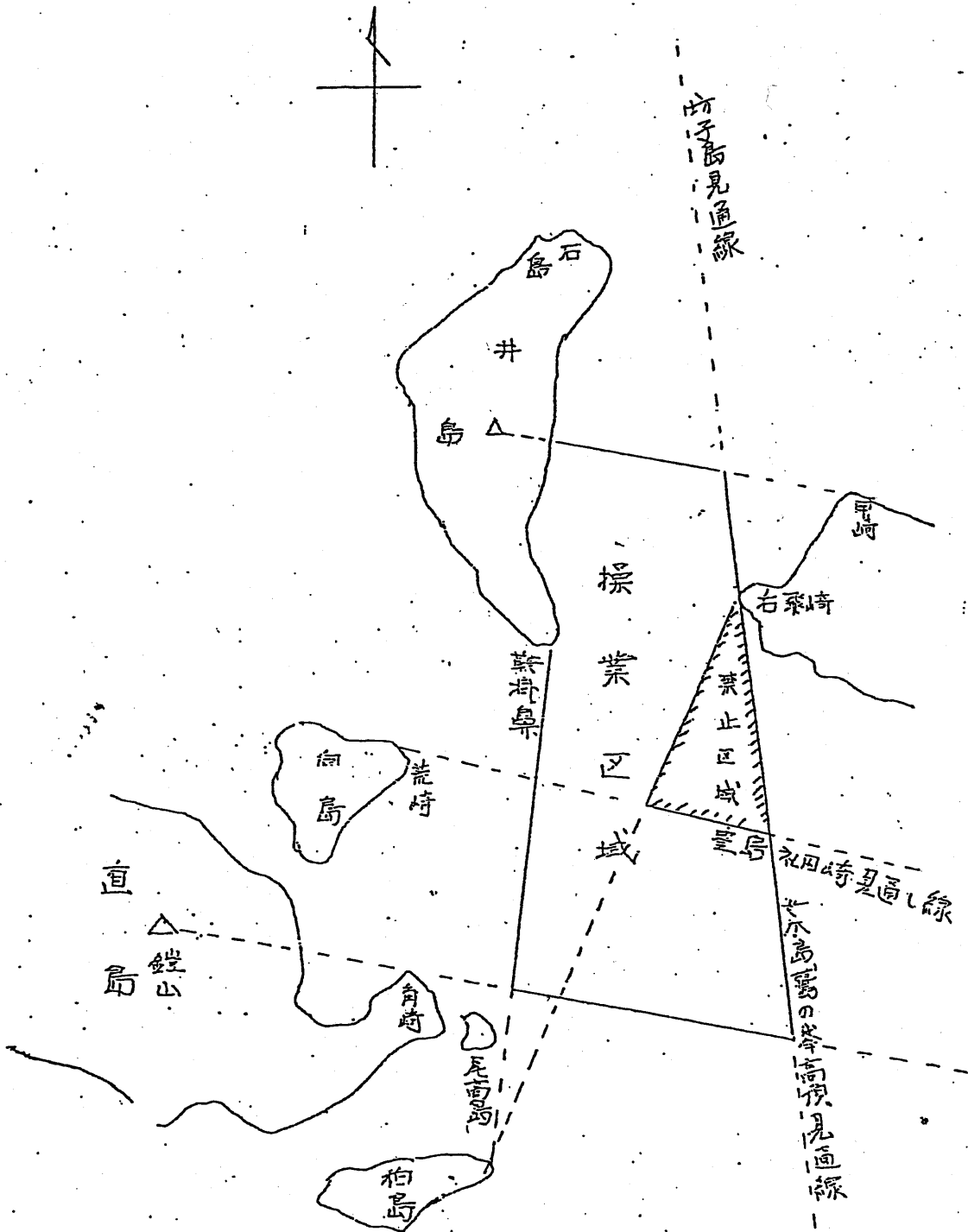
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	直島東部地先海面（別紙1のとおり）	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面（別紙2のとおり）	1月1日から 12月31日まで （別紙2のとおり）	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	広島・香川連合海区入漁協定の参加者
なまここぎ網漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	引田、東讃に漁業の根拠地を有する者
	津田地先海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	鶴羽地先海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	1月26日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡南部地先海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	土庄中央（土庄）、池田に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡南部地先海面	11月1日から 3月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	内海に漁業の根拠地を有する者
いかこぎ網漁業	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月1日から 6月30日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	与島に漁業の根拠地を有する者
いか磯間びき網漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	4月1日から 6月30日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡地先海面	4月1日から 6月30日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	土庄中央（土庄）、四海に漁業の根拠地を有する者
	豊島地先海面	4月1日から 6月30日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン 未満	0	土庄中央（家浦）、唐櫃に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いか磯間びき網漁業	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月1日から 6月30日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
てっかんこぎ網漁業	別紙4のとおり	11月1日から 11月30日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	三豊市(西詫間・仁尾町)、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
とりがいこぎ網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	7月1日から 9月30日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
かきけた網漁業	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	本島、白方に漁業の根拠地を有する者
えびけた網漁業	豊島虻崎から犬島を結んだ線以東で大角鼻から兵庫県明石を結んだ線以北の小豆郡北部及び東部の香川県海面	10月15日から 4月15日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	土庄中央(土庄・家浦・大部)、北浦に漁業の根拠地を有する者
貝けた網漁業	豊島虻崎から犬島を結んだ線以東で大角鼻から兵庫県明石を結んだ線以北の小豆郡北部及び東部の香川県海面	10月15日から 4月15日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	土庄中央(土庄・大部)・四海、唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	詫間、三豊市(西詫間・仁尾町)、西かがわ、観音寺に漁業の根拠地を有する者
戦車こぎ網漁業	香川・徳島県境兀崎から兵庫県姫路市家島町上島灯台中心点見通し線以西、さぬき市津田町鷹島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以東の海面及び金ヶ崎東端と兵庫県姫路市家島町松島南端を結んだ線以南の香川県海面(但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く)	10月20日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	引田、東讃、津田町、さぬき市(小田・志度)、鴨庄、牟礼、庵治に漁業の根拠地を有する者
	香川・徳島県境兀崎から兵庫県姫路市家島町上島灯台中心点見通し線以西、さぬき市津田町鷹島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以東の海面及び土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以東の香川県海面(但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く)	10月20日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	土庄中央(大部)、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
戦車こぎ網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	12月1日から 3月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	詫間、三豊市(西詫間・仁尾町)、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
	金ヶ崎東端と兵庫県姫路市松島南端を結んだ線以北の海面及び土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以东の香川県海面 (但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く)	4月1日から 4月30日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	土庄中央(大部)、四海、北浦、内海に漁業の根拠地を有する者
	香川・徳島県境兀崎から兵庫県姫路市上島灯台中心点見通し線以西、東かがわ市丸亀島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以东の海面及び金ヶ崎東端と兵庫県姫路市松島南端を結んだ線以南の香川県海面 (但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く)	4月1日から 5月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	引田、東讃、津田町、内海に漁業の根拠地を有する者
	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面	12月1日から 3月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	広島・香川連合海区入漁協定の参加者
板びき網漁業	小豆島北部の香川県海面(別紙5のとおり)	4月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	高松市瀬戸内、土庄中央(土庄・大部)、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	播磨灘南部の香川県海面(別紙5のとおり)	6月1日から 12月31日まで	4.8kW以下 (旧15馬力以下)	5トン 未満	0	引田、東讃、津田町、さぬき市(小田・志度)、鴨庄、庵治、高松市瀬戸内、土庄中央(土庄・家浦・大部)、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者

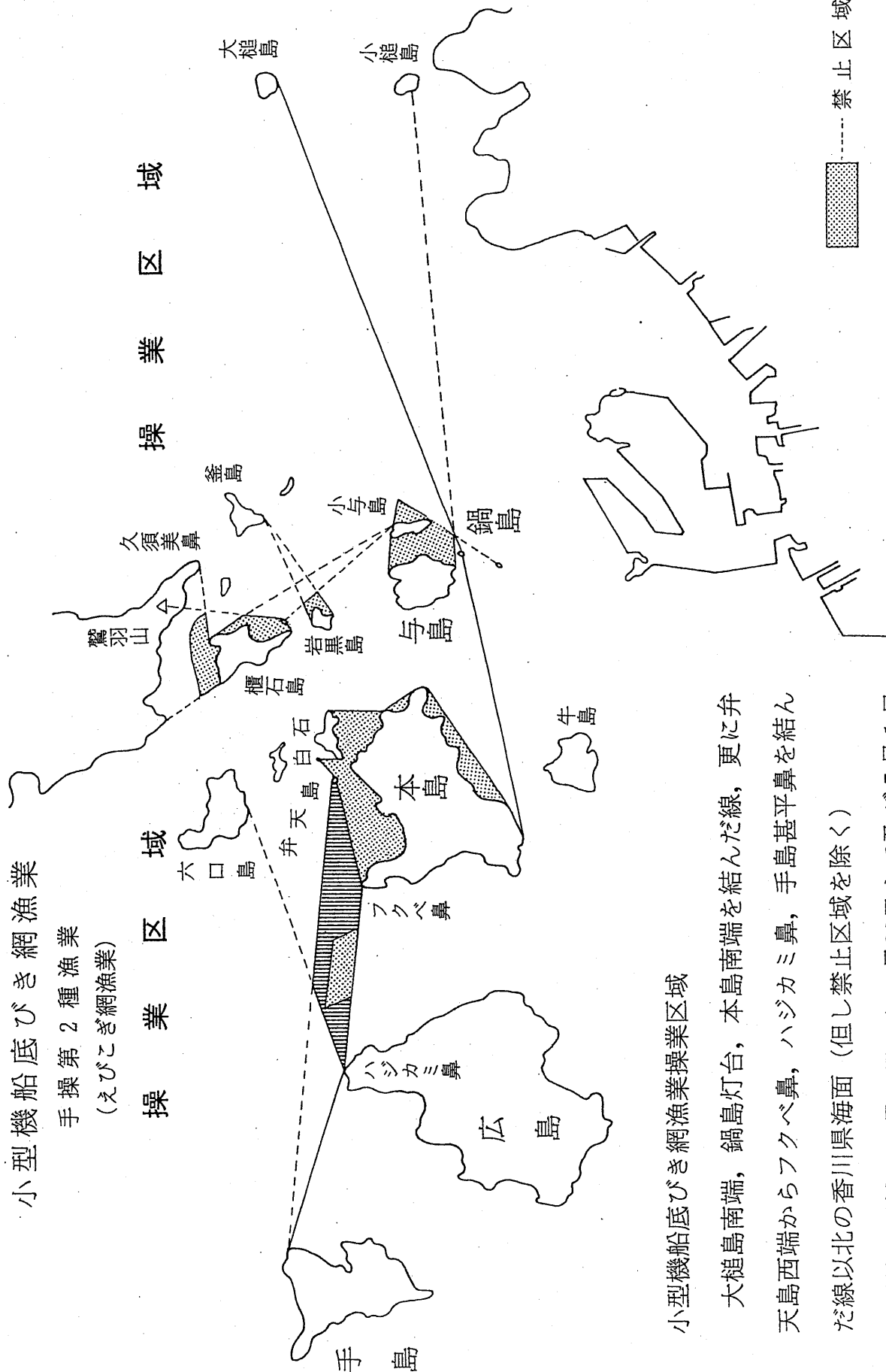
2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

標業区域



小型機船底びき網漁業
 手操第2種漁業
 (えびこぎ網漁業)

操業区域

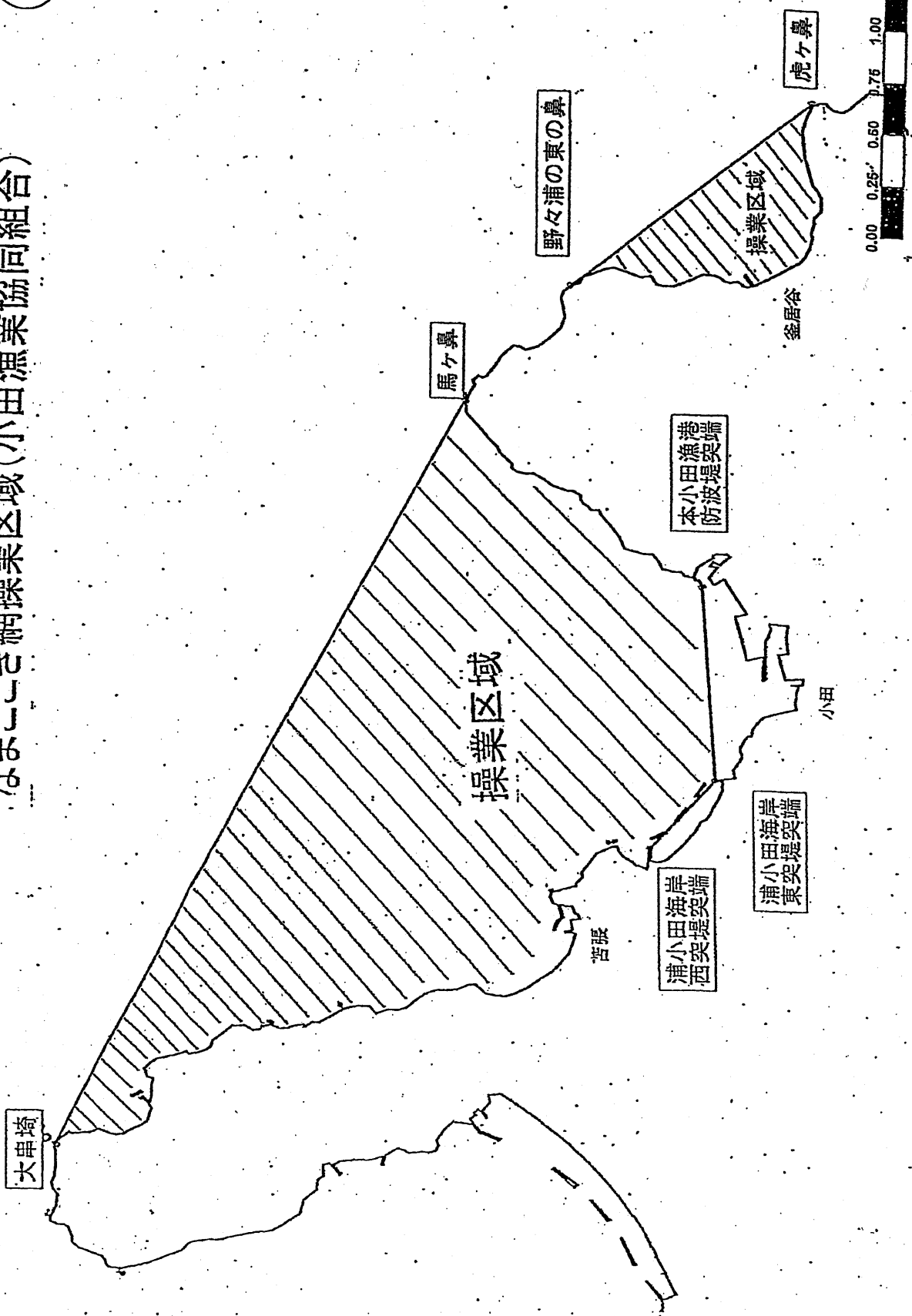
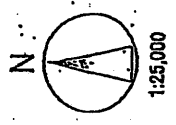


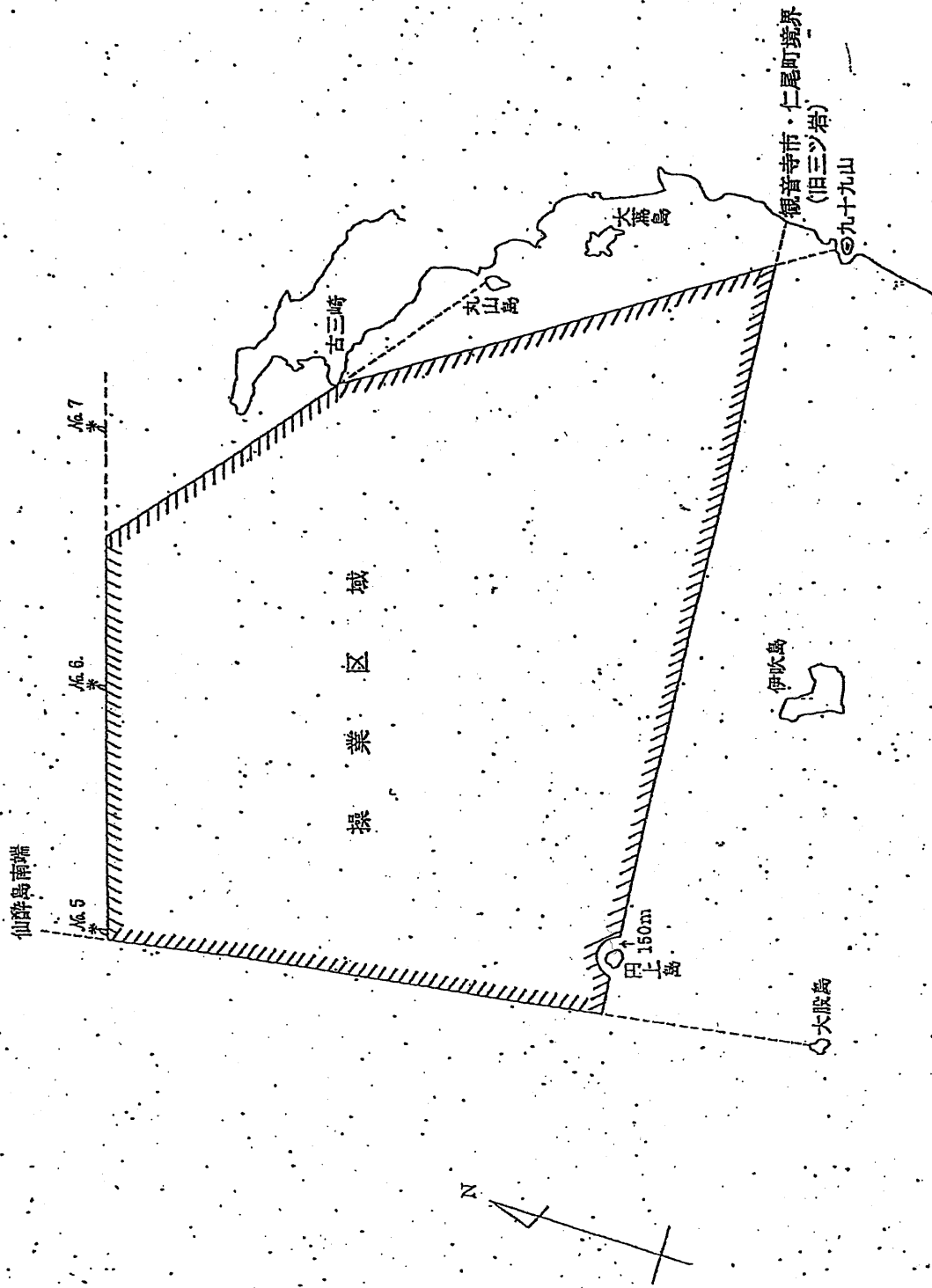
小型機船底びき網漁業操業区域

大槌島南端, 鍋島灯台, 本島南端を結んだ線, 更に弁
 天島西端からフクベ鼻, ハジカミ鼻, 手島甚平鼻を結ん
 だ線以北の香川県海面 (但し禁止区域を除く)

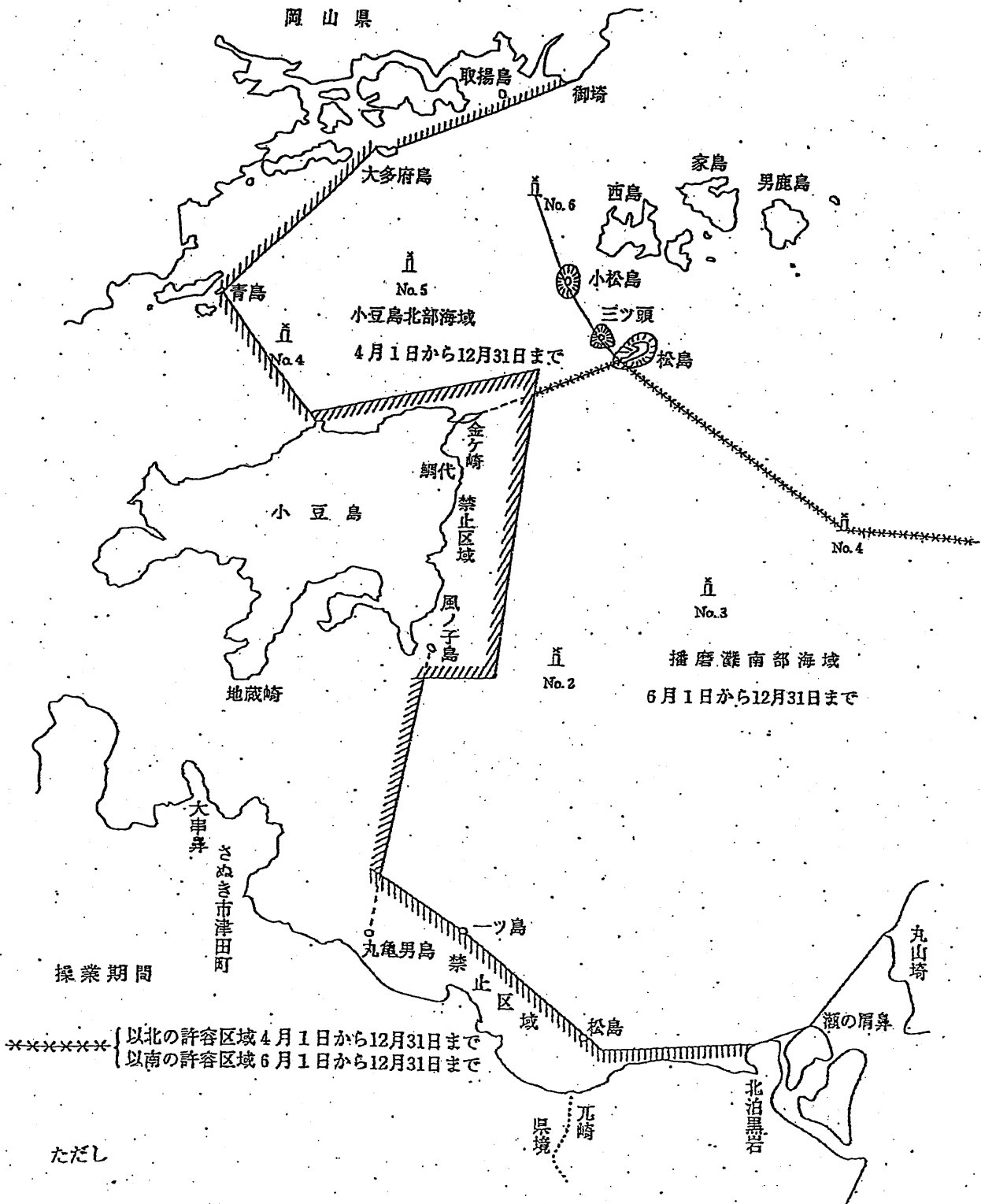
斜線の区域は1月1日から4月30日まで及び7月1日
 から7月31日までの期間は操業禁止する。

なまこぎ網操業区域(小田漁業協同組合)





板びき網漁業区域および期間



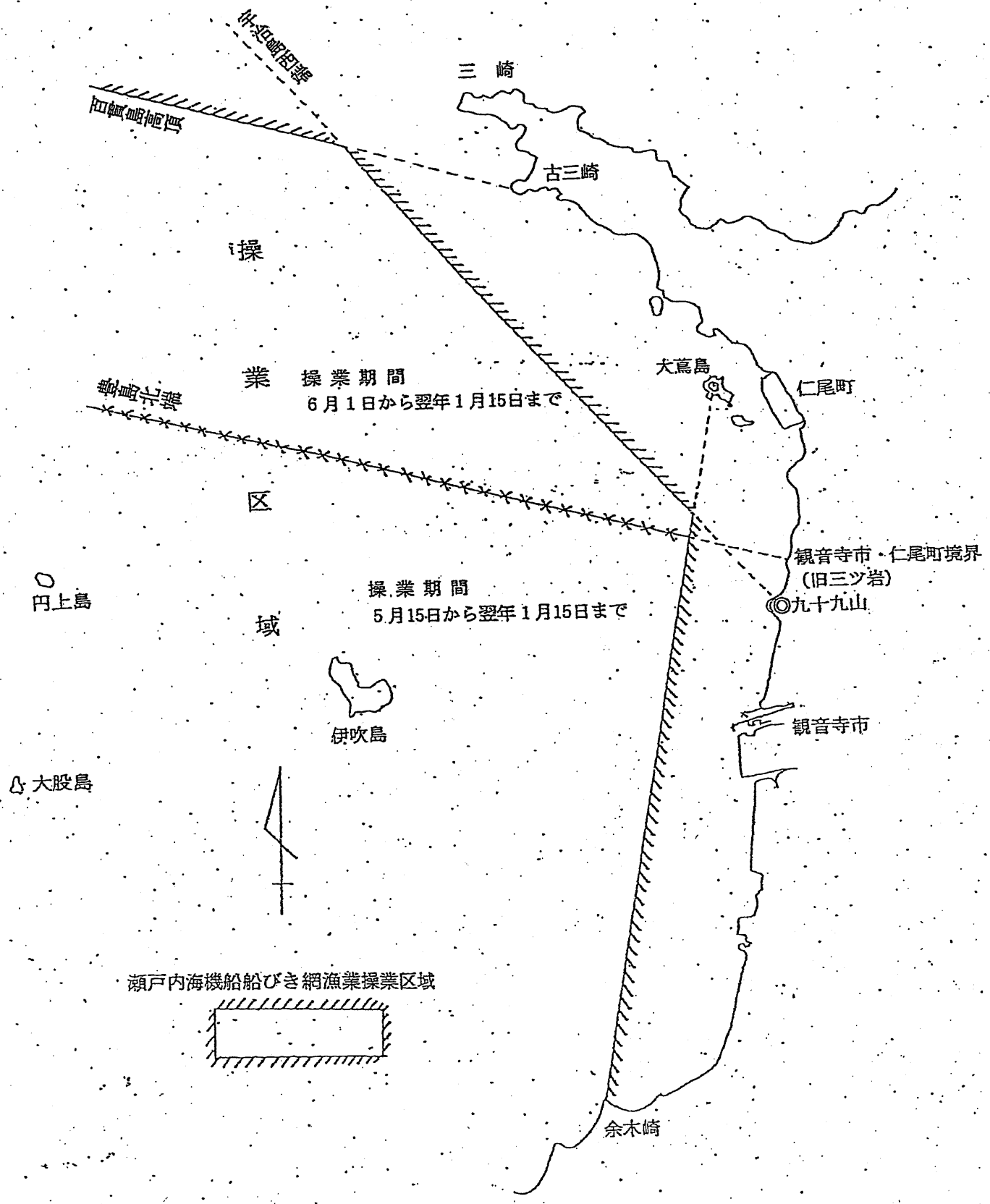
1. たい・さわら柄網・定置網漁業の漁期中は漁具から1,000メートル以内で操業してはならない。

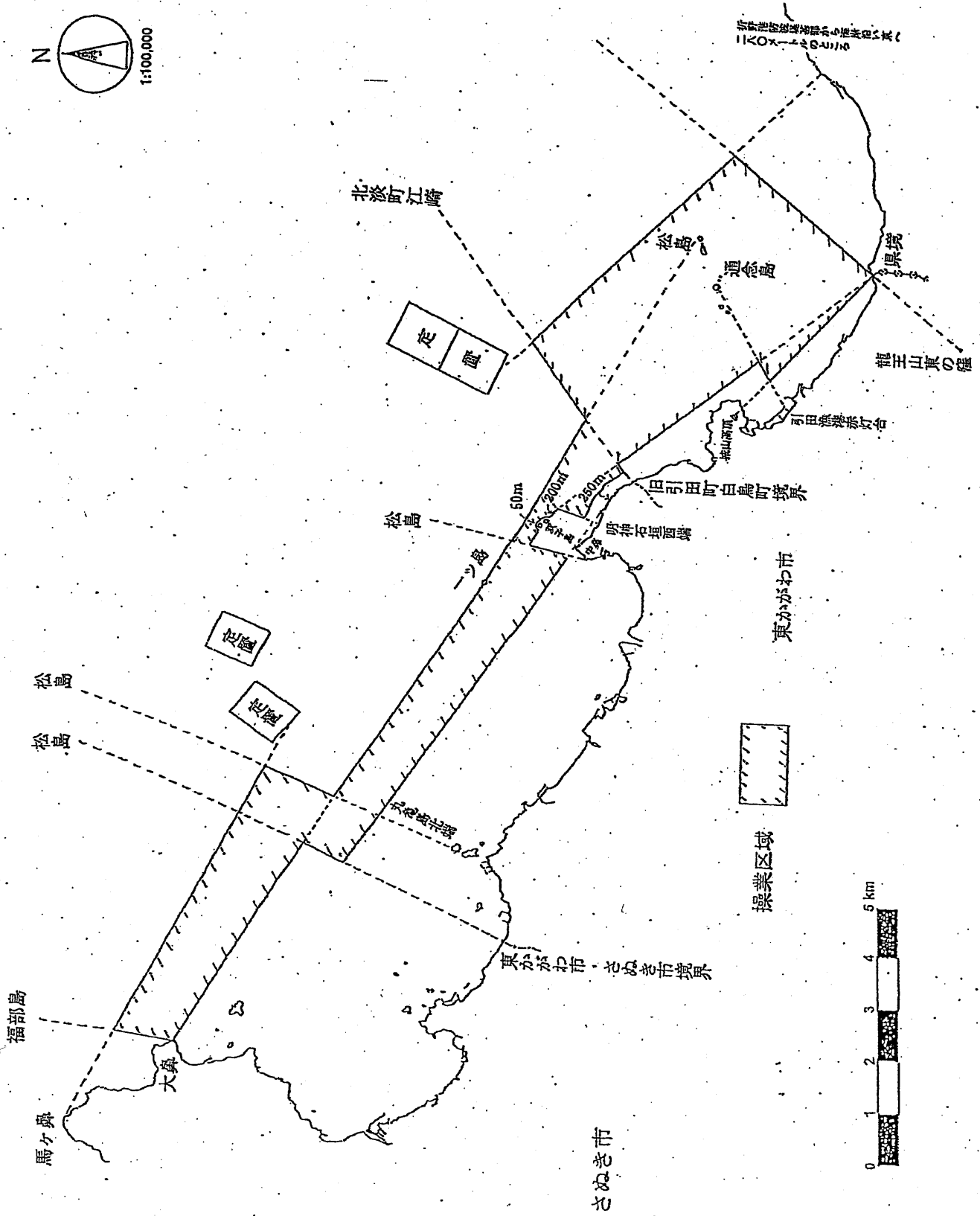
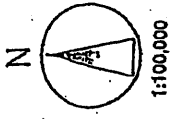
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業および香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第2号に掲げる機船船びき網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

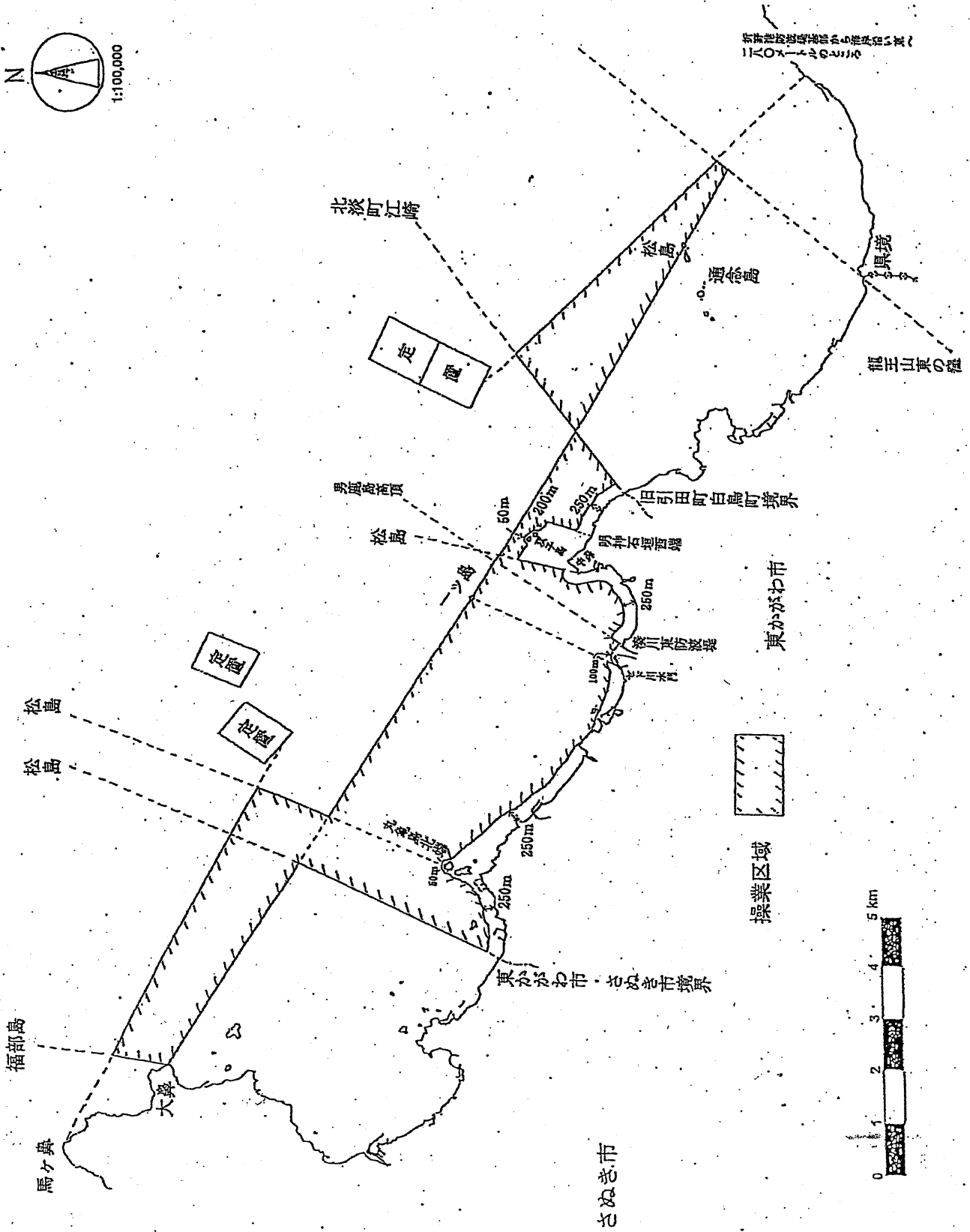
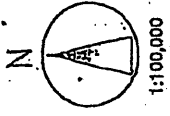
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いわし機船船びき網漁業	別紙1のとおり	5月15日から1月15日まで (詳細は別紙1に記載のとおり)	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	0	三豊市（仁尾町）、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	5月20日から12月20日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	5月20日から12月20日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	5月20日から12月20日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	5月15日から1月15日まで (詳細は別紙1に記載のとおり)	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	0	愛媛・香川連合海区入漁協定の参加者
	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面	7月1日から12月31日まで	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	0	広島・香川連合海区入漁協定の参加者
二そうさより機船船びき網漁業	別紙6のとおり	4月10日から6月20日まで (詳細は別紙5に記載のとおり)	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	0	三豊市（西詫間・仁尾町）、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者

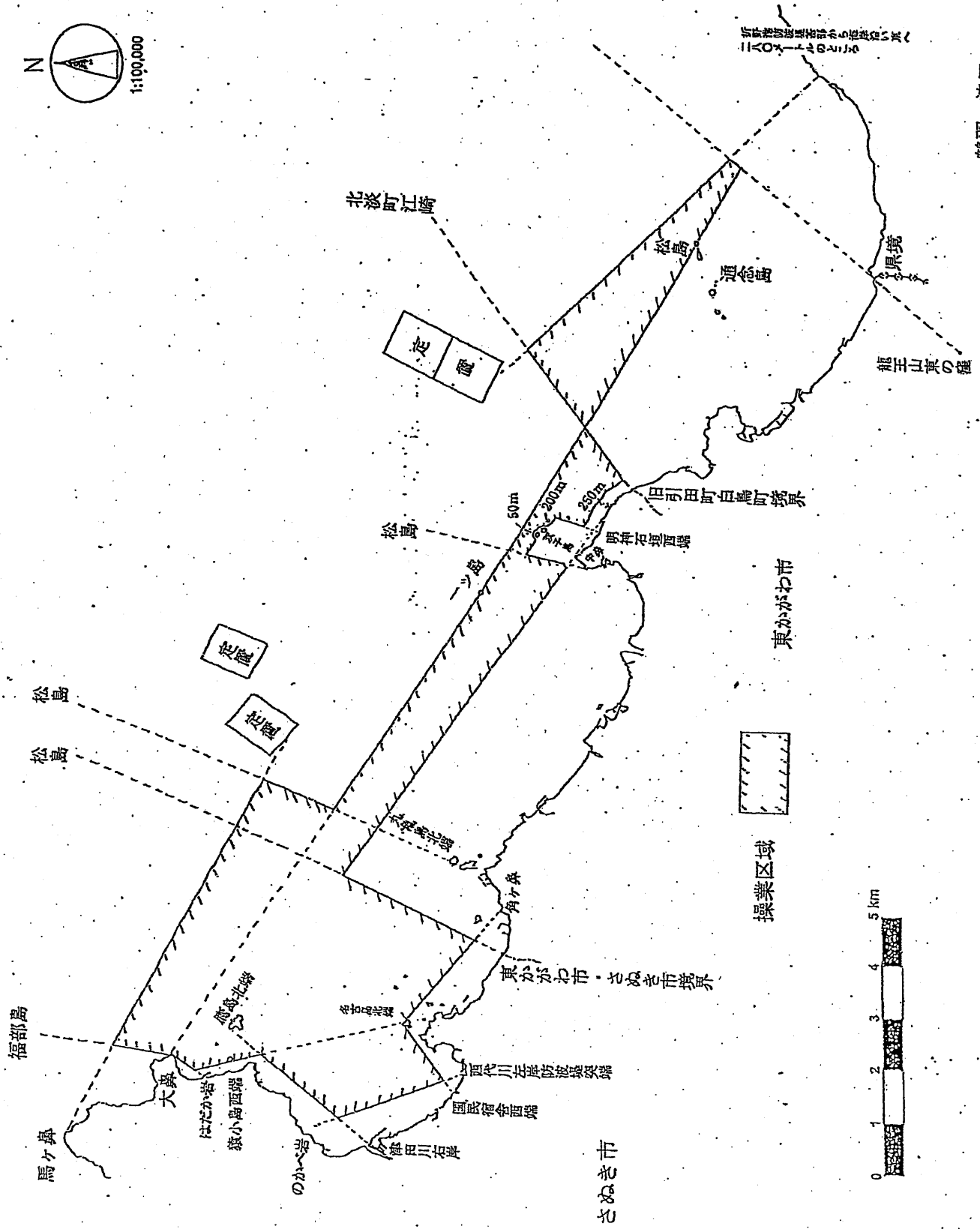
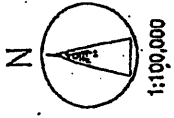
2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし



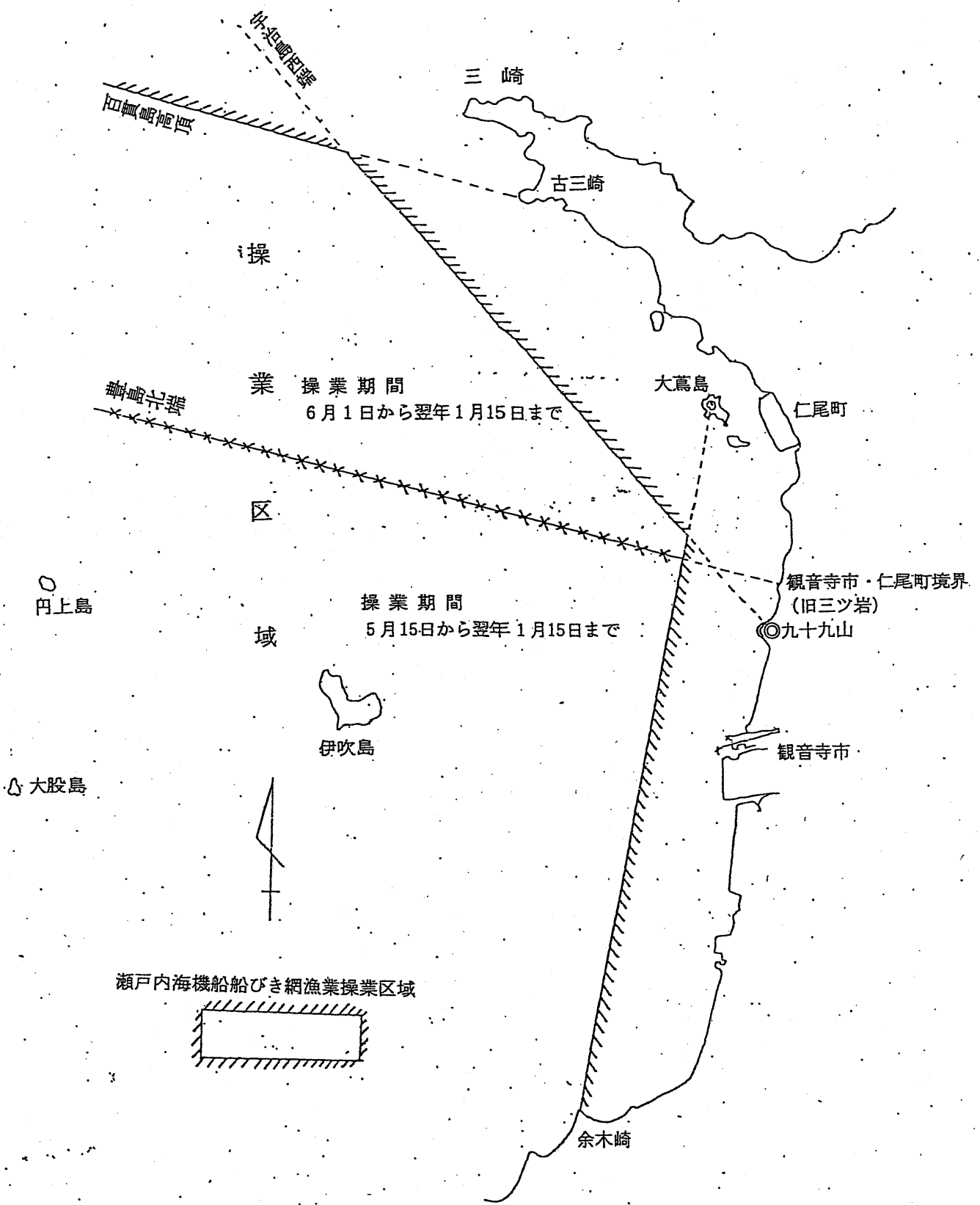


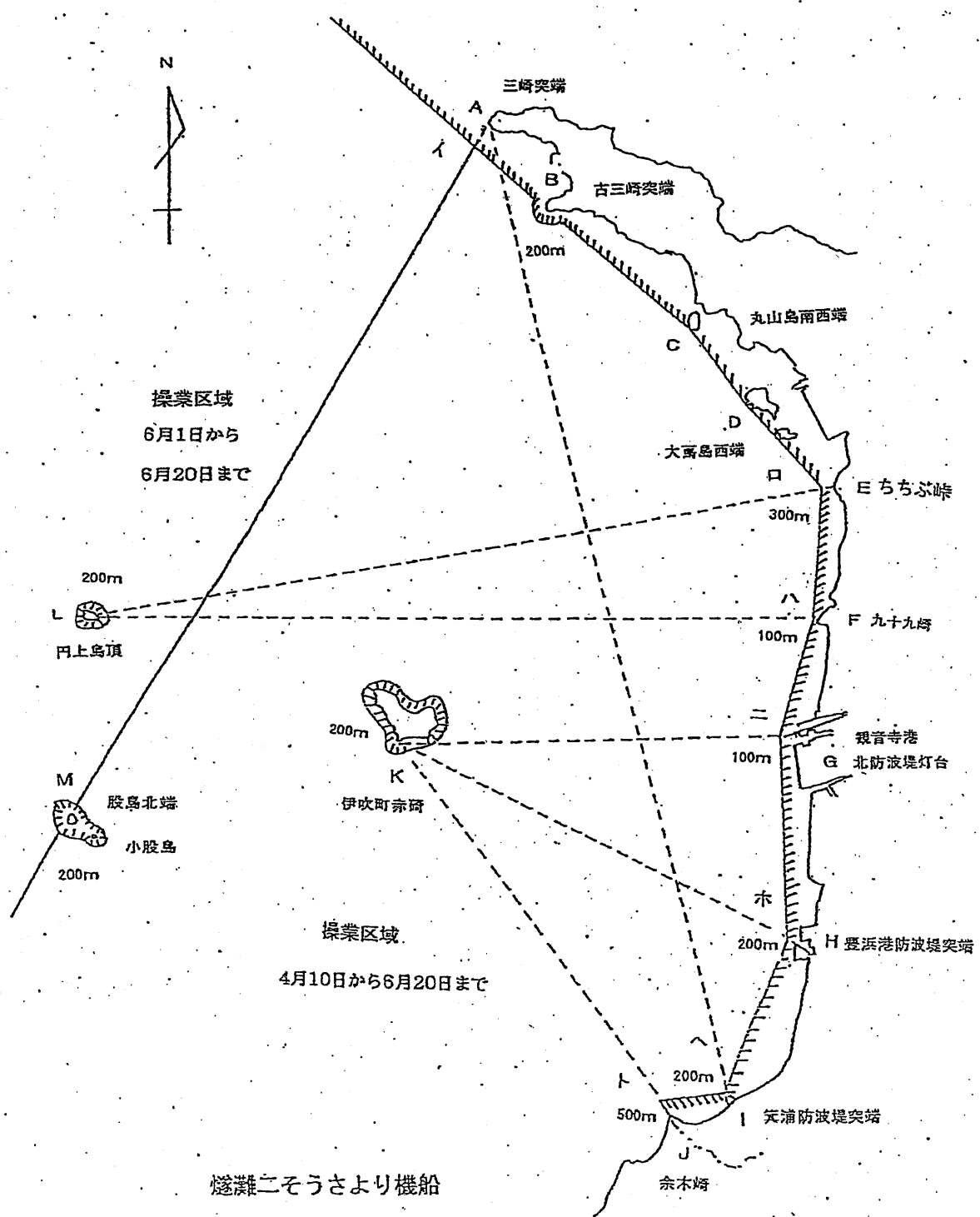
引田





鶴羽、津田





船びき網漁業作業区域
船びき網漁業作業区域

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第3号に掲げる地びき網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

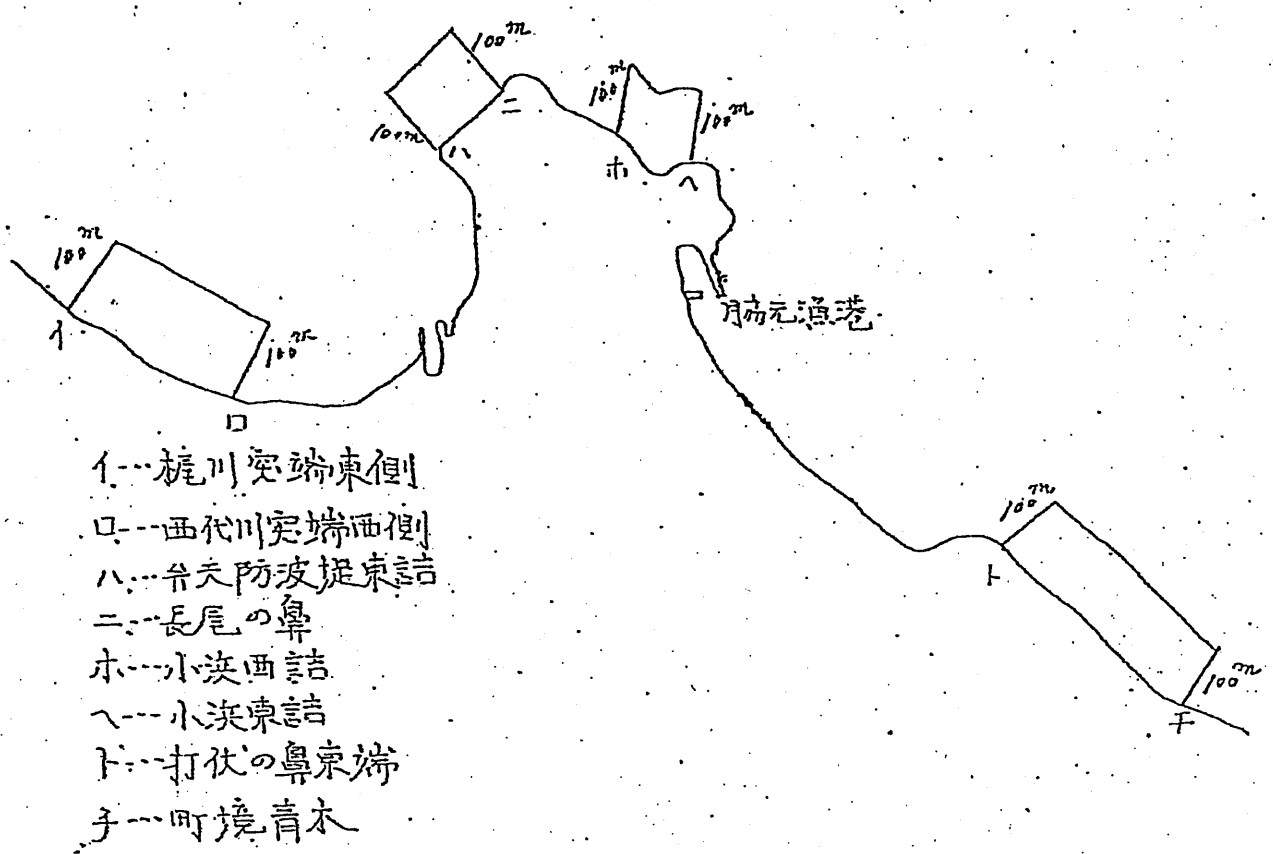
1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
地びき網漁業	別紙1のとおり	10月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	4月20日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	4月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	4月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
動力付きいわし 地びき網漁業	別紙6のとおり	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	別紙7のとおり	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

鶴羽操業区域

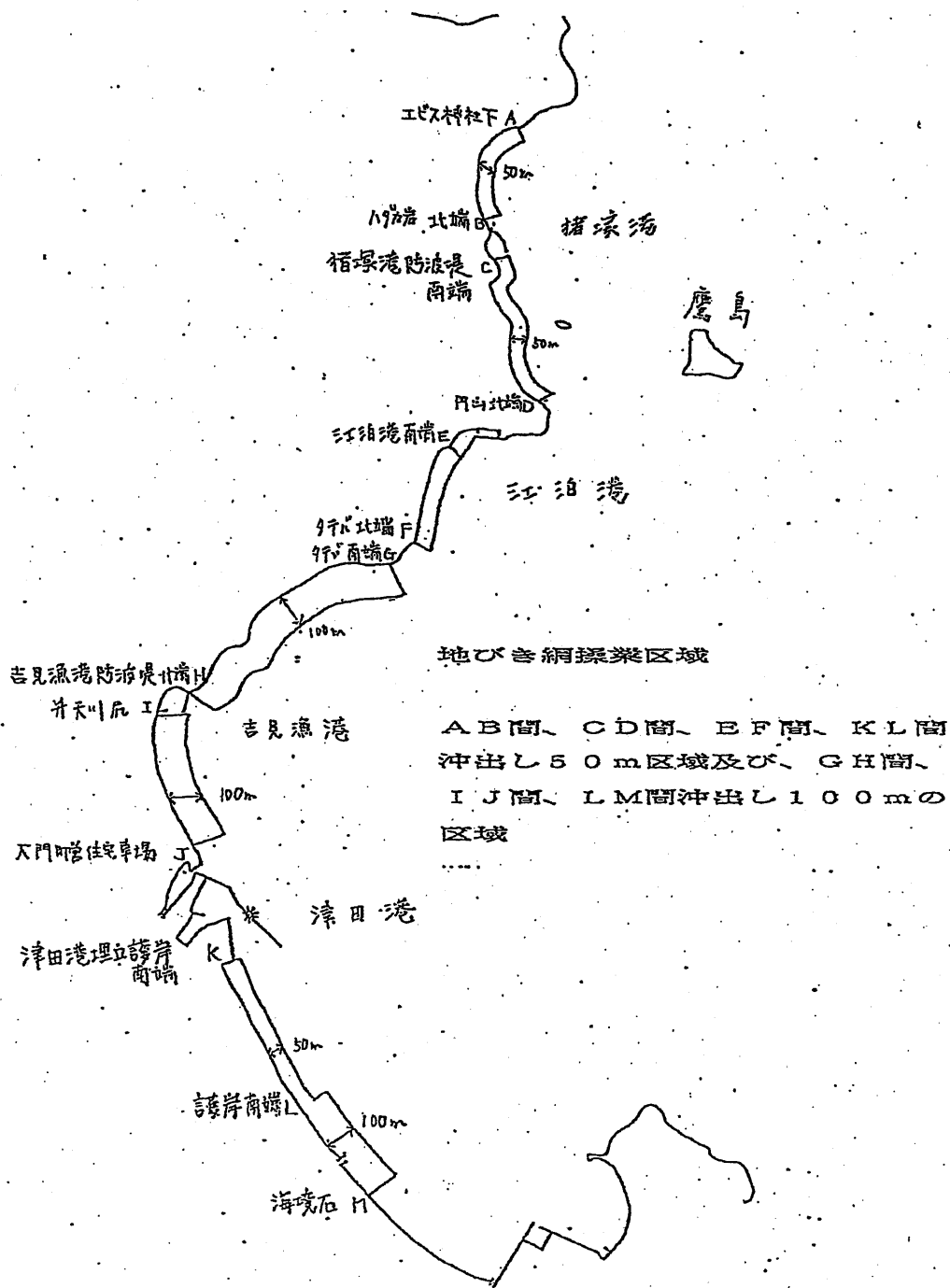
名古屋島



- I... 梶川突端東側
- K... 西代川突端西側
- H... 弁天防波堤東詰
- Ni... 長尾の鼻
- Ho... 小浜西詰
- He... 小浜東詰
- To... 打伏の鼻東端
- Chi... 町境青木

操業区域

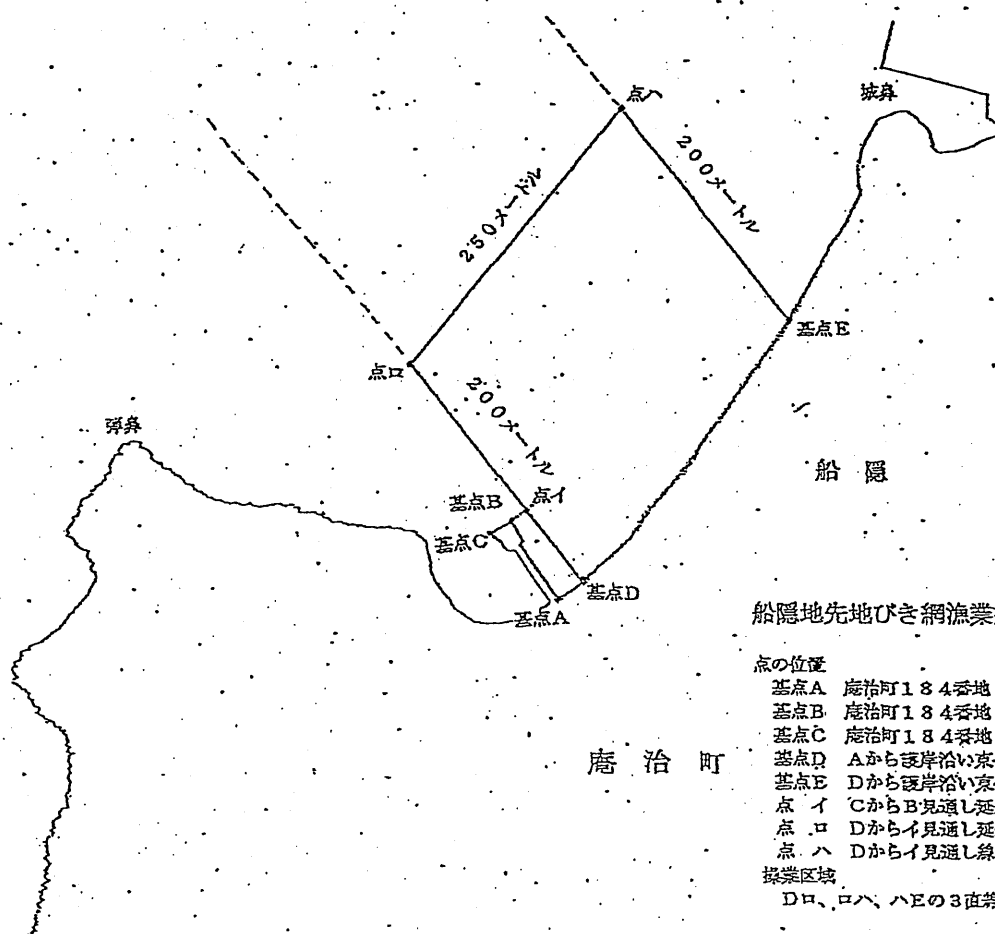
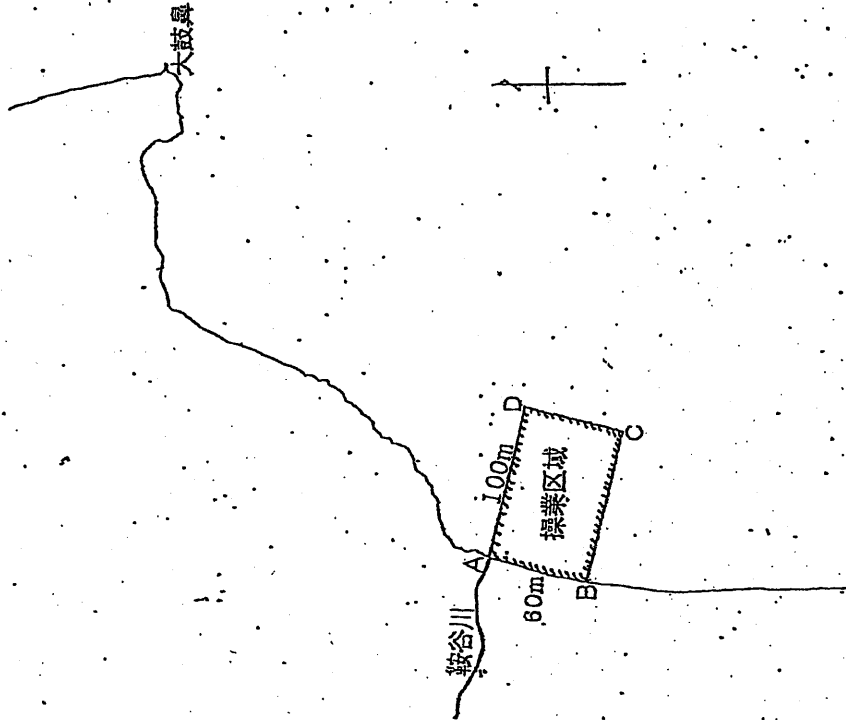
I, K, H, Ni, Ho, He, To, Chi 間沖出し100mの区域



鹿治漁業協同組合 地びき網漁業 操業区域

- 基点 A 鞍谷川河口
 B Aから海岸沿い南へ60メートルのところ
 C Bから沖出し100メートルのところ
 D Aから沖出し100メートルのところ

操業の区域
 AD・DC・CBの3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

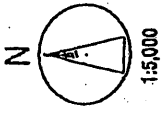


船隠地先地びき網漁業操業区域

- 点の位置
 基点A 鹿治町184番地 (創価学会四国研修道場) 地先棧橋東側基部
 基点B 鹿治町184番地 (創価学会四国研修道場) 地先棧橋北端
 基点C 鹿治町184番地 (創価学会四国研修道場) 地先棧橋西北端
 基点D Aから海岸沿い東へ20メートルのところ
 基点E Dから海岸沿い東へ250メートルのところ
 点イ CからB見通し延長線上Bから10メートルのところ
 点ロ Dからイ見通し延長線上Dから200メートルのところ
 点ハ Dからイ見通し線に平行にEから北へ200メートルのところ
 操業区域
 Dロ、ロハ、ハEの3直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

鹿治町

地びぎ網漁業許可操業区域



基点A 室生北港A防波堤基部
 基点B 室生漁港B防波堤突端
 AからB見通し線と最大高潮時
 海岸線に囲まれた区域

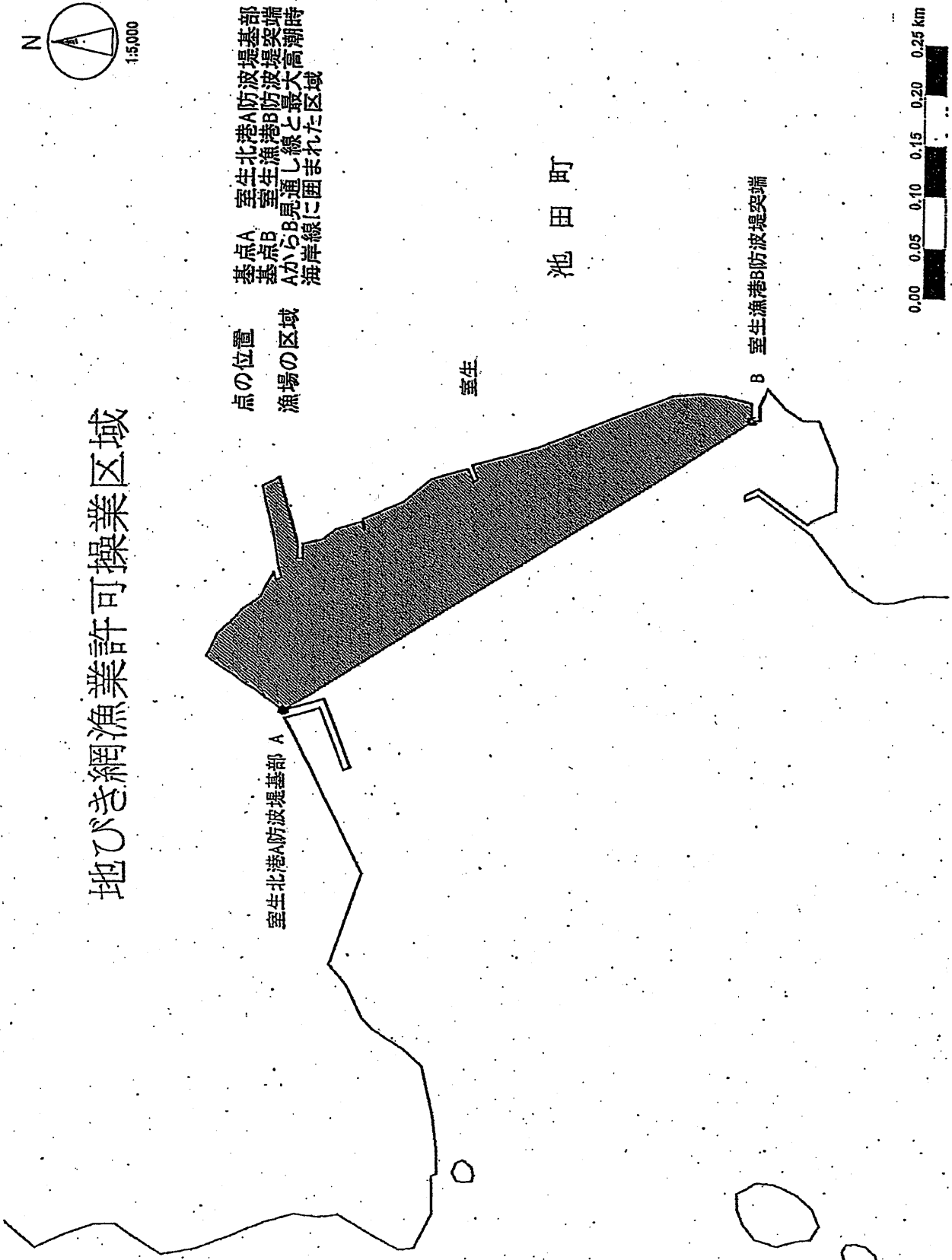
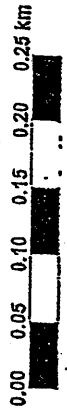
点の位置
 漁場の区域

室生

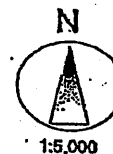
池田町

弁天島

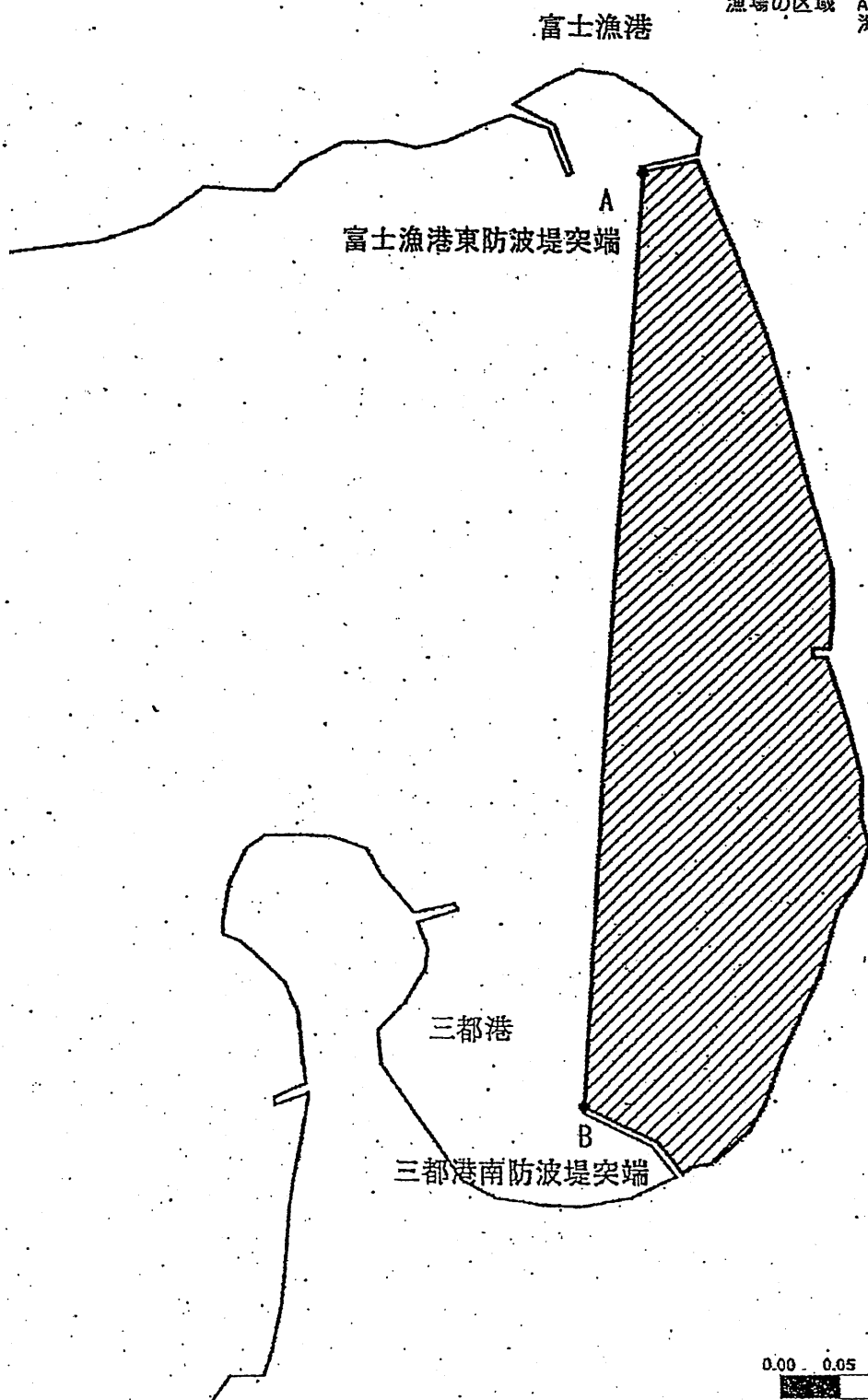
B 室生漁港B防波堤突端



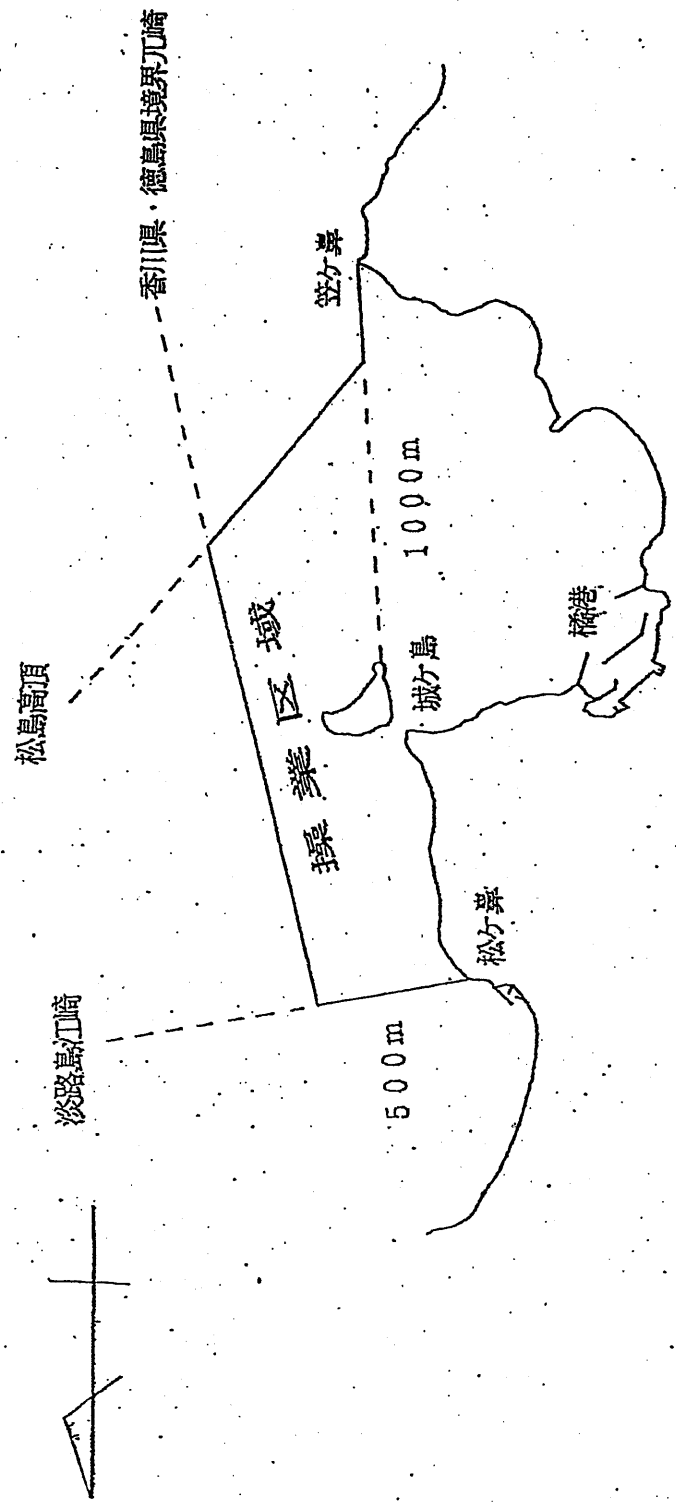
地びき網漁業許可操業区域



点の位置 基点A 富士漁港東防波堤突端
基点B 三都港南防波堤突端
漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時
海岸線に囲まれた区域



動力付いわし地びき網漁業操業区域

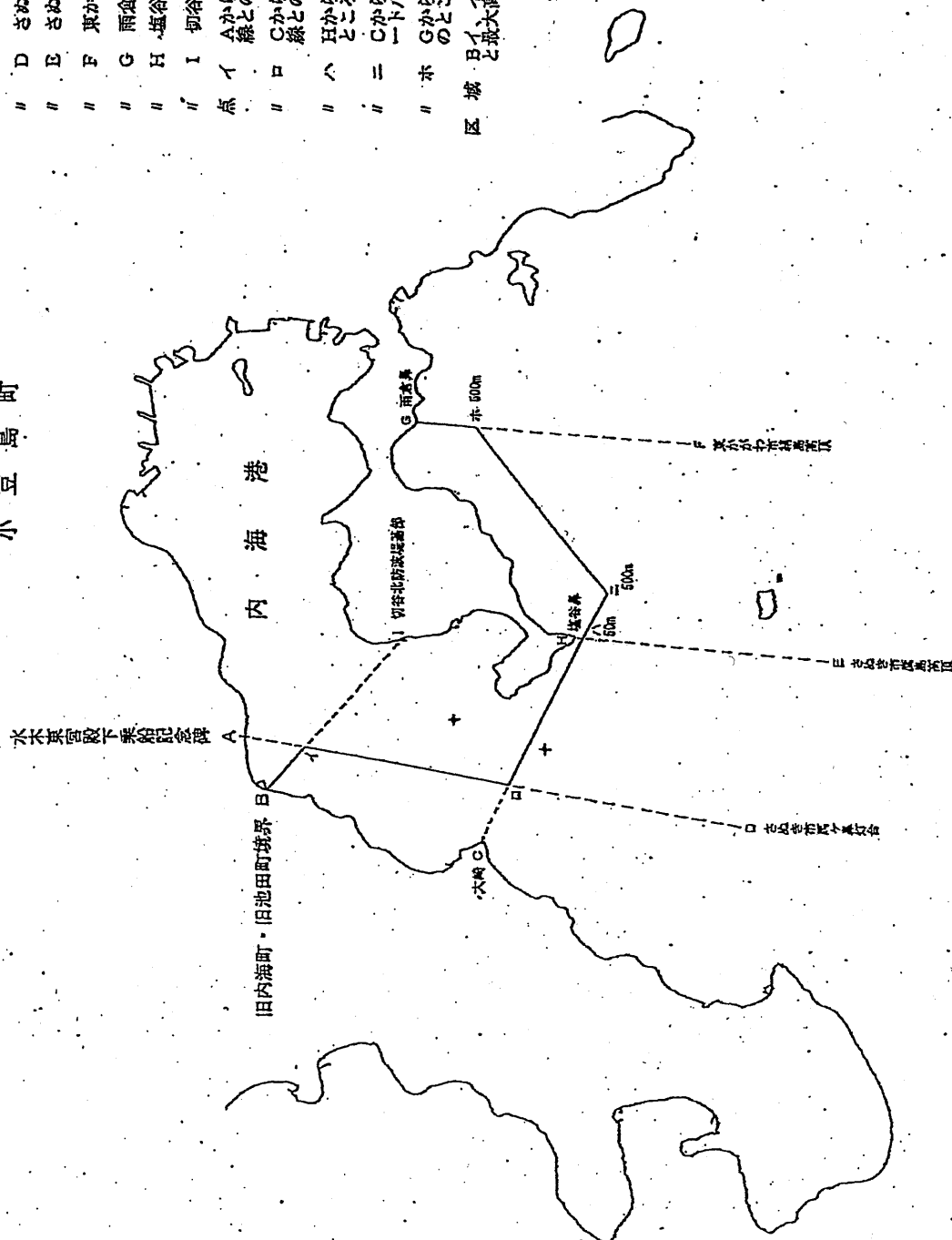


動力付きいわし地びき網
漁業操業区域

- 基点 A 水木東宮殿下乗船記念碑
- " B 旧内海町・旧池田町境界
- " C 大崎
- " D さぬき市磯ヶ鼻灯台
- " E さぬき市磯島高頂
- " F 東かがわ市額島高頂
- " G 雨倉鼻
- " H 塩谷鼻
- " I 切谷北防壁堤趾部
- 点 イ AからD見通し線とBからI見通し線との交差点
- ロ CからH見通し線とAからD見通し線との交差点
- ハ HからE見通し線上五〇メートルのところ
- ニ CからH見通し線上へから五〇メートルのところ
- ホ GからF見通し線上五〇メートルのところ

区域 B・イ・ロ・ニ・ホ、ホGの五直線と最大高潮海岸線に囲まれた区域

小豆島町



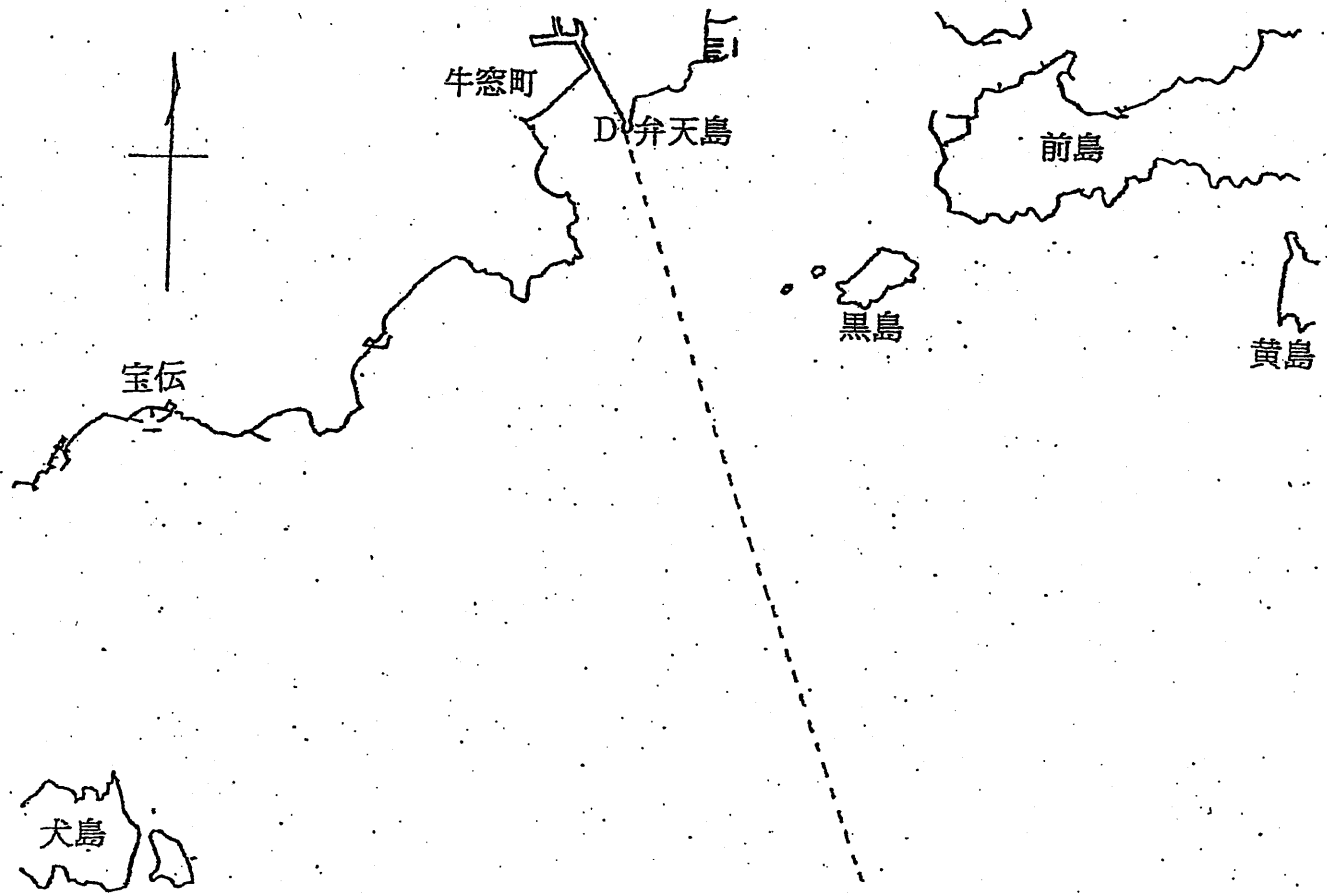
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第4号に掲げる袋まち網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いかなご込網漁業	庵治町地先海面・オーシャの瀬	2月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・王越前地先海面	1月15日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	1月15日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、香西、下笠居、東瀬戸（女木）、直島に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	2月1日から 6月20日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	2月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面（ただし丸亀地先沖を除く）	2月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
餌料いわし込網漁業	1. 庵治町地先海面 2. 稲木出し（オーシャの瀬） （但し、高松市朝日新町埋立地東北端と男木島北の高を結ぶ線から西の高松海面を除く）	7月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面（但し、別紙2の区域は除く）	7月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
大型いか込網漁業	別紙3のとおり	4月20日から 6月20日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）、直島に漁業の根拠地を有する者
小型いか込網漁業	別紙4のとおり	4月20日から 6月20日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いか込網漁業	別紙5のとおり	4月20日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島に漁業の根拠地を有する者
魚込網	庵治町地先海面	7月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
まながつお込網	別紙6のとおり	6月21日から 9月1日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）、直島に漁業の根拠地を有する者
	別紙7のとおり	6月21日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	別紙8のとおり	6月21日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島に漁業の根拠地を有する者
小型まながつお込網	別紙9のとおり	6月21日から 9月1日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

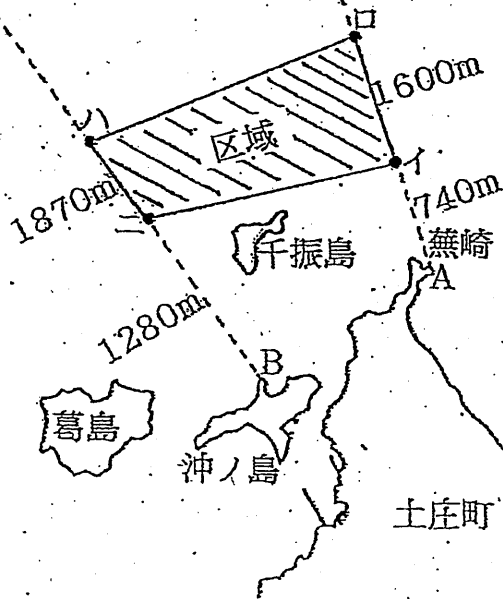


●漁場の区域

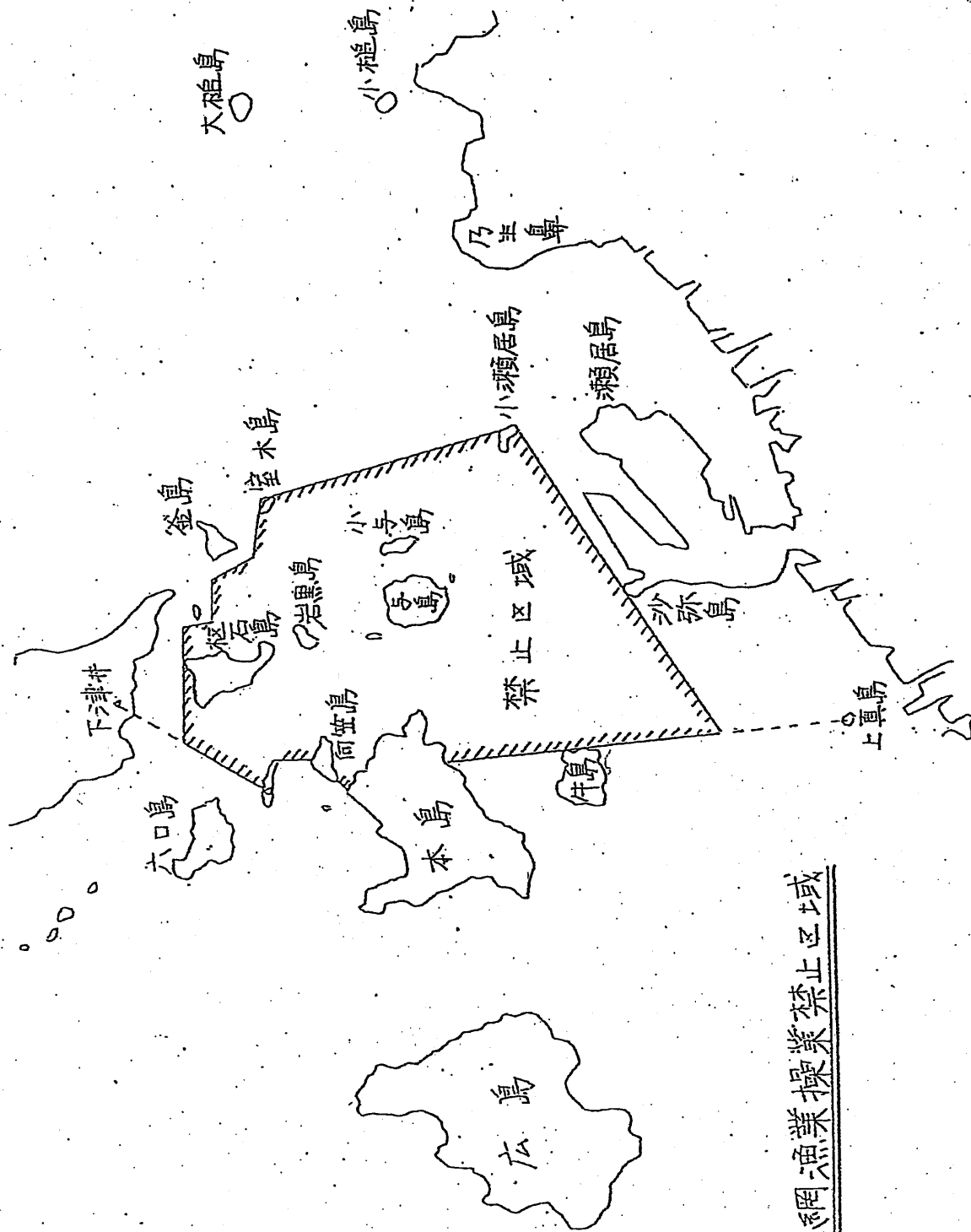
- 基点 A 蕪崎北東端
- B 沖ノ島北端
- C 播磨灘北航路第三号灯浮標
- D 岡山県瀬戸内市牛窓町弁天島
- 点 イ AからD見通し線上Aから740メートルのところ
- ロ AからD見通し線上Aから1,600メートルのところ
- ハ BからC見通し線上Bから1,870メートルのところ
- ニ BからC見通し線上Bから1,280メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

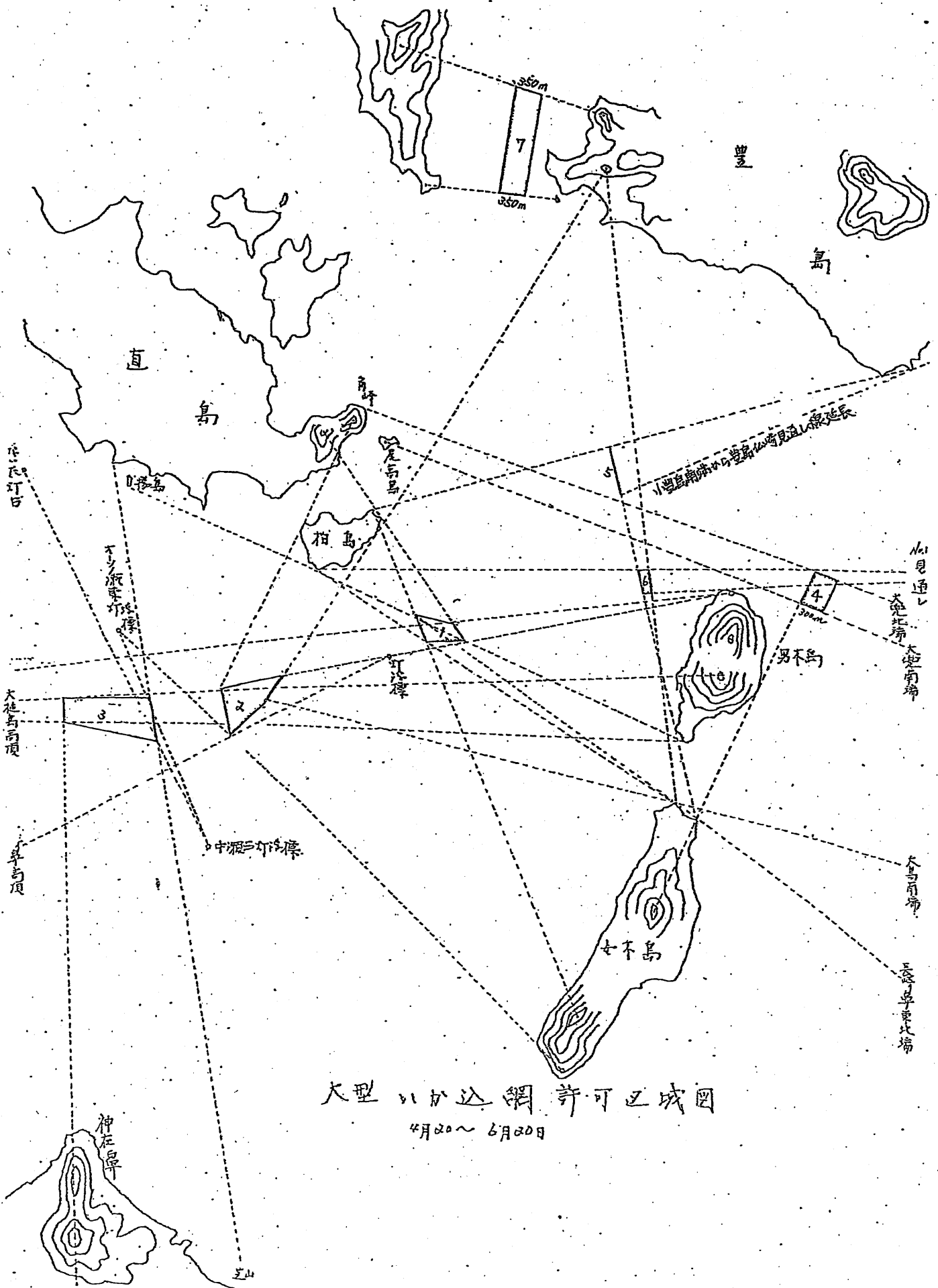
播磨灘北航路第三号灯浮標



土庄町

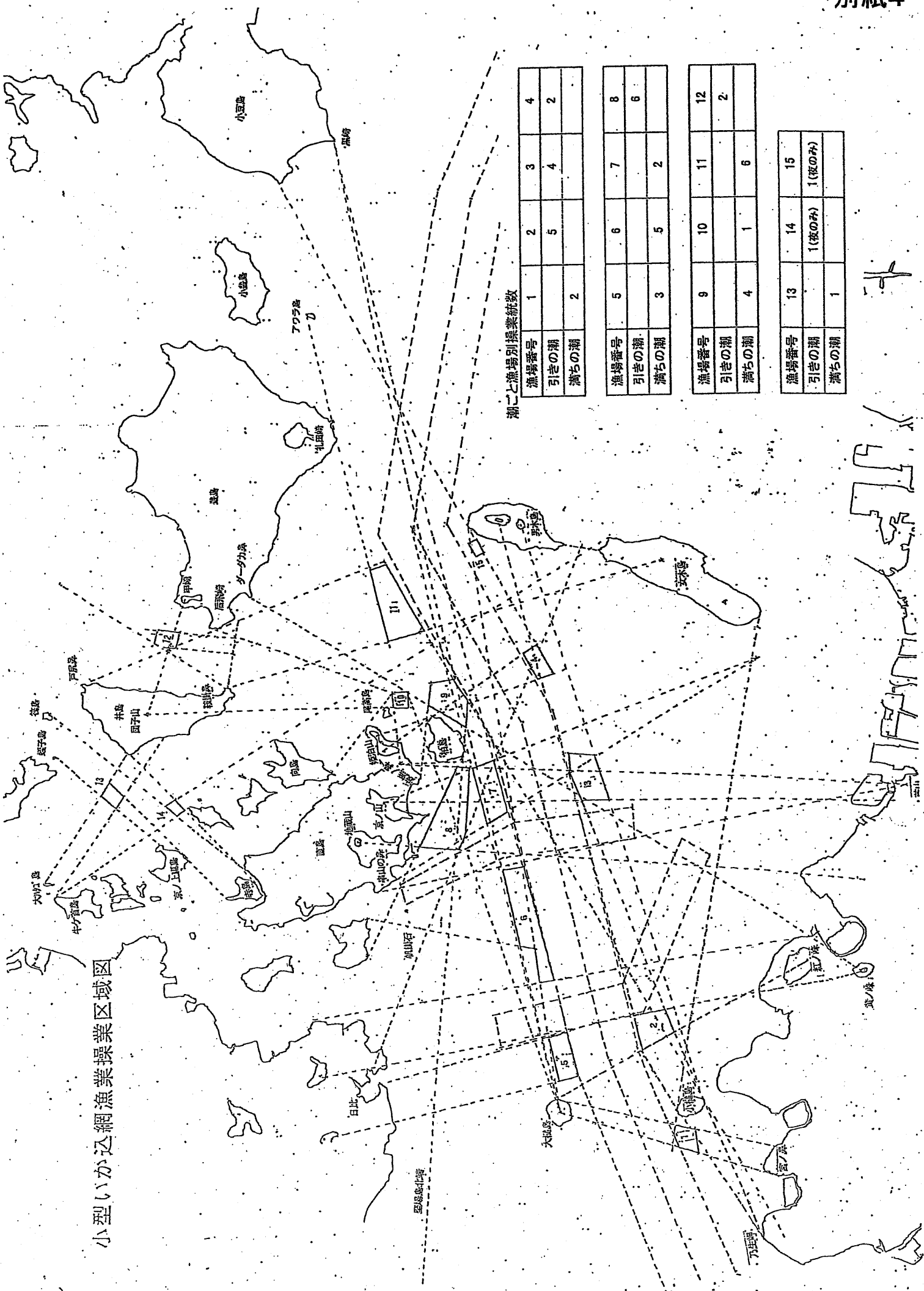


飼料いし込網漁業操業禁止区域



大型 VHF 網 許可区域図
4月20日～6月20日

小型いか込網漁業操業区域図



潮ごと漁場別操業統数

漁場番号	1	2	3	4
引きの潮		5	4	2
満ちの潮	2			

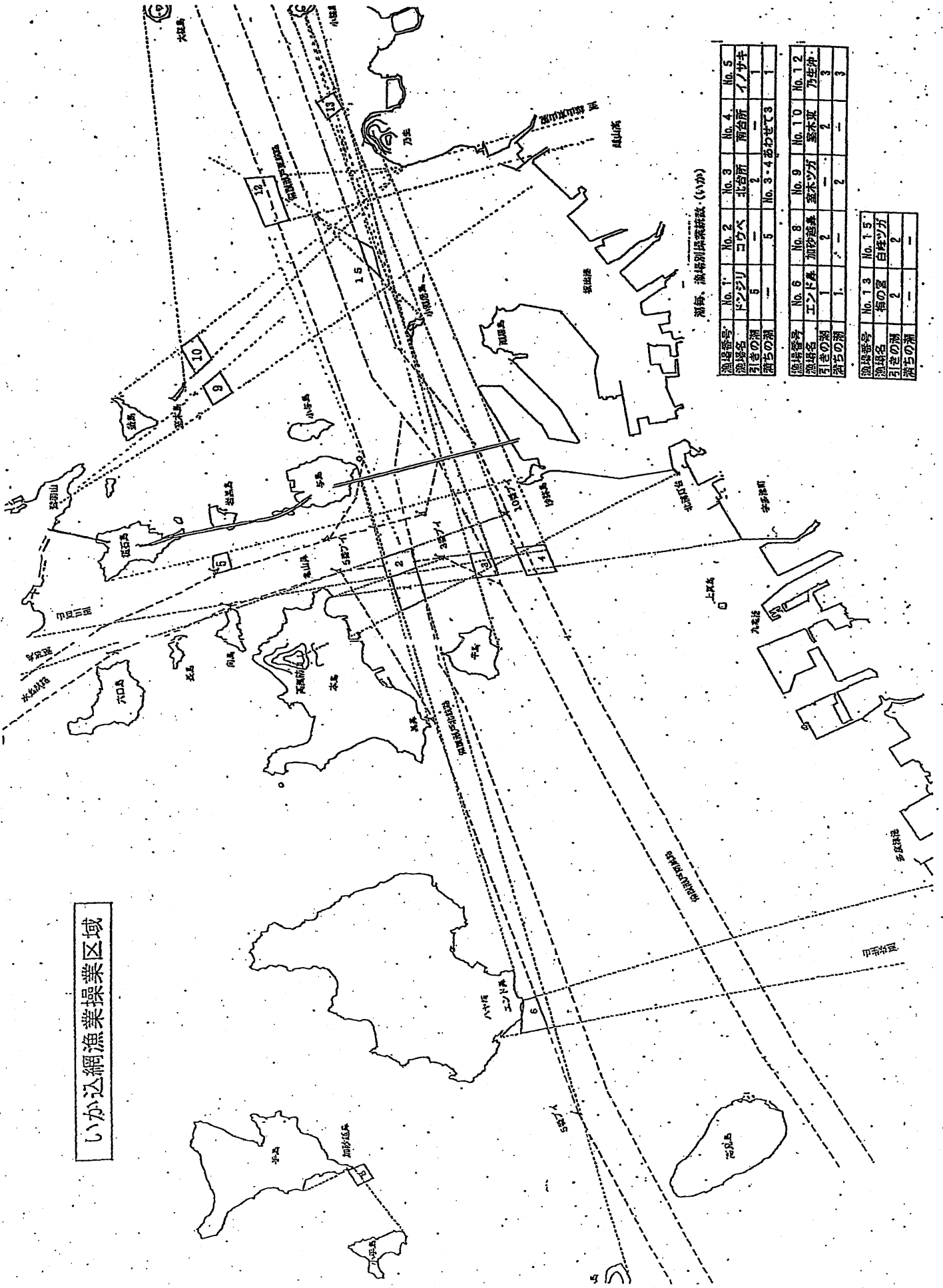
漁場番号	5	6	7	8
引きの潮				6
満ちの潮	3	5	2	

漁場番号	9	10	11	12
引きの潮				2
満ちの潮	4	1	6	

漁場番号	13	14	15
引きの潮		1(夜のみ)	1(夜のみ)
満ちの潮	1		



いか込網漁業操業区域

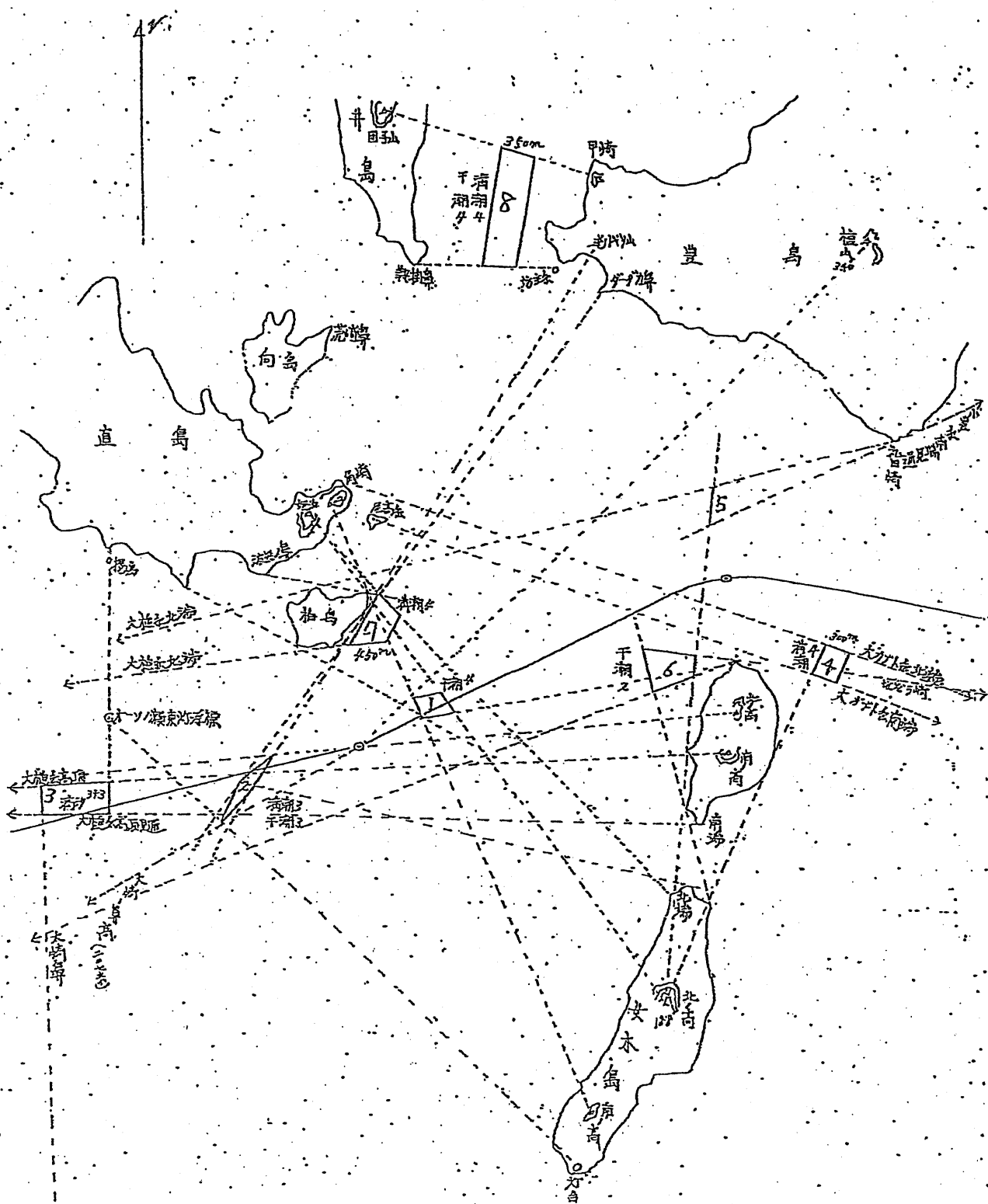


瀬谷、瀬谷特別操業航路（いか）

漁場番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
漁場名	ドンゾリ	コウベ	北谷所	廣谷所	イノヤキ
引きの潮	5	—	2	—	1
漲ちの潮	—	5	No. 3-4あわせて3	—	1

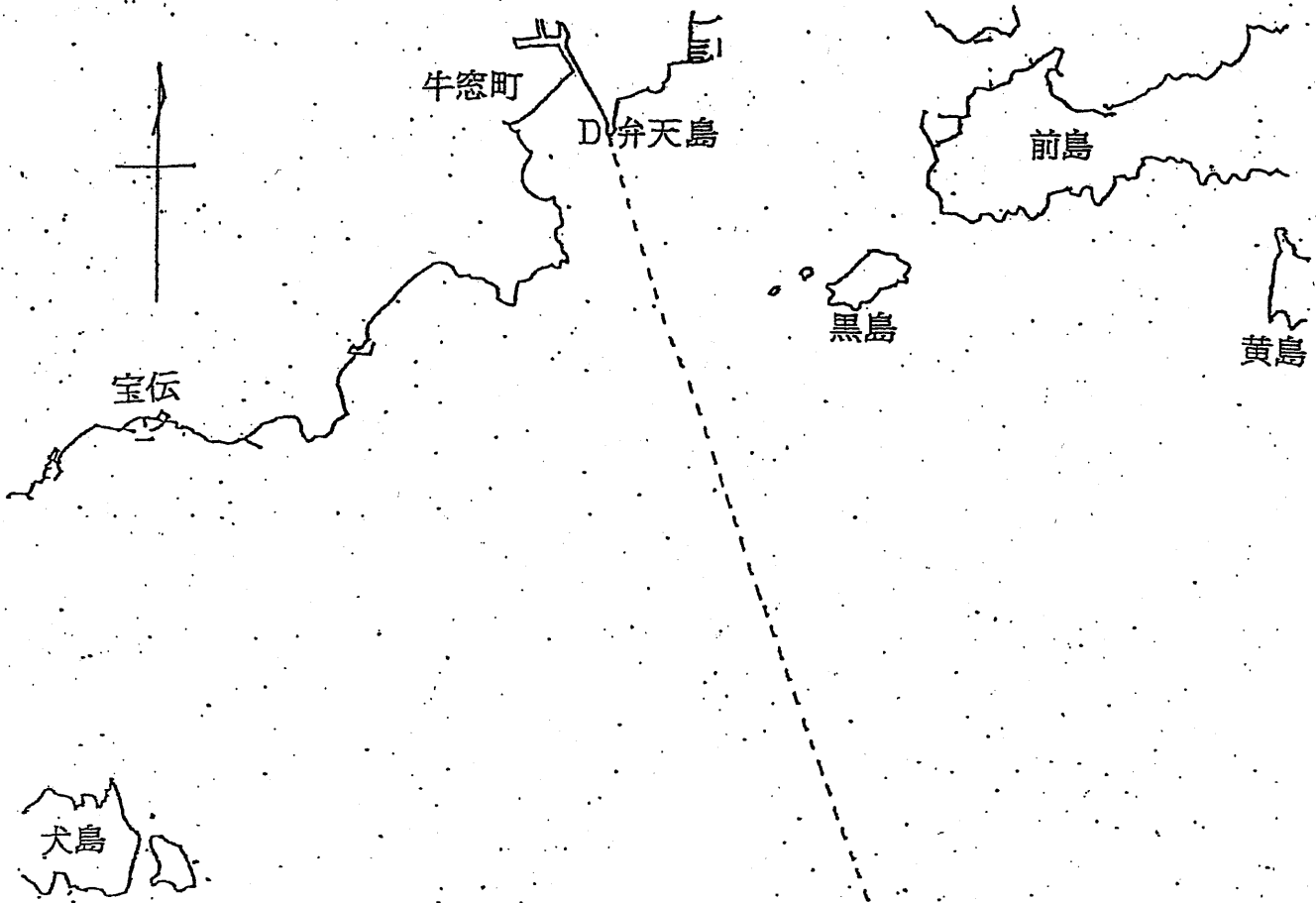
漁場番号	No. 6	No. 8	No. 9	No. 10	No. 12
漁場名	エンド島	加砂越島	釜木ツガ	釜木東	乃佐沖
引きの潮	1	—	—	2	3
漲ちの潮	—	—	2	—	3

漁場番号	No. 13	No. 15
漁場名	梶の屋	白塚ツガ
引きの潮	2	2
漲ちの潮	—	—



高松前まなかつおだ網漁場図



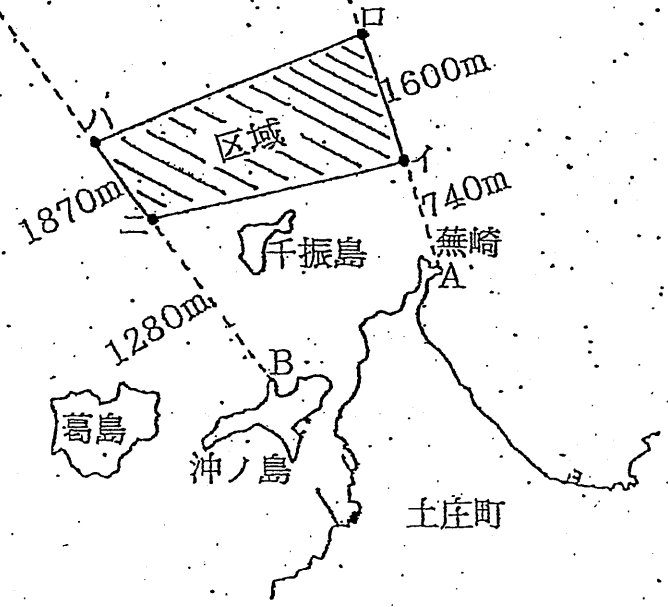


- 漁場の区域
- 基点 A 蕪崎北東端
- B 沖ノ島北端
- C 播磨灘北航路第三号灯浮標
- D 岡山県瀬戸内市牛窓町弁天島
- 点 イ AからD見通し線上Aから
 740メートルのところ
- ロ AからD見通し線上Aから
 1,600メートルのところ
- ハ BからC見通し線上Bから
 1,870メートルのところ
- ニ BからC見通し線上Bから
 1,280メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの
 4直線に囲まれた区域

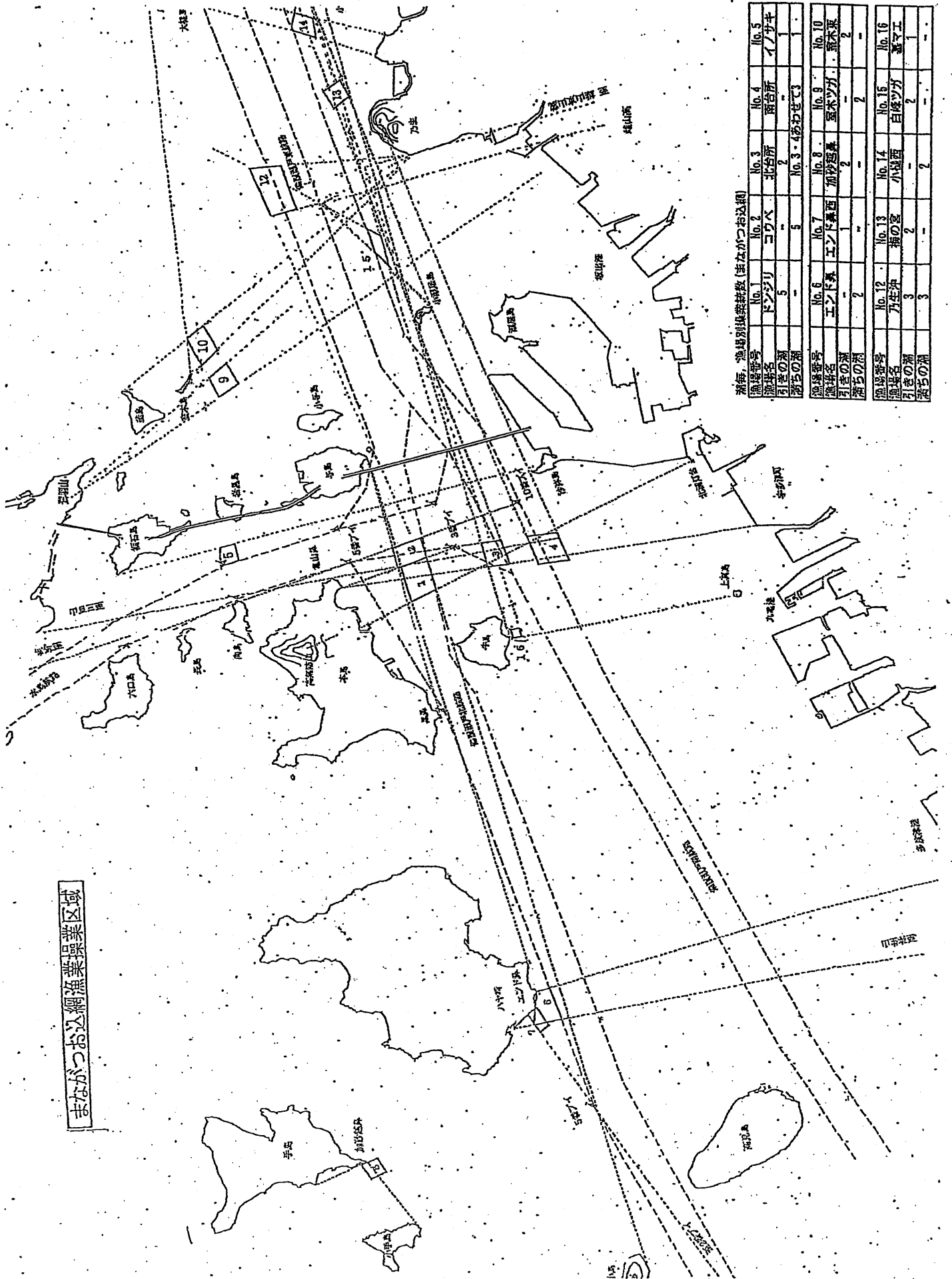
- 操業統数
- みち2統
- ひき2統

播磨灘北航路第三号灯浮標

AC



まながつおひ網漁業操業区域

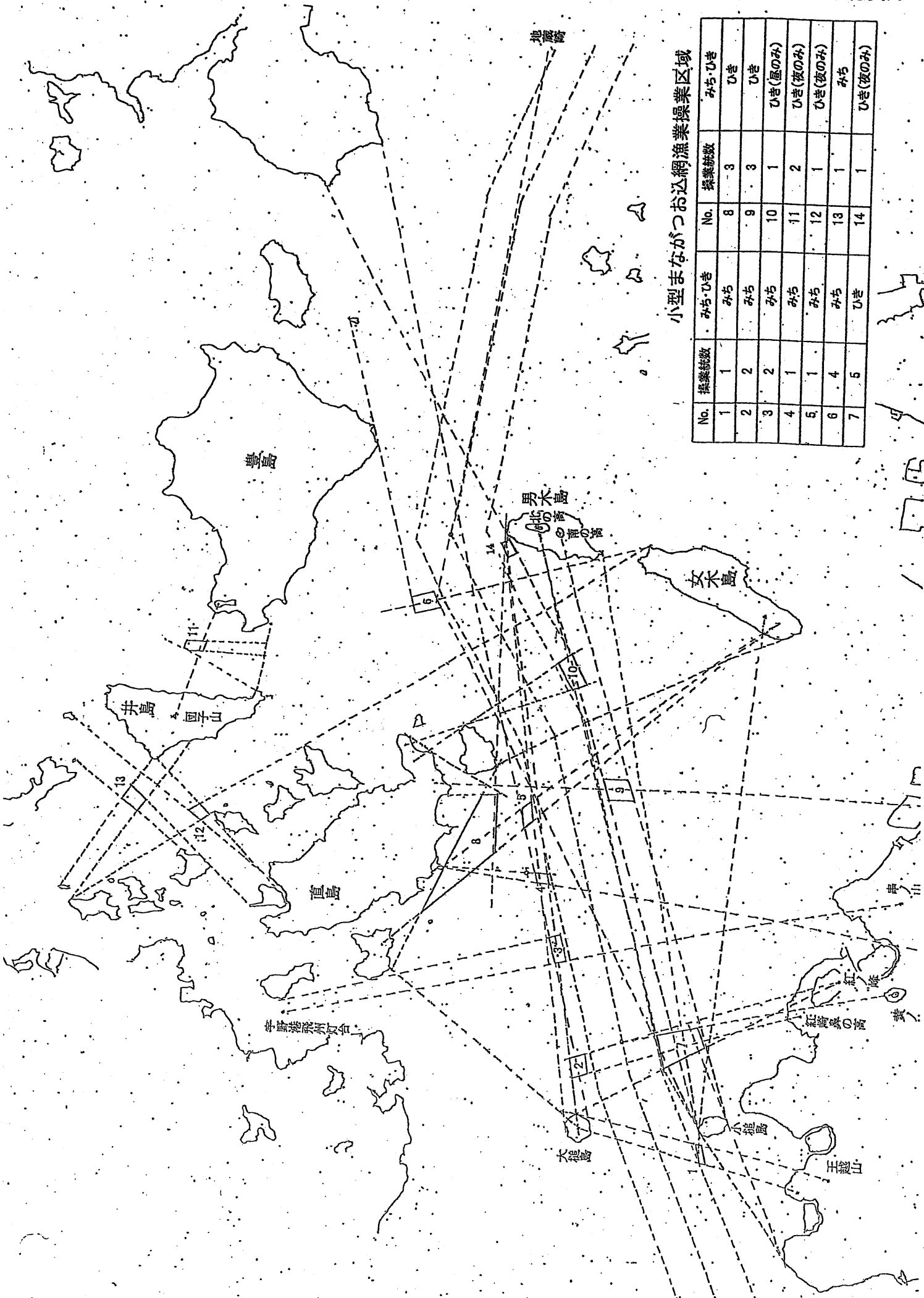


別紙別漁業操業区域(まながつおひ網)

漁場番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	
漁場名	ドンダリ	コウベ	北台所	南台所	イノサキ	
引きの湖	5	5	2	2	1	
漁りの湖	-	-	5	No. 3・4移わせて3	-	
漁場番号	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	
漁場名	エント島	エント島西	加波島	室木ツガ	室木原	
引きの湖	2	1	2	2	2	
漁りの湖	-	-	-	-	-	
漁場番号	No. 11	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16
漁場名	丸島	丸島	丸島	丸島	丸島	丸島
引きの湖	3	3	2	2	2	1
漁りの湖	3	3	-	2	-	-

小型まながつお込網漁業操業区域

No.	操業統数	みち・ひき	No.	操業統数	みち・ひき
1	1	みち	8	3	みち・ひき
2	2	みち	9	3	ひき
3	2	みち	10	1	ひき(昼のみ)
4	1	みち	11	2	ひき(夜のみ)
5	1	みち	12	1	ひき(夜のみ)
6	4	みち	13	1	みち
7	5	ひき	14	1	ひき(夜のみ)

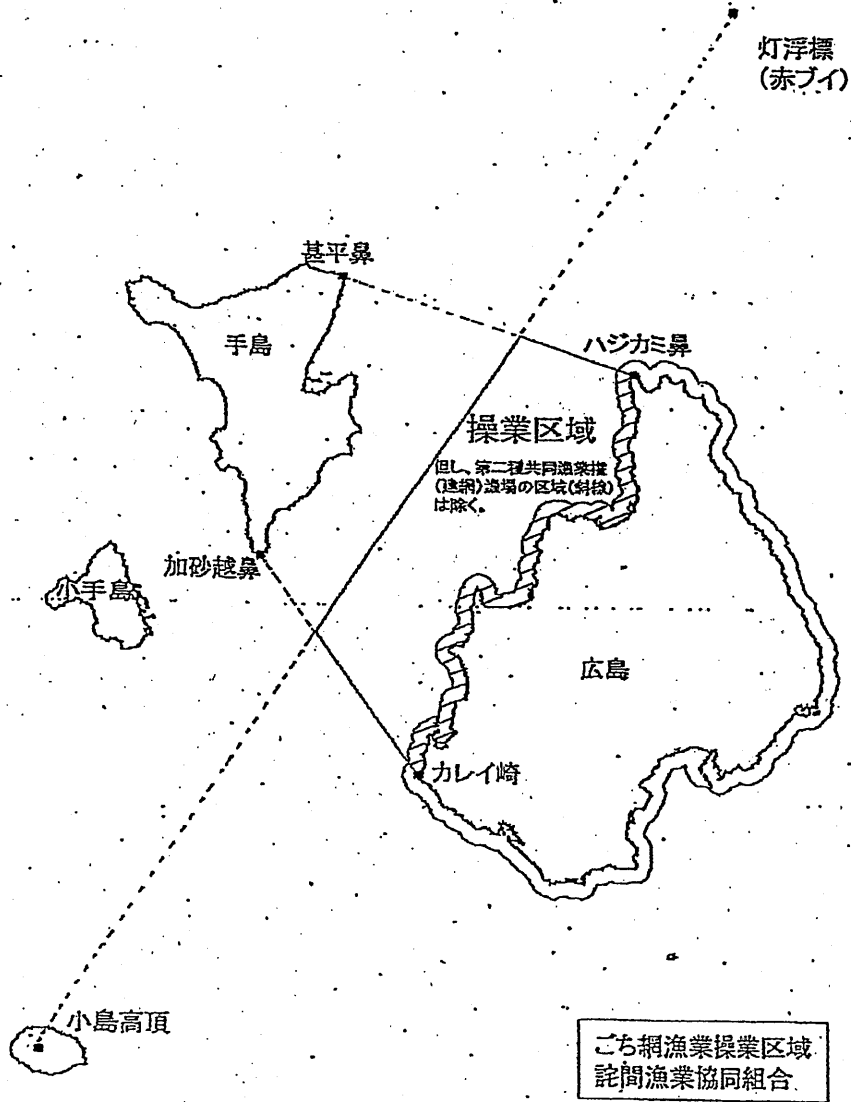


漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第5号に掲げるごち網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業	さぬき市志度、鴨庄及び小田・牟礼町・小豆郡地先海面	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面 但し、小型機船底びき網漁業 禁止区域並びに粟島漁協にお ける養殖小割施設の周囲250 メートル以内の区域を除く	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	詫間、三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	5月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	詫間に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第7号に掲げるさし網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網	東かがわ市・さぬき市・小豆郡地先海面	漁業時期（別記の漁業時期をいう。以下同じ）の1	定めなし	定めなし	0	東讃、津田町、さぬき市（小田）、土庄中央（土庄）、四海、内海、池田、鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面	漁業時期の1	定めなし	定めなし	0	津田町、さぬき市（小田）、土庄中央（土庄）、四海、内海、池田、牟礼、庵治に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡・香川郡地先海面	漁業時期の1	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡・香川郡・綾歌郡地先海面	漁業時期の2	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡・綾歌郡地先海面	4月25日から7月20日まで 9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・綾歌郡地先海面	4月25日から7月20日まで 9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、香西、下笠居、東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	香川郡・綾歌郡地先海面	4月25日から7月20日まで 9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、下笠居に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	4月25日から 7月20日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	下笠居、高松市瀬戸内、香西、東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡地先海面	漁業時期の1	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄・大部）、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡東部海面	4月20日から 7月15日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の3	定めなし	定めなし	0	坂出市、宇多津、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	旧香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の3	定めなし	定めなし	0	与島、宇多津に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の4	定めなし	定めなし	0	与島、丸亀市、本島、白方、多度津町高見、坂出市に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の3	定めなし	定めなし	0	宇多津に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の4	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月20日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、与島、丸亀市、本島、白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	4月20日から 6月15日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（粟島）、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさし網	三豊市・観音寺市地先海面	漁業時期の5	定めなし	定めなし	0	観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
まながつお流しさし網	東かがわ市・さぬき市地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田）、鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄、牟礼、東瀬戸（女木）、池田に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市・香川郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	屋島、東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、下笠居、屋島、東瀬戸（女木）、香西に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、東瀬戸（女木）、香西、内海、屋島に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・綾歌郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・綾歌郡・坂出市地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	下笠居に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄・家浦）、四海、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡北部及び土庄・池田地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡北部地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄・大部）、四海、唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・香川郡地先海面	6月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）、内海に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まながつお流しさし網	小豆郡東部地先海面	6月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	6月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	6月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見、与島、本島に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	6月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、宇多津、本島に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市地先海面	6月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	白方、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	7月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（粟島）、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
ままかり巻きさし網	志度湾地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄、牟礼、さぬき市（志度）に漁業の根拠地を有する者
	庵治町地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	土庄地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	家浦地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	唐櫃・家浦地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ままかり巻きさし網	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、与島に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	本島、多度津町高見、与島に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	宇多津町地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	宇多津に漁業の根拠地を有する者
	詫間町・多度津町地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	旧観音寺市地先海面	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺に漁業の根拠地を有する者
	広島地先海面	11月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
さより流しさし網	さぬき市津田町地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	小田地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者
	志度湾地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	3月1日から 4月30日まで 10月1日から 1月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	屋島に漁業の根拠地を有する者
さより流しさし網	高松市（牟礼町、庵治町を除く）地先海面	9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	女木島・男木島地先海面	6月12日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	男木島地先海面	6月1日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	大槌島及び小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の香川県海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	香西に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	6月1日から 6月30日まで 9月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡西部地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	橋地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さより流しさし網	坂手地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡南部地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	坂出地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者
	坂出市地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	宇多津に漁業の根拠地を有する者
	旧丸亀市地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	旧多度津町地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	多度津・白方地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	別紙6のとおり	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
きす流しさし網	さぬき市津田町地先海面	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	小田地先海面	5月20日から 8月20日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
きす流しさし網	別紙7のとおり	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	福田地先海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	本島地先海面	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	小手島地先海面	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	広島地先海面	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	別紙8のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	6月1日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	佐柳島地先海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	三豊市地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	詫間（箱浦）及び三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	三豊市詫間町 仲多度郡多度津町地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	栗島地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	栗島地先海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	豊浜町地先海面	5月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者

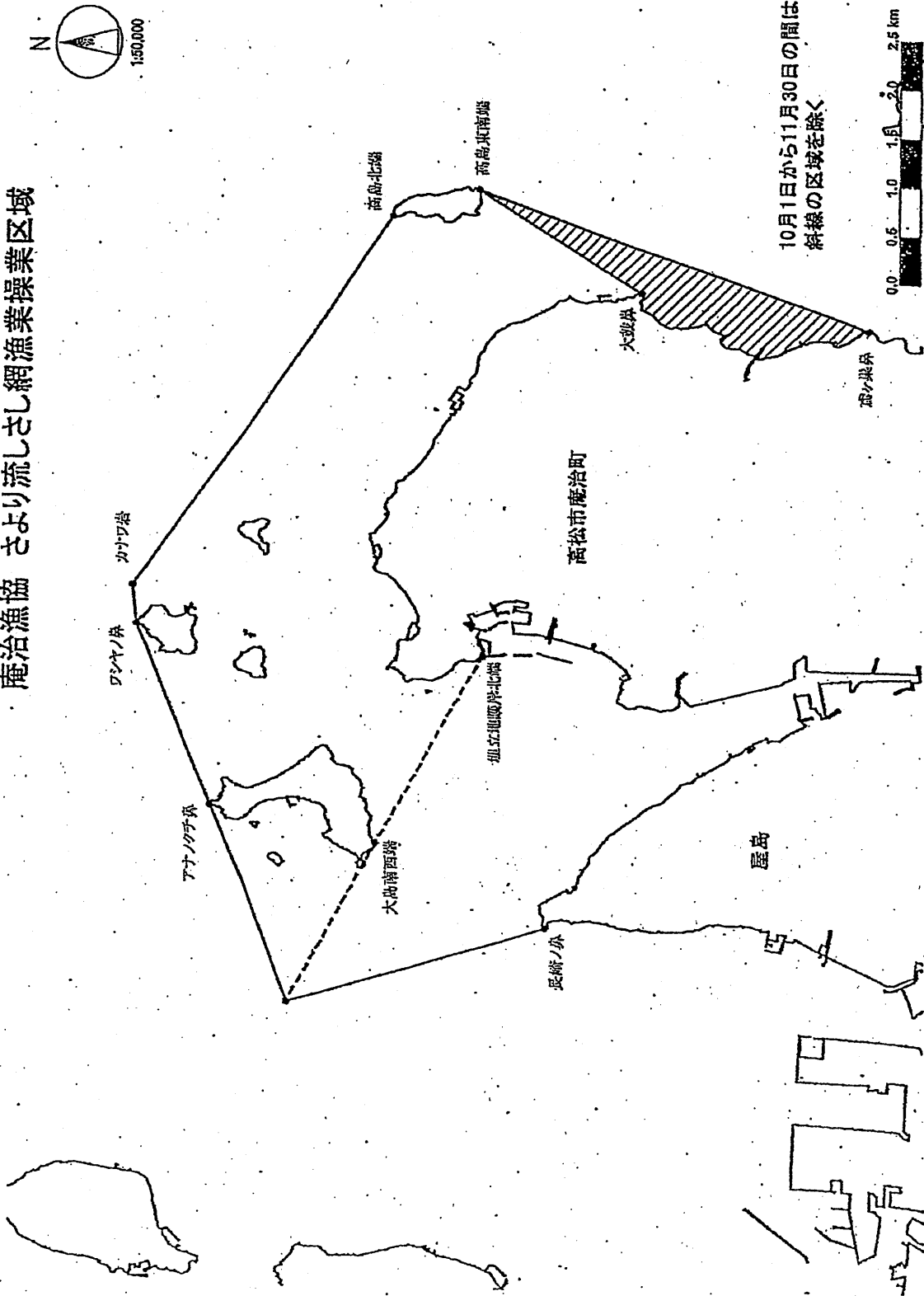
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
きす流しさし網漁業	旧観音寺市地先海面	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者
ぼら囲さし網	鶴羽地先海面	3月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
このしろ巻きさし網	志度湾地先海面	9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
いわし流しさし網	別紙9のとおり	12月1日から2月28日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 漁業時期

- 4月25日から7月20日まで（但し、小豆郡風ノ子島頂上、播磨灘1号ブイ、東かがわ市丸亀島頂上を結んだ線以東及び小豆郡北部の海面は4月20日から7月15日まで） 9月1日から11月30日まで
東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡・香川郡地先海面：4月25日から7月20日まで（但し、小豆郡風ノ子島頂上、播磨灘1号ブイ、東かがわ市丸亀島頂上を結んだ線以東及び小豆郡北部の海面は4月20日から7月15日まで） 9月1日から11月30日まで
- 綾歌郡地先海面：5月1日から7月31日まで 9月1日から11月30日まで
- 4月20日から6月30日まで（但し、大槌島南端と小槌島北端を結んだ線以東の海面は4月25日から7月20日まで、三崎突端と六島東端を結んだ線より以西の海面は4月20日から6月15日まで） 9月1日から11月30日まで
- 4月20日から6月30日まで（但し、三崎突端と六島東端を結んだ線より以西の海面は4月20日から6月15日まで） 9月1日から11月30日まで

庵治漁協 さより流しざし網漁業操業区域

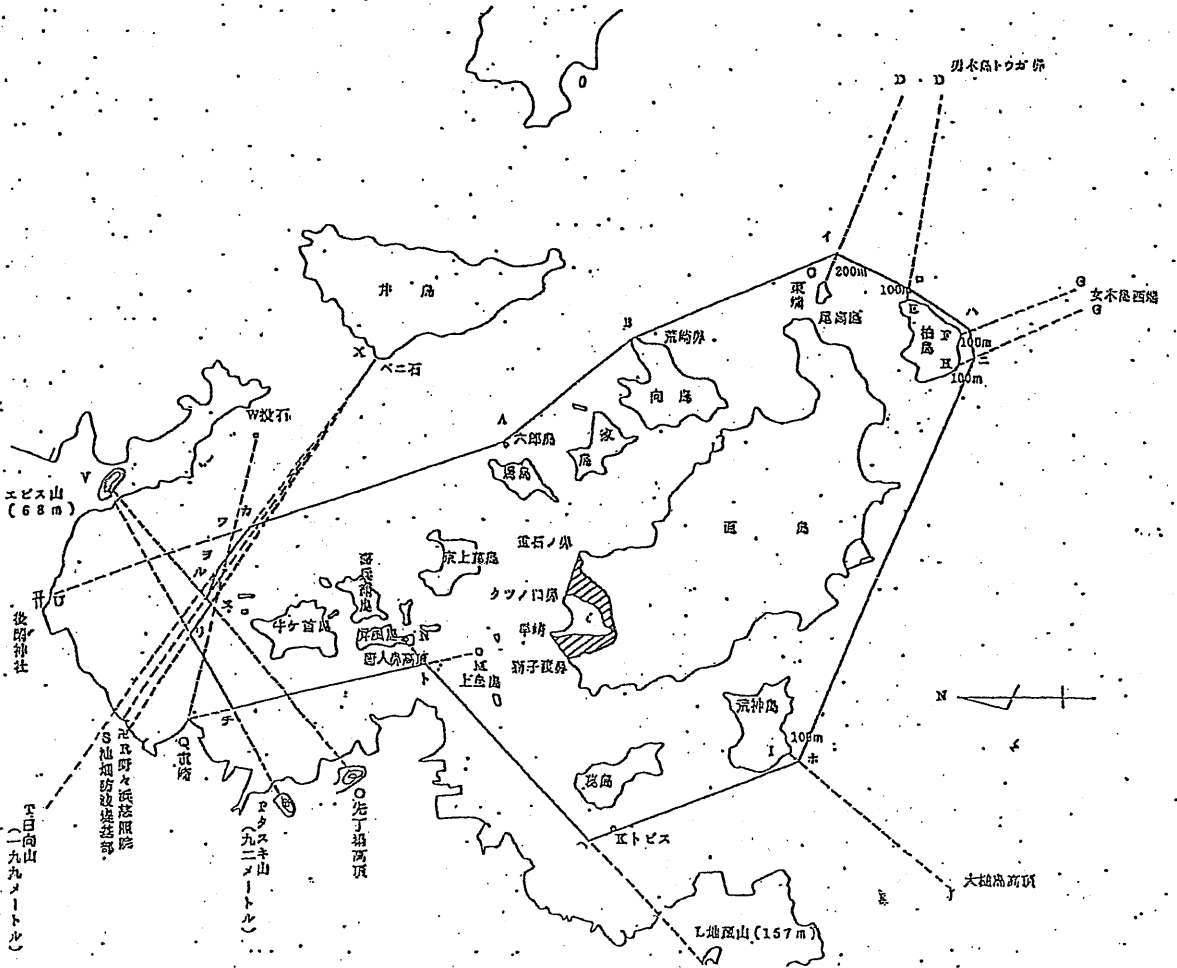


(標業区域)

標業区域

点	標の位置
ア	西島町尾島六郎島北端
イ	西島町尾島六郎島北端
ウ	西島町尾島六郎島北端
エ	西島町尾島六郎島北端
オ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端
カ	西島町尾島六郎島北端
キ	西島町尾島六郎島北端
ク	西島町尾島六郎島北端
ケ	西島町尾島六郎島北端
コ	西島町尾島六郎島北端

QからP通過し線とAからU通過し線との交差点
 AからU通過し線とTからX通過し線との交差点
 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
 ルP、オカ、カ人の十六箇標と最大距離時線に囲まれた区域(ただし、寺島水道
 (獅子渡橋と中島)を結んだ線とクツノ口島と並石ノ島とを結んだ線の内側の水道)内
 を除く。



操業区域：AB、BC、CD及びDEと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：丸亀市昭和町丸亀市浄化センター北護岸西端。

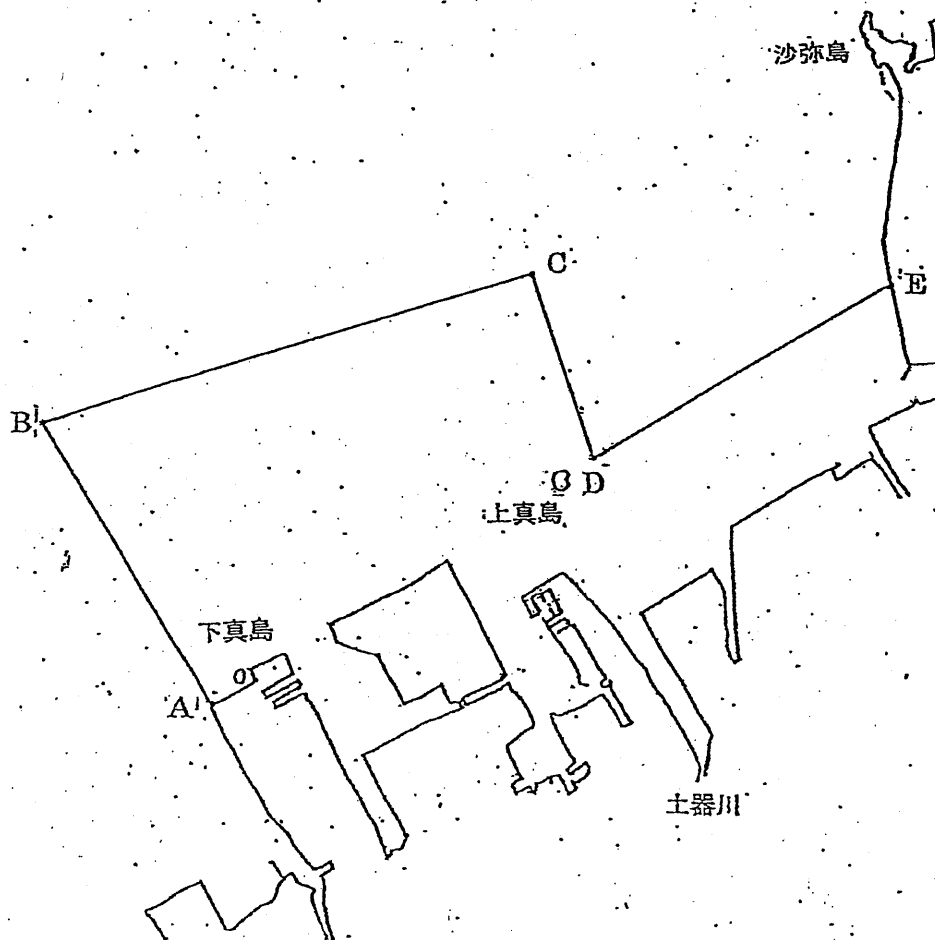
B：丸亀市昭和町丸亀市浄化センター北護岸西端から丸亀市広島観音鼻を結ぶ直線と栗島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い北へ400メートルのところを結ぶ直線の交差点。

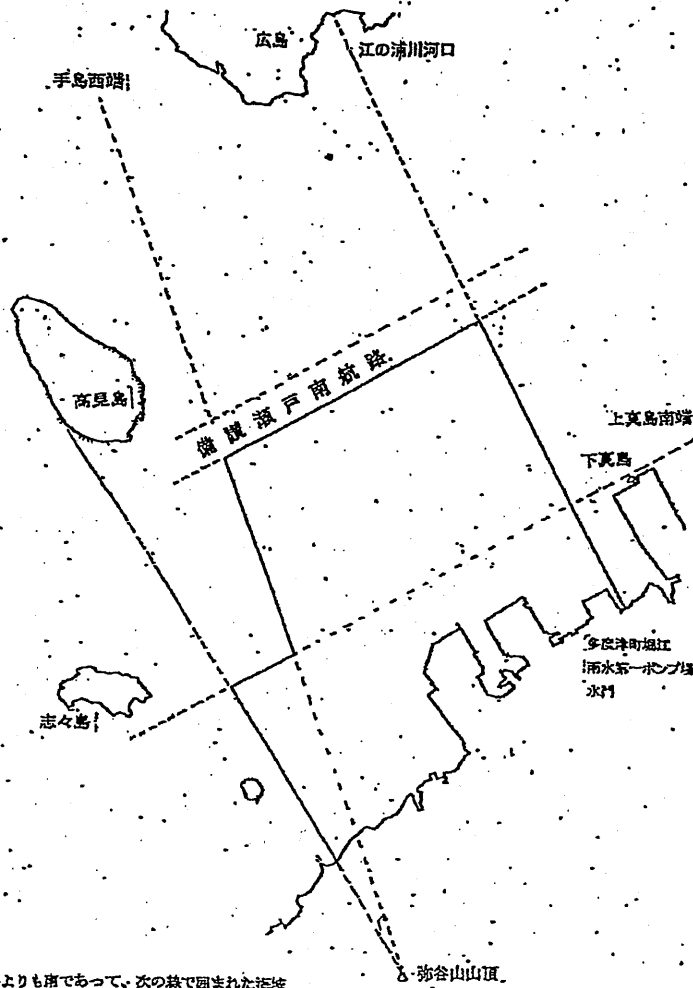
C：栗島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い北へ400メートルのところを結ぶ直線と丸亀市旧土器塩田北護岸から牛島西端を結ぶ直線の交差点。

D：丸亀市旧土器塩田北護岸から牛島西端を結ぶ直線と宇多津町吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い南へ500メートルのところから上真島南端を結ぶ直線の交差点。

E：宇多津町吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い南へ500メートルのところ。

*但し、丸亀港の港域を除く。





操業区域

備後瀬戸南航路よりも南であって、次の線で囲まれた海域

1. 手島西端と弥谷山山頂を結ぶ線
2. 上真島南端と下真島北端を結ぶ線
3. 高見島南西端と弥谷山山頂を結ぶ線
4. 多度津町堀江大高潮時溢流線
5. 多度津町堀江雨水第一ポンプ場水門と広島市広島江の瀬川河口を結ぶ線

操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

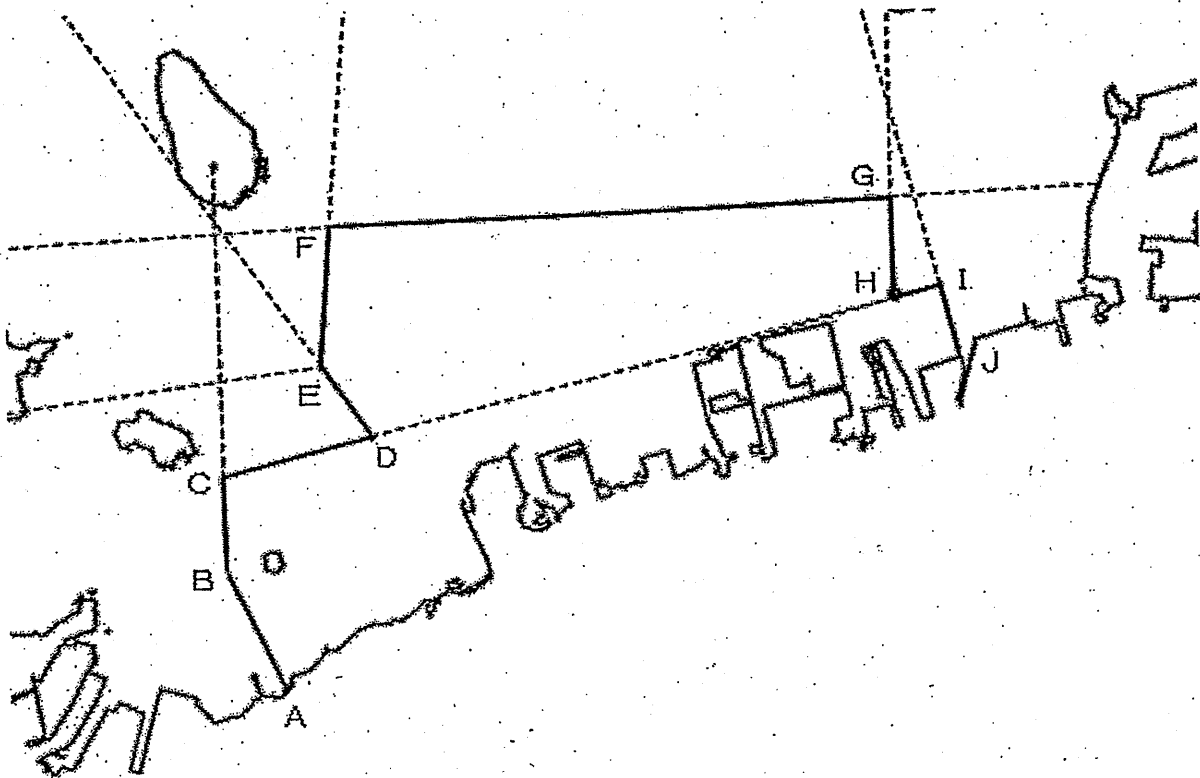
F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

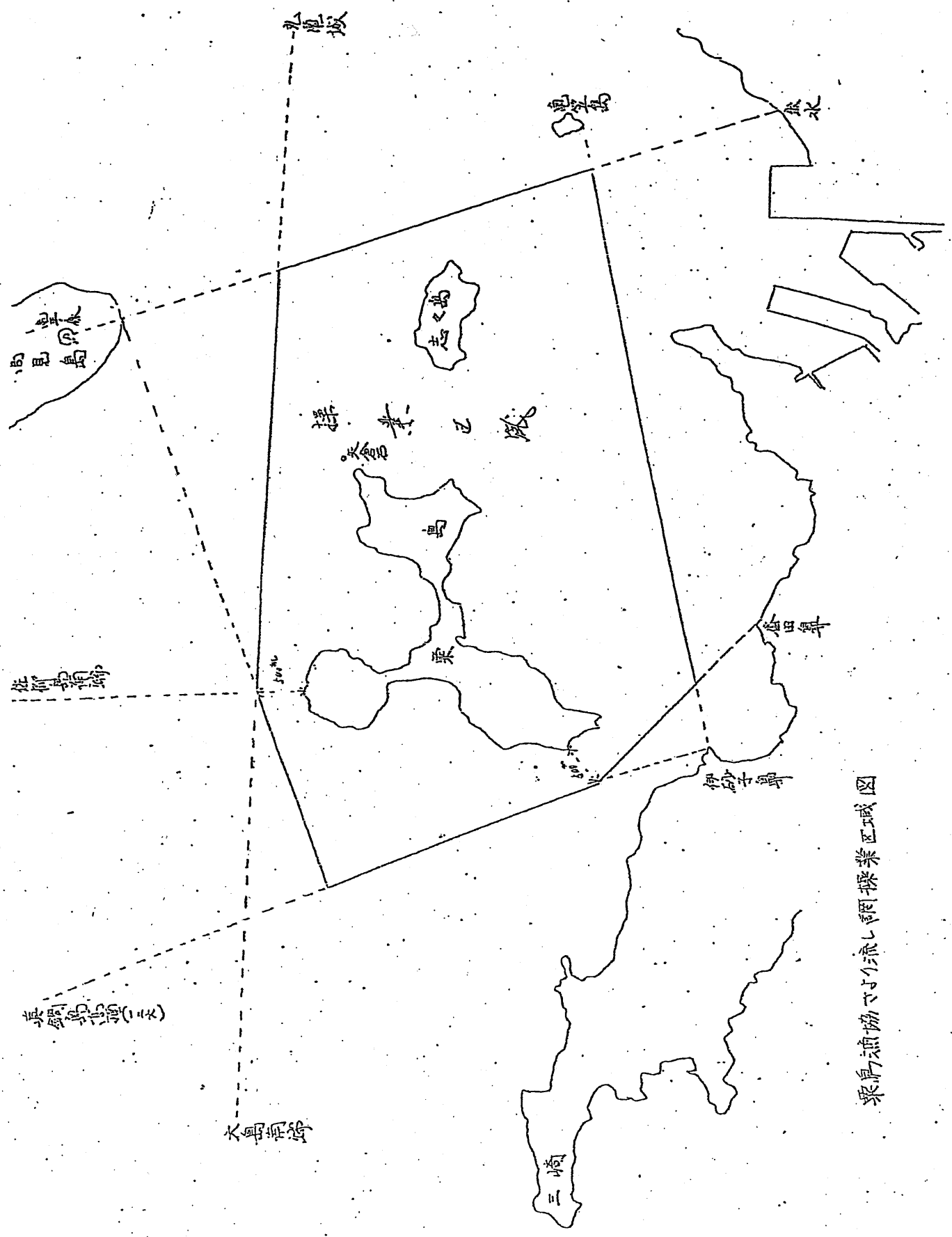
G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）

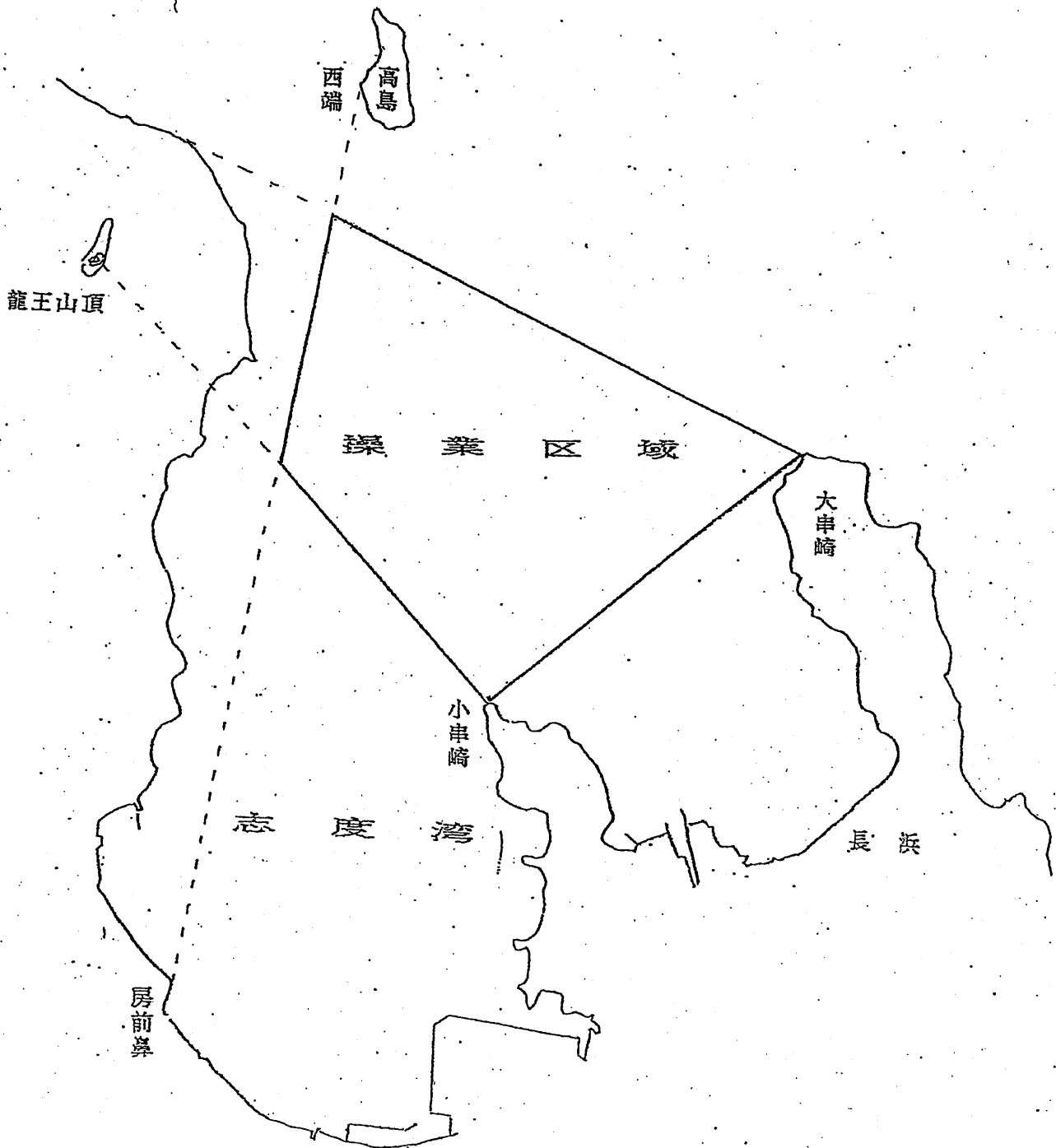




沼津府漁業区域の漁業区域図

きす流しさし網漁業操業区域図

(鴨庄, 志度, 牟礼, 庵治協定区域)



操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

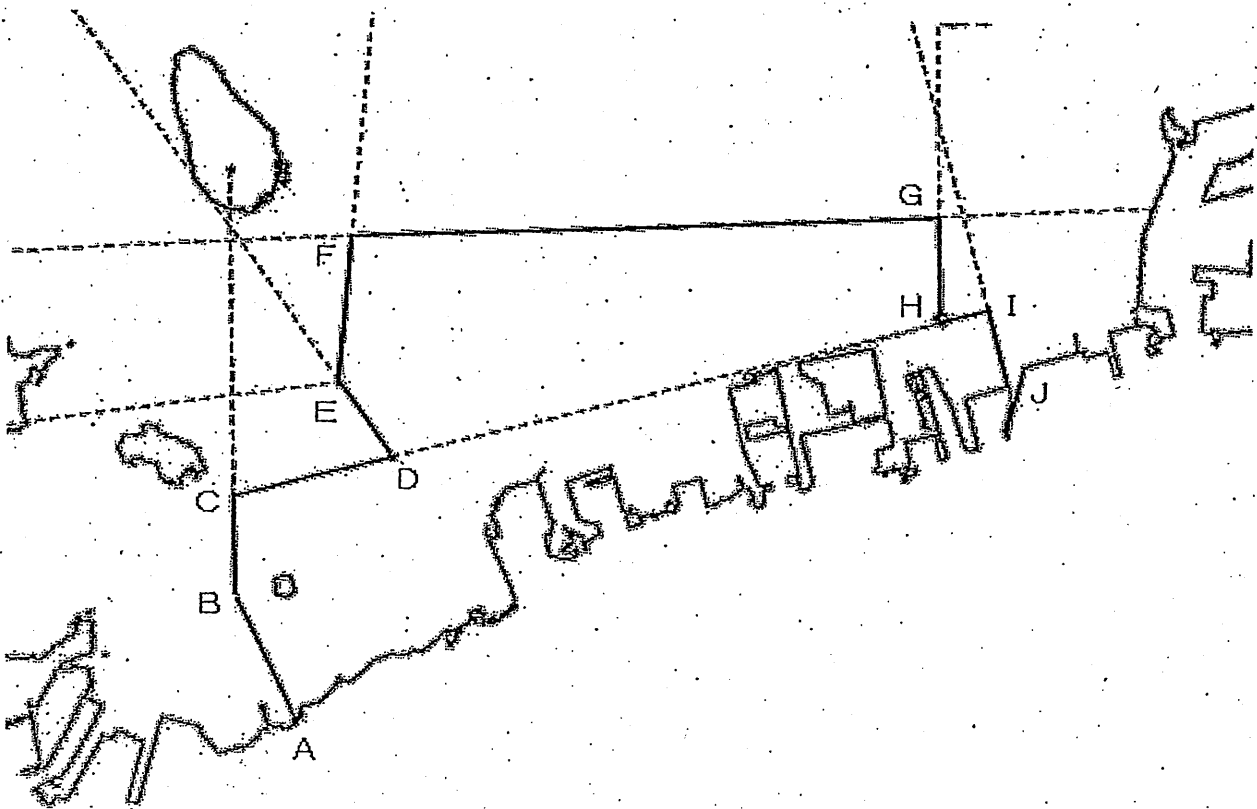
F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

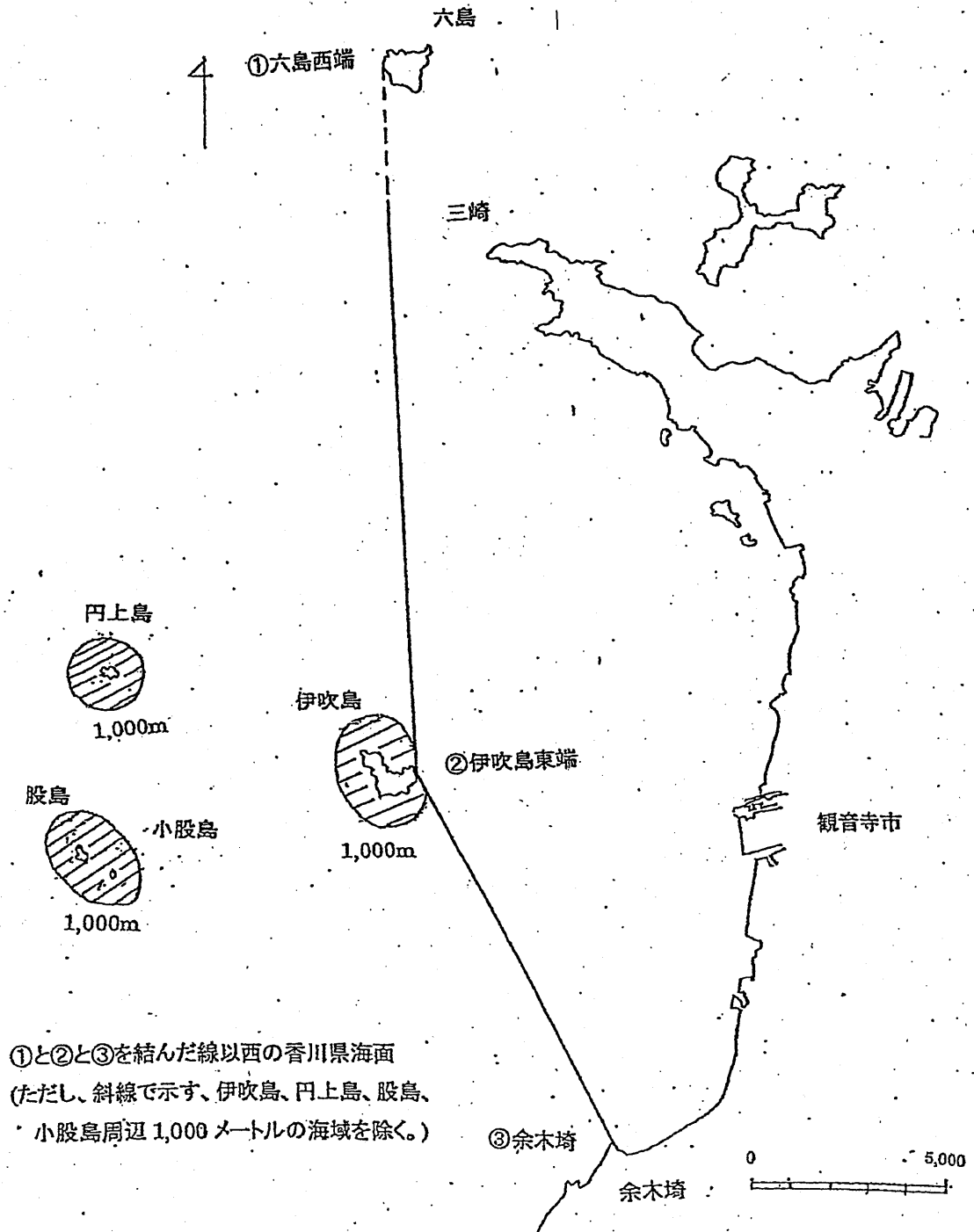
G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）





漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第8号に掲げる固定式さし網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面 但し、かれいについては別紙1のとおり	こち・かれい： 4月1日から 7月31日まで かれい： 12月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	鶴羽地先海面	こち・かれい： 4月1日から 7月31日まで かに： 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	津田地先海面	こち・かれい： 4月1日から 7月31日まで かに： 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	高松市・香川郡地先海面	こち・げた・かます： 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	こち・げた：高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・綾歌郡地先海面 にべ：別紙2のとおり	漁業時期（別記の漁業時期をいう。以下同じ）の1	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	こち・かれい・げた： 4月20日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	こち・げた：高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面 にべ：別紙2のとおり	漁業時期の1	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	高松市・香川郡地先海面	漁業時期の2	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡地先海面	漁業時期の3	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市・香川郡地先海面	漁業時期の4	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	こち・げた：小豆郡・高松市・香川郡地先海面 にべ：別紙2のとおり	漁業時期の5	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・綾歌郡地先海面	こち・げた：4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	香西、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	こち・げた：4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	小豆郡北部地先海面	こち・げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	こち・げた;小豆郡北部地先海面 かに;四海地先海面	こち・げた: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	北浦地先海面	こち・かれい: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	北浦に漁業の根拠地を有する者
	家浦地先海面	こち・かれい: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央(家浦)に漁業の根拠地を有する者
	甲生地先海面	こち・げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央(甲生)に漁業の根拠地を有する者
	福田・東部地先海面	かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	橘地先海面	こち・かれい: 4月1日から 7月31日まで かに: 8月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	小豆島町西村から同町当浜に至る地先海面	こち・げた: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町西村から同町当浜に至る地先海面	こち・かれい・ げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	池田地先海面	こち・かれい: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡地先海面	こち・かれい・ げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	松山に漁業の根拠地を有する者
	坂出・丸亀・本島地先海面	こち・かれい・ げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	こち・かれい・ げた: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島に漁業の根拠地を有する者
	小手島・手島・広島地先海面	かに: 8月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
沖建網漁業	仲多度郡地先海面	こち・げた: 4月1日から 7月31日まで かます: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面	こち: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	詫間に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面	こち・かます: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面	かます・きす: 4月1日から 7月31日まで かに: 7月1日から 10月31日	定めなし	定めなし	0	三豊市（仁尾町）に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市地先海面	かに: 7月1日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	志々島地先海面	7月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	三豊市・観音寺市地先海面	かます・きす: 4月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺市に漁業の根拠地を有する者

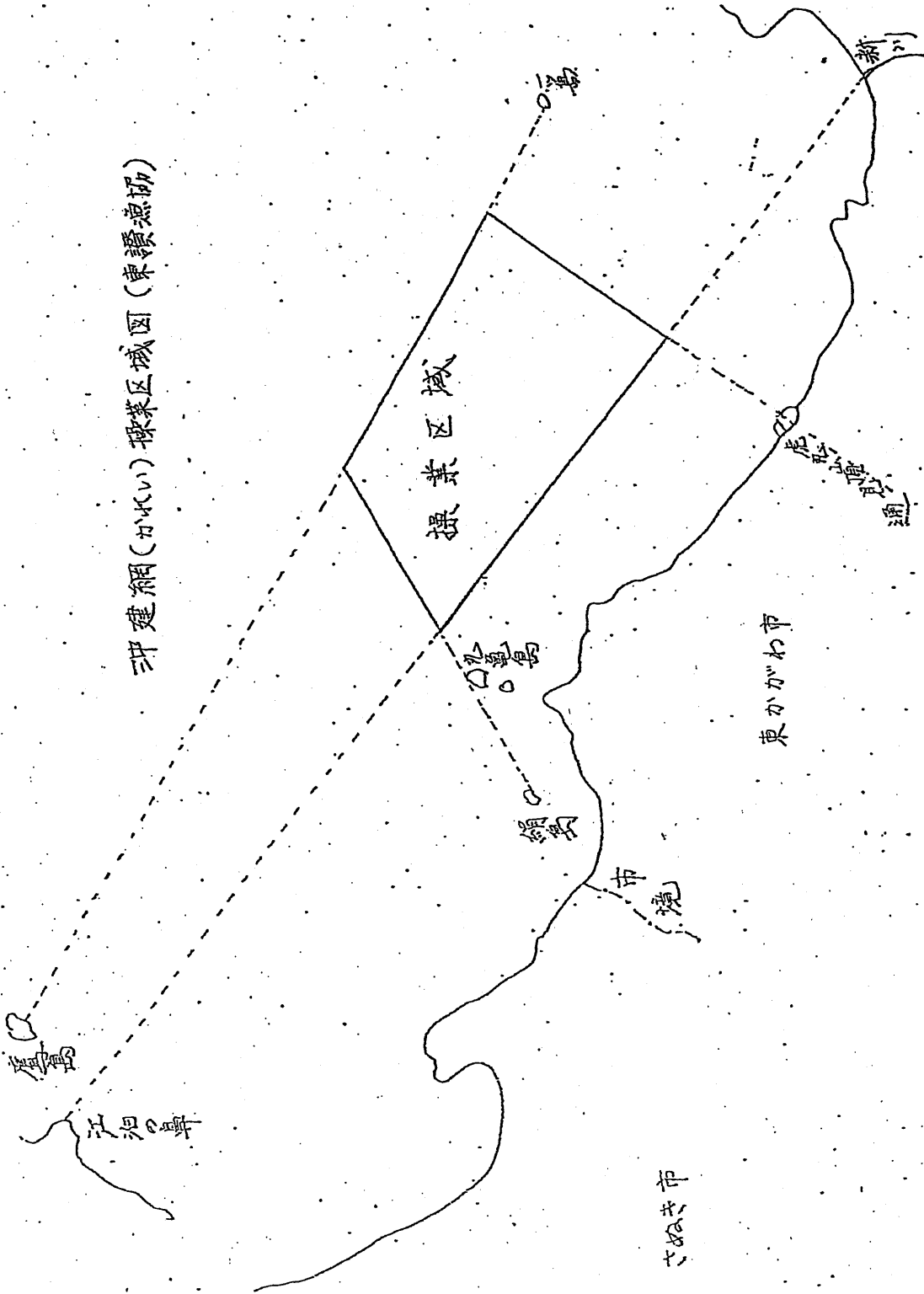
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
えび建網漁業	別紙5のとおり	9月15日から 12月15日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者
かます建網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ 線以西の香川県海面	6月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	伊吹に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 漁業時期

1. こち・げた：4月1日から10月31日まで、にべ：12月1日から1月31日まで
2. こち・げた・かます：4月1日から11月30日まで（但し、8月1日から11月30日までの間は女木島地先海面に限る）
3. こち・げた：4月1日から10月30日まで（但し、8月1日から10月30日までの間は男木島地先海面に限る）
4. こち・げた：4月1日から11月30日まで（但し、8月1日から11月30日までの間は男木島地先海面に限る）
5. こち・げた：4月1日から11月30日まで（但し、8月1日から11月30日までの間は男木島地先海面に限る）、にべ：12月1日から1月31日まで

三井建網(かほい)操業区域図(東讃漁協)



二〇二〇年中建築計画（12月1日～1月31日）採集区域

基点

- A カナワ岩灯台 B 長崎鼻 C 屋島寺 D 男木島北端
- E 男木島東端 F 男木島南西端 G 女木島北東端 H 女木島東端
- I 大崎山頂 J 備前瀬戸東航路8号灯浮標 K 小槌島頂
- L 大槌島頂 M 柏島東南端 N 柏島北端 P ダーダガカ界
- O 直島シカタの南端（オカメノ鼻の付け根） R 礼田崎
- Q 備前瀬戸東航路4号灯浮標

東の採集区域

- 点 イ HE見通し延長線とON見通し延長線との交差点
- ロ HE見通し延長線とJD見通し延長線との交差点
- ハ BP見通し線とJD見通し延長線との交差点
- ニ BP見通し線とDR見通し線との交差点
- ホ DQ見通し線とIニ見通し線との交差点
- へ DQ見通し線とON見通し延長線との交差点

採集区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へイの6直線によって囲まれた区域

西2の採集区域

- 点 ト DQ見通し線とKJ見通し延長線との交差点
- ホ DQ見通し線とIニ見通し線との交差点
- チ GF見通し延長線とIニ見通し線との交差点
- リ GF見通し延長線とKJ見通し延長線との交差点

採集区域 トホ、ホチ、チリ、リトの4直線によって囲まれた区域

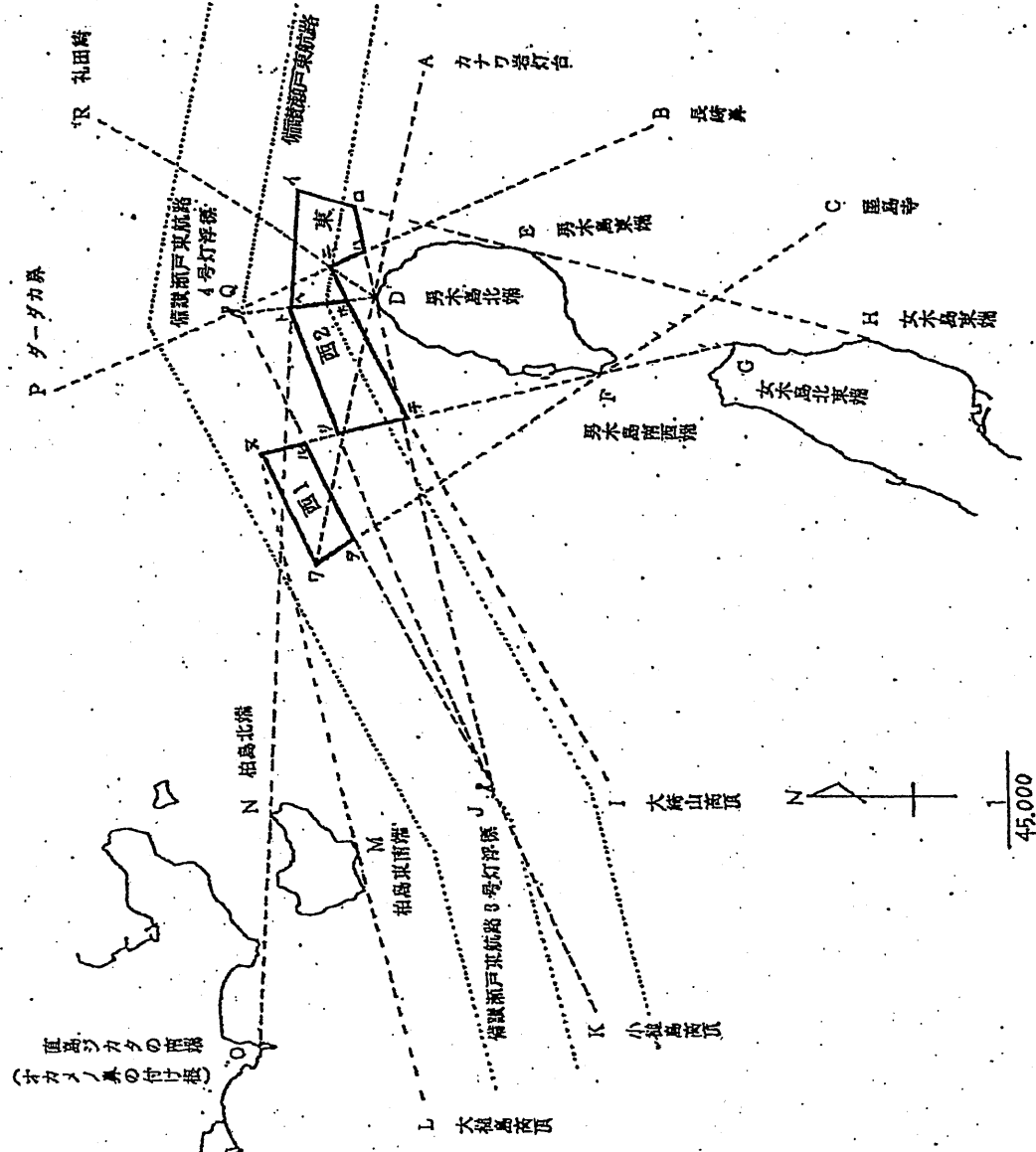
西1の採集区域

- 点 ヌ GF見通し延長線とLM見通し延長線との交差点
- ル GF見通し延長線とJQ見通し線との交差点
- ヲ CF見通し延長線とJQ見通し線との交差点
- ワ CF見通し延長線とAD見通し線との交差点

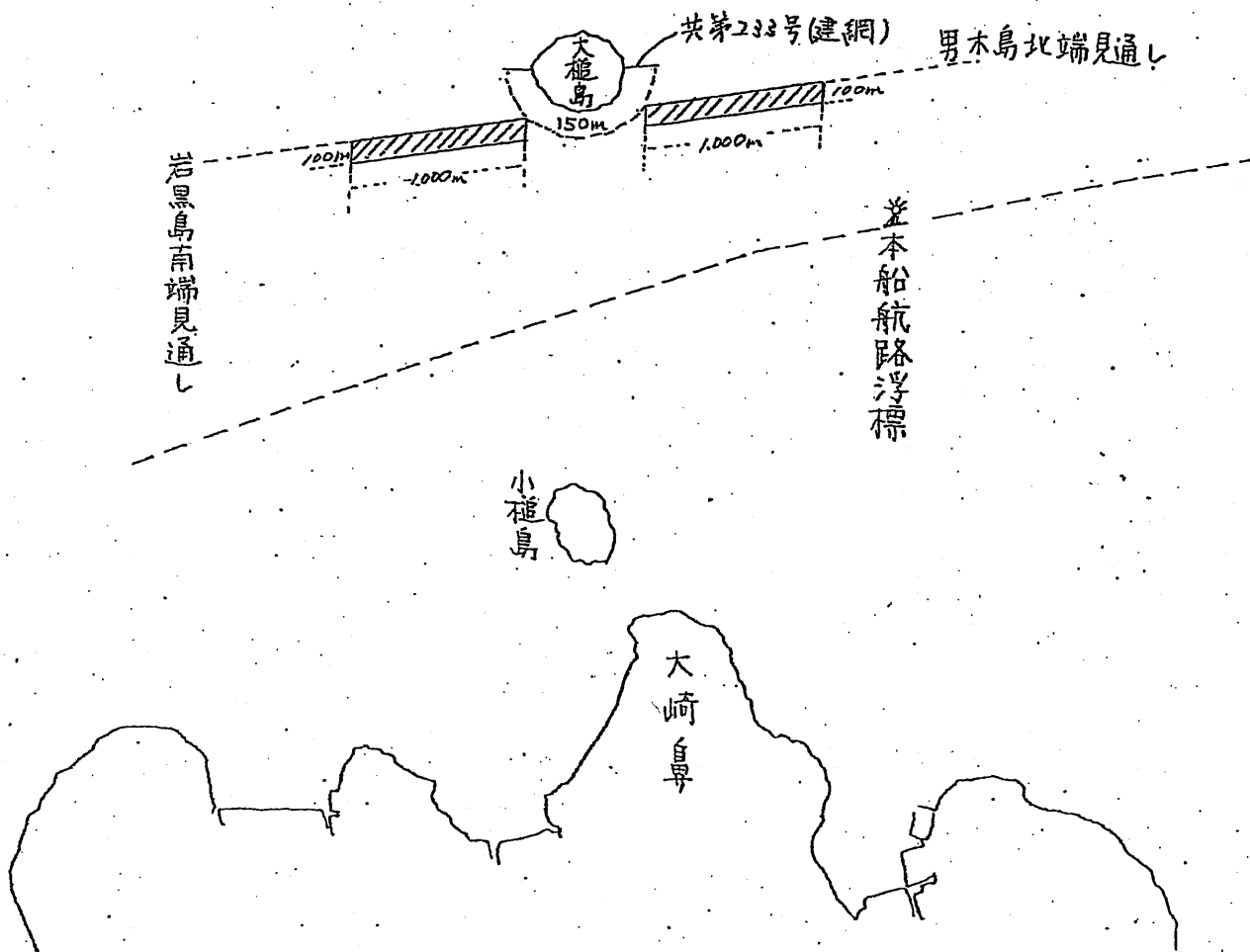
採集区域 ヌル、ルヲ、ヲワ、ワヌの4直線によって囲まれた区域

東の採集区域における最多採集統計数は8統とする。

西1、西2の採集区域における合計最多採集統計数は8統とする。



高松市地区沖建網操業区域図

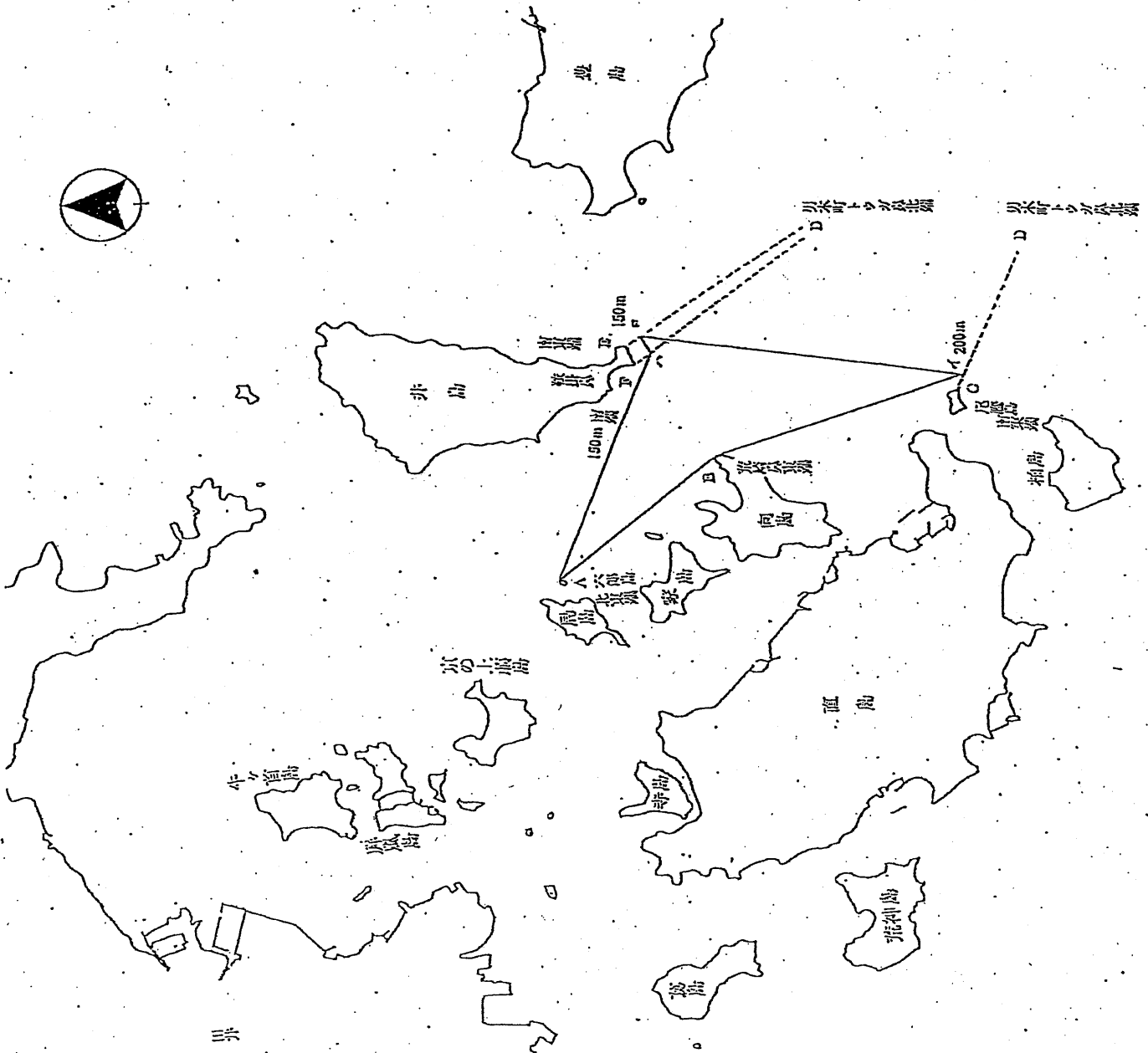
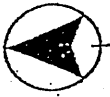



沖建造船採葉区域

点の位置

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| 点 | A | 直島町島六郎島北東端 |
| " | B | 直島町向島菱崎北東端 |
| " | C | 直島町尾屋島南東端 |
| " | D | 高松市男木町トウガ北端 |
| " | E | 直島町井島菱崎ノ島南東端 |
| " | F | 直島町井島菱崎ノ島南端 |
| " | G | CからD見通し線上Cから1100メートルのところ |
| " | H | BからD見通し線上Bから150メートルのところ |
| " | I | FからD見通し線上Fから150メートルのところ |
| " | J | A、B、E、I、G、H、Fの五直線に囲まれた区域 |

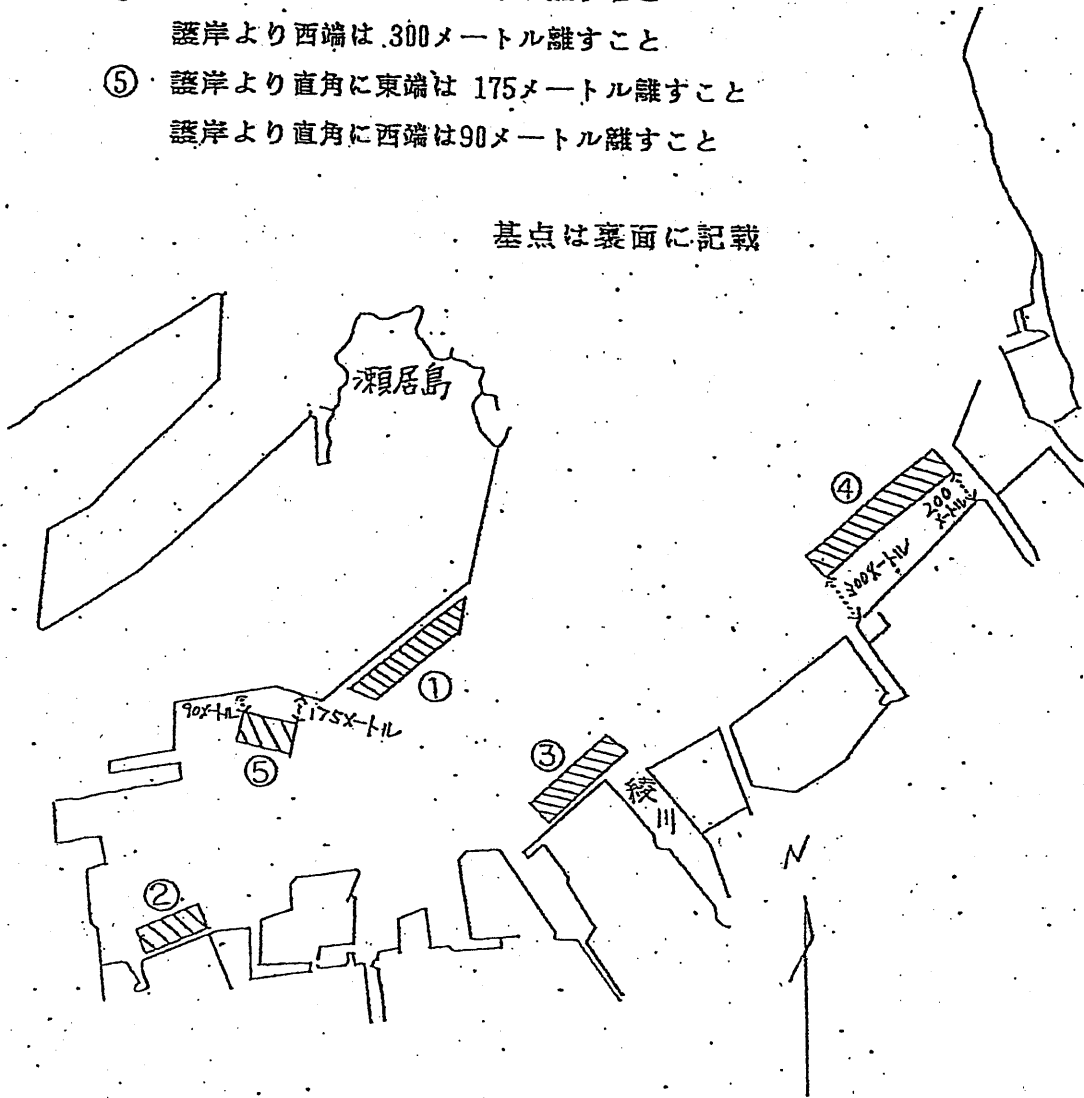
採葉区域



 採集区域

- ① 護岸より50メートル離すこと
- ② 護岸より15メートル離すこと
- ③ 護岸より15メートル離すこと
- ④ 護岸より東端は200メートル離すこと
護岸より西端は300メートル離すこと
- ⑤ 護岸より直角に東端は175メートル離すこと
護岸より直角に西端は90メートル離すこと

基点は裏面に記載



①漁場の位置 番ノ州地先
 基点 番ノ州岸壁南東端角
 A点 基点より189度の方向50mの地点
 B点 A点より189度の方向230mの地点
 C点 B点より230度の方向650mの地点
 D点 C点より292度の方向170mの地点

漁場の区域
 点A、B、C、Dの4直線によって囲まれた海域

②漁場の位置 御伊所漁港地先
 基点 御伊所漁港防波堤突端
 A点 基点より3度の方向110mの地点
 B点 A点より66度の方向390mの地点
 C点 B点より155度の方向150mの地点
 D点 C点より246度の方向390mの地点

漁場の区域
 点A、B、C、Dの4直線によって囲まれた海域

③漁場の位置 金山新塩田地先
 基点 金山新塩田北東端
 A点 基点より37.7度の方向230mの地点
 B点 A点より315度の方向150mの地点
 C点 B点より225度の方向600mの地点
 D点 C点より135度の方向150mの地点

漁場の区域
 点A、B、C、Dの4直線によって囲まれた海域

④漁場の位置 総社塩田地先
 基点 総社塩田北東端
 A点 基点より312度の方向230mの地点
 B点 A点より315度の方向150mの地点
 C点 B点より228度の方向1000mの地点
 D点 C点より135度の方向150mの地点

漁場の区域
 点A、B、C、Dの4直線によって囲まれた海域

⑤漁場の位置 番ノ州四電地先
 基点 番ノ州岸壁南西端角
 A点 基点より224度の方向180mの地点
 B点 A点より192度の方向180mの地点
 C点 B点より283度の方向350mの地点
 D点 C点より12度の方向180mの地点

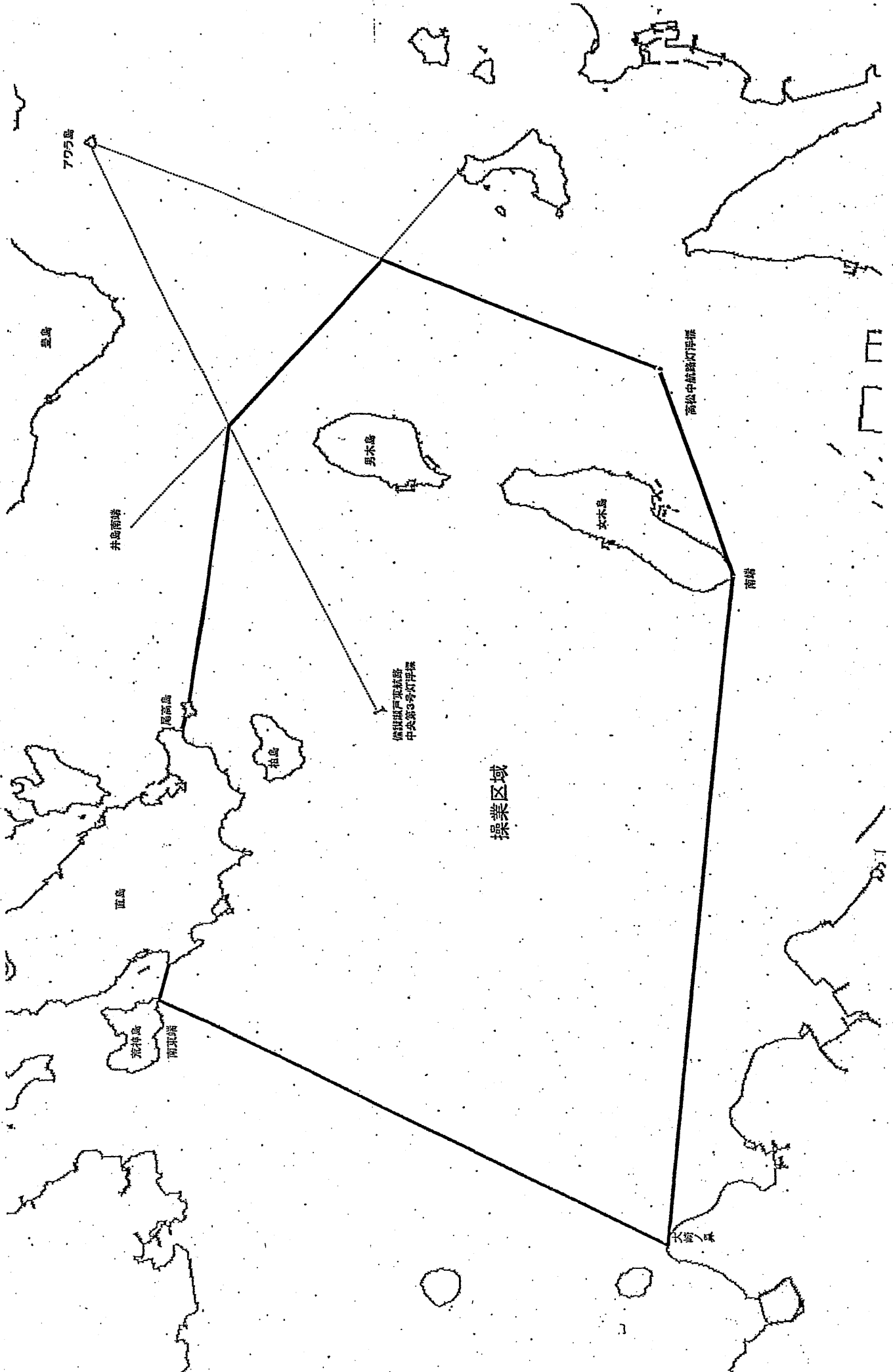
漁場の区域
 点A、B、C、Dの4直線によって囲まれた海域

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第9号に掲げるすくい網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かにすくい網漁業	別紙1のとおり	8月1日から 1月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、東瀬戸、直島に漁業の根拠地を有する者
	家浦地先海面	3月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	家浦地先海面	10月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	3月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市地先海面	3月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（粟島）に漁業の根拠地を有する者
	塩飽海面及び直島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第10号に掲げるたこつばなわ漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつばなわ漁業	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯、馬篠、湊及び松原地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	小田地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者
	鴨庄地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	高松市牟礼町・庵治町地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	牟礼に漁業の根拠地を有する者
	備讃瀬戸東部地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつばなわ漁業	高松市屋島東町から同市新北町に至る地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	女木島地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（女木）に漁業の根拠地を有する者
	男木島地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	香西・下笠居地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	香西に漁業の根拠地を有する者
	直島町地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	直島町喜兵衛島、牛ヶ首島地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	小豆島南部地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	家浦地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	甲生地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者
	大部・北浦地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	小豆島北部地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	北浦地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	北浦に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼなわ漁業	唐櫃地先海面	5月1日から 1月25日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	橘地先海面	5月1日から 1月25日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	福田地先海面	5月1日から 1月25日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	王越地先海面	5月1日から 1月25日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者
	旧坂出市から旧白方村地先海面	5月1日から 1月25日まで (ただし、8月5 日から9月10日 までは休業期 間)	定めなし	定めなし	0	宇多津、丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	5月1日から 1月25日まで (ただし、9月1 日から9月30日 までは休業期間 とする)	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	5月1日から 1月25日まで (ただし、9月1 日から9月30日 までは休業期間 とする)	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	広島町地先海面	5月1日から 1月25日まで (ただし、9月1 日から9月30日 までは休業期間 とする)	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	5月1日から 1月25日まで (ただし、9月1 日から9月30日 までは休業期間 とする)	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼなわ漁業	佐柳島地先海面	5月1日から1月25日まで (ただし、9月1日から9月30日までは休業期間とする)	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	旧粟島村地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市(粟島)に漁業の根拠地を有する者
	粟島地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市(粟島)に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	詫間に漁業の根拠地を有する者
	旧荘内村地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	詫間、三豊市(西詫間)に漁業の根拠地を有する者
	仁尾町地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市(仁尾町)に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市(仁尾町)に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者
	別紙6のとおり	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者
	旧観音寺・豊浜地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺に漁業の根拠地を有する者
	伊吹地先海面	5月1日から1月25日まで	定めなし	定めなし	0	伊吹に漁業の根拠地を有する者
	豊島家浦地先海面	5月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

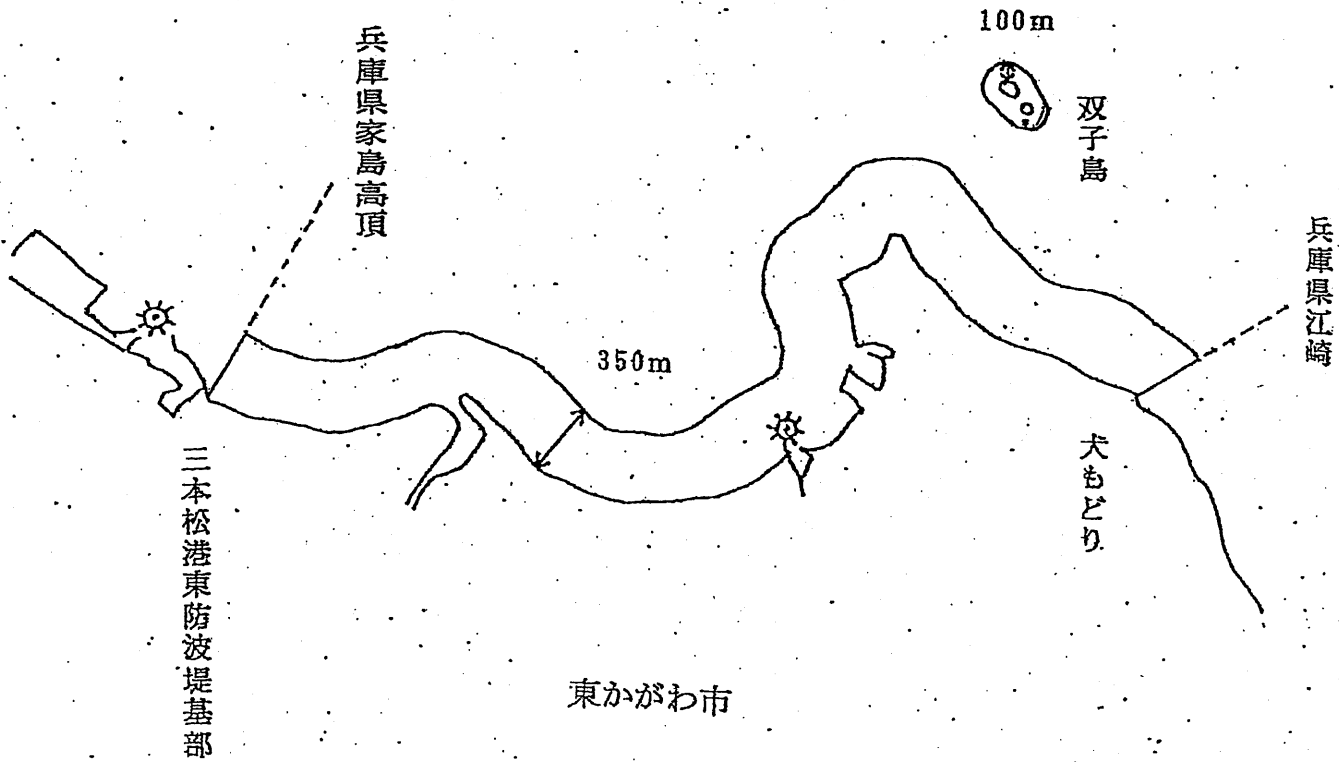
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつばなわ漁業	塩飽海面	5月1日から 12月31日まで ただし、9月1日 から9月30日ま での間を除く	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	西塩飽海面	5月1日から 12月31日まで ただし、9月1日 から9月30日ま での間を除く	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
いいだこつばなわ漁業	別紙7のとおり	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	鶴羽地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	鴨庄地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	香西・下笠居地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	香西に漁業の根拠地を有する者
	土庄地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町蒲生から同町二面に 至る地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	旧坂出市から多度津町白方に 至る地先海面	12月1日から 4月30日まで 8月1日から 9月10日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者

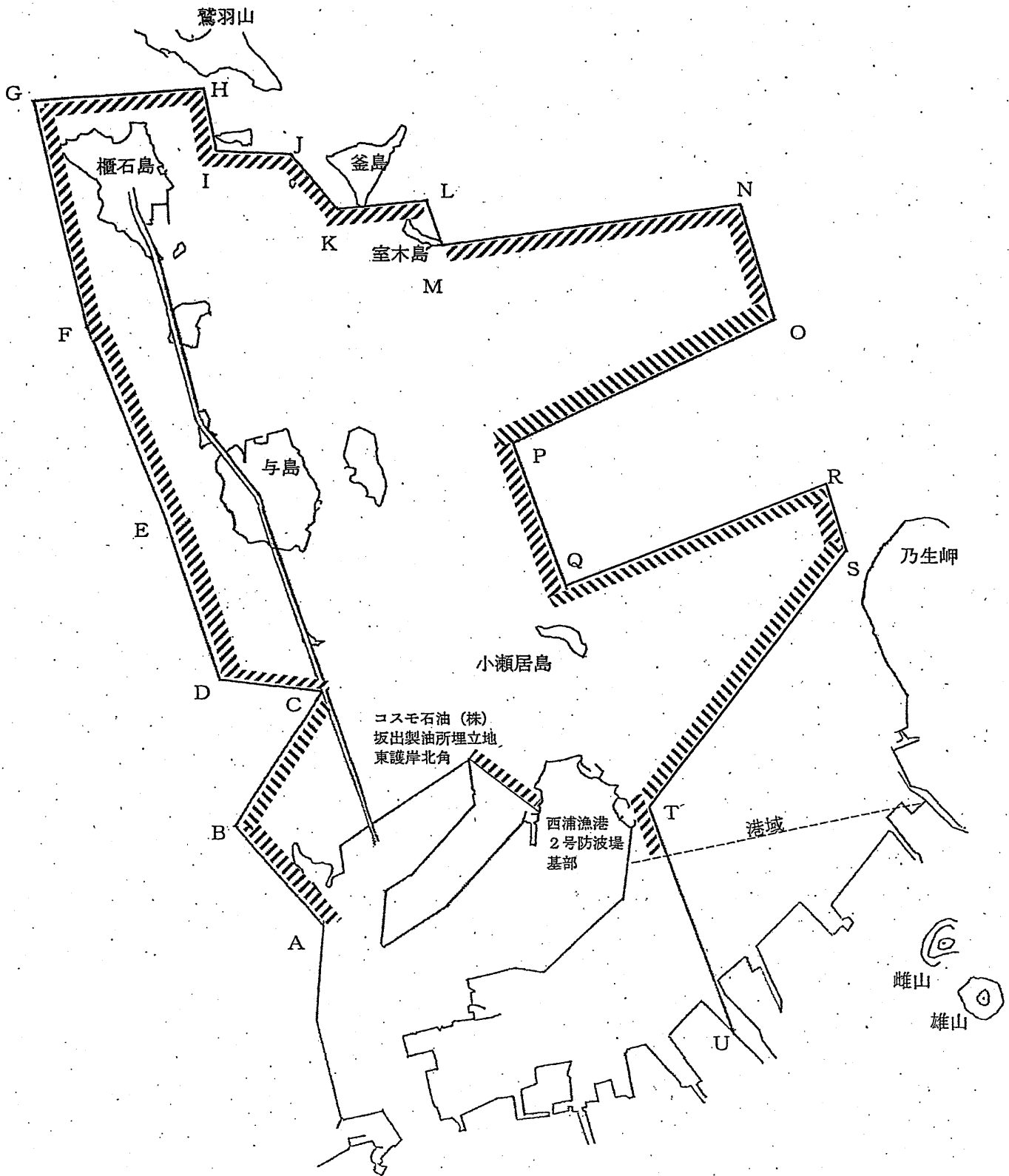
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いいたこつばなわ漁業	別紙8のとおり	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	別紙9のとおり	12月1日から 4月30日まで 8月1日から 9月10日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	12月1日から 4月30日まで 8月1日から 9月10日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	佐柳島地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	観音寺市室本町から同市柞田町に至る地先及び同市伊吹町地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺に漁業の根拠地を有する者
	豊島家浦地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	広島・手島間の海面（別紙10のとおり）	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	高見島北部海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	本島東部海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	与島地先海面	12月1日から 4月30日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

東讃漁業協同組合（旧白鳥地区）たこつぼなわ漁業操業区域

三本松港東防波堤基部から東かがわ市犬もどりまでの間の最大高潮時海岸線から沖出し350m以内の区域及び双子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100m以内の区域



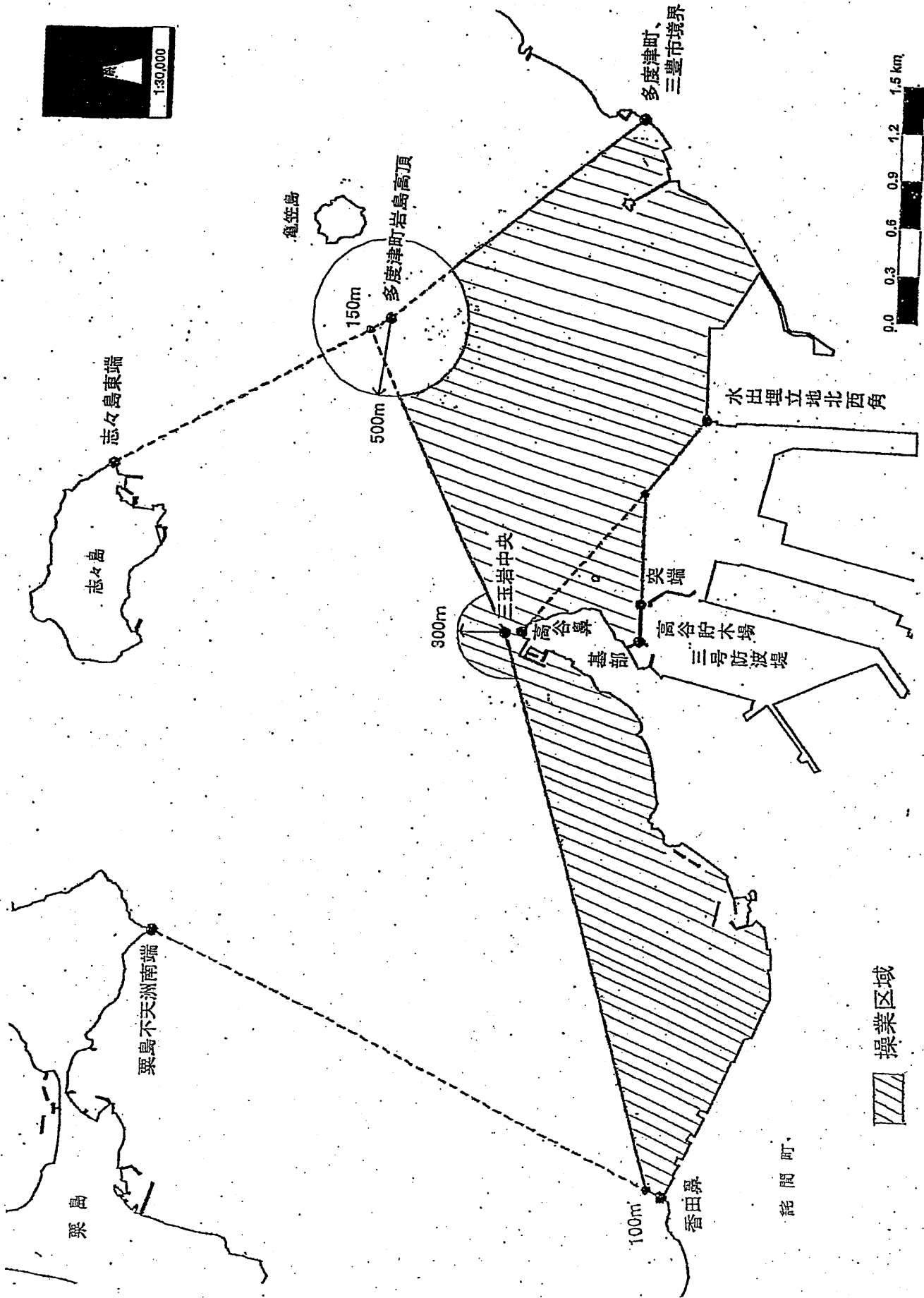


点の位置

- A : 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い北へ400m
- B : 北緯34度21.28分、東経133度48.75分
- C : 北緯34度22.06分、東経133度49.42分
- D : 北緯34度22.22分、東経133度48.70分
- E : 北緯34度23.22分、東経133度48.35分
- F : 北緯34度24.40分、東経133度47.90分
- G : 北緯34度25.77分、東経133度47.33分
- H : 倉敷市鷺羽山頂から坂出市与島東の高見通し線と倉敷市大島久須美鼻から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との交差点
- I : 坂出市櫃石島合戸鼻から倉敷市釜島西角見通し線と倉敷市鷺羽山頂から坂出市与島東の高見通し線との交差点
- J : 倉敷市鷺羽山頂から坂出市雄山頂見通し線と坂出市櫃石島合戸鼻から倉敷市釜島西角見通し線との交差点
- K : 倉敷市鷺羽山頂から坂出市雄山頂見通し線と坂出市歩渡島北端から玉野市大槌島北端見通し線との交差点
- L : 坂出市歩渡島北端から玉野市大槌島北端見通し線と坂出市室木島東南端から坂出市小瀬居島東端見通し線との交差点
- M : 坂出市室木島東南端から坂出市小瀬居島東端見通し線と坂出市室木島東南端から高松市大槌島山頂見通し線との交差点
- N : 坂出市室木島東南端から高松市大槌島山頂見通し線と坂出市乃生岬西端と坂出市雄山頂見通し線との交差点
- O : 坂出市乃生岬西端から坂出市雄山頂見通し線と坂出市小与島南端から高松市大槌島山頂見通し線との交差点
- P : 坂出市小与島南端から高松市大槌島山頂見通し線と坂出市室木島東南端から坂出市小瀬居島東端見通し線との交差点
- Q : 北緯34度22.63分、東経133度51.20分
- R : 北緯34度23.23分、東経133度53.10分
- S : 坂出市乃生岬西端から坂出市雄山頂見通し線と瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角から大槌島南端見通し線との交差点
- T : 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角から大槌島南端見通し線と坂出市室木島東南端から坂出市小瀬居島東端見通し延長線との交差点
- U : 坂出市室木島東南端から坂出市小瀬居島東端見通し延長線と陸岸との交差点

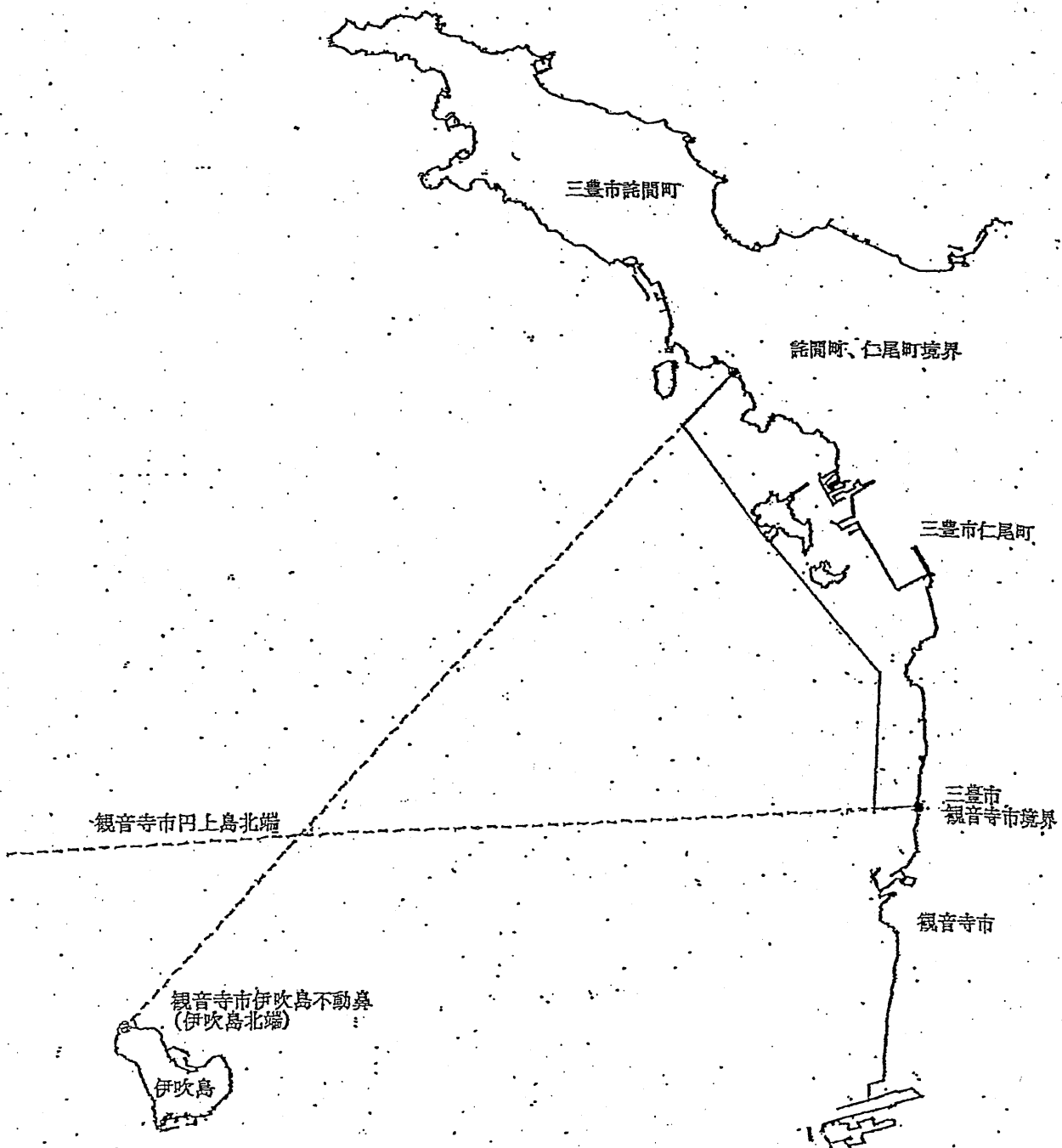
漁場の区域

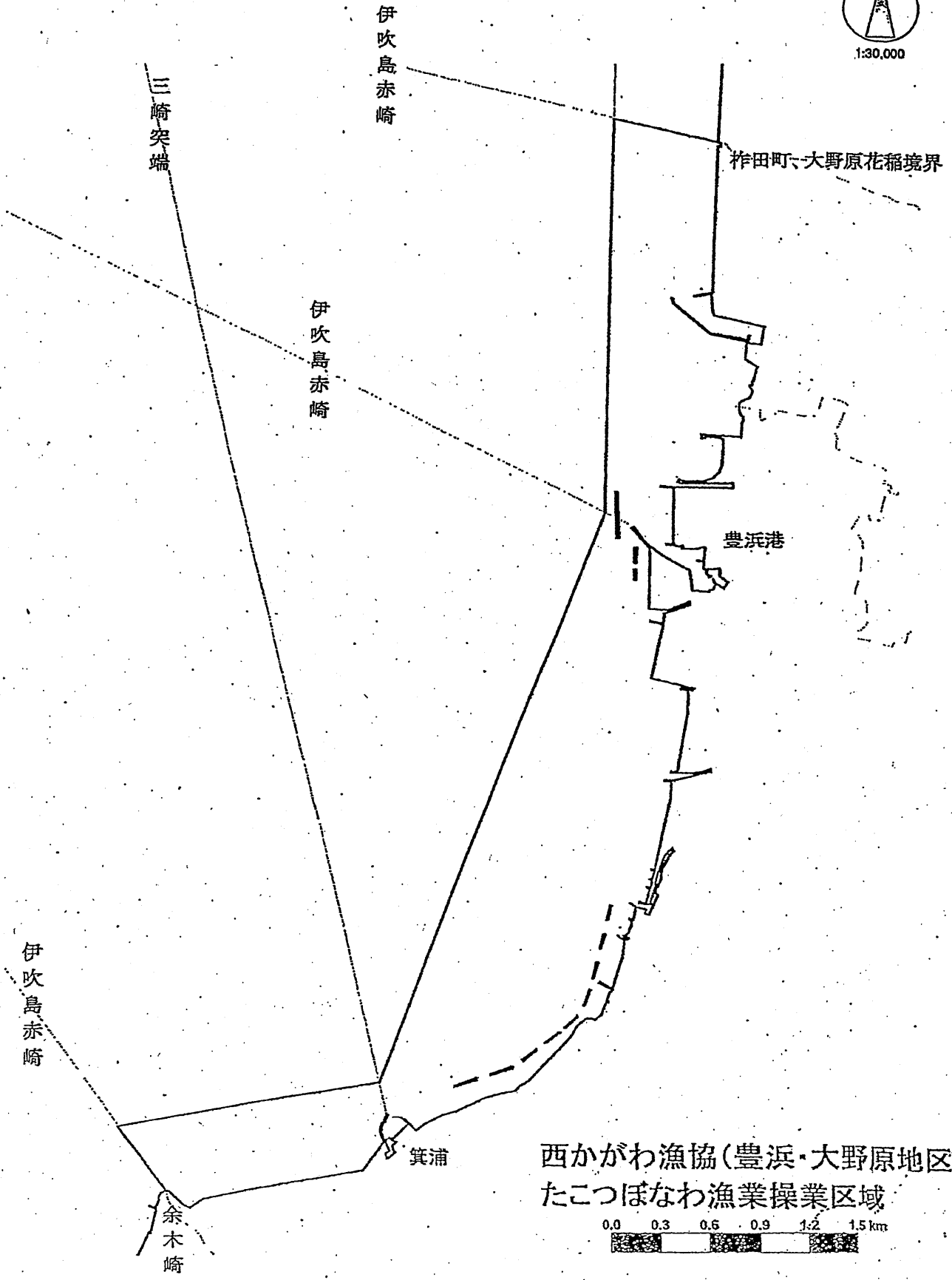
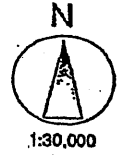
AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL、LM、MN、NO、OP、PQ、QR、RS、ST、TUを結ぶ直線及び西浦漁港2号防波堤基部からコスモ石油（株）坂出製油所埋立地東護岸北角を結ぶ直線と最大高潮時海岸線に囲まれた香川県海面。
但し、坂出港の港域除く。



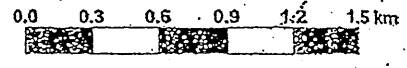
操業区域

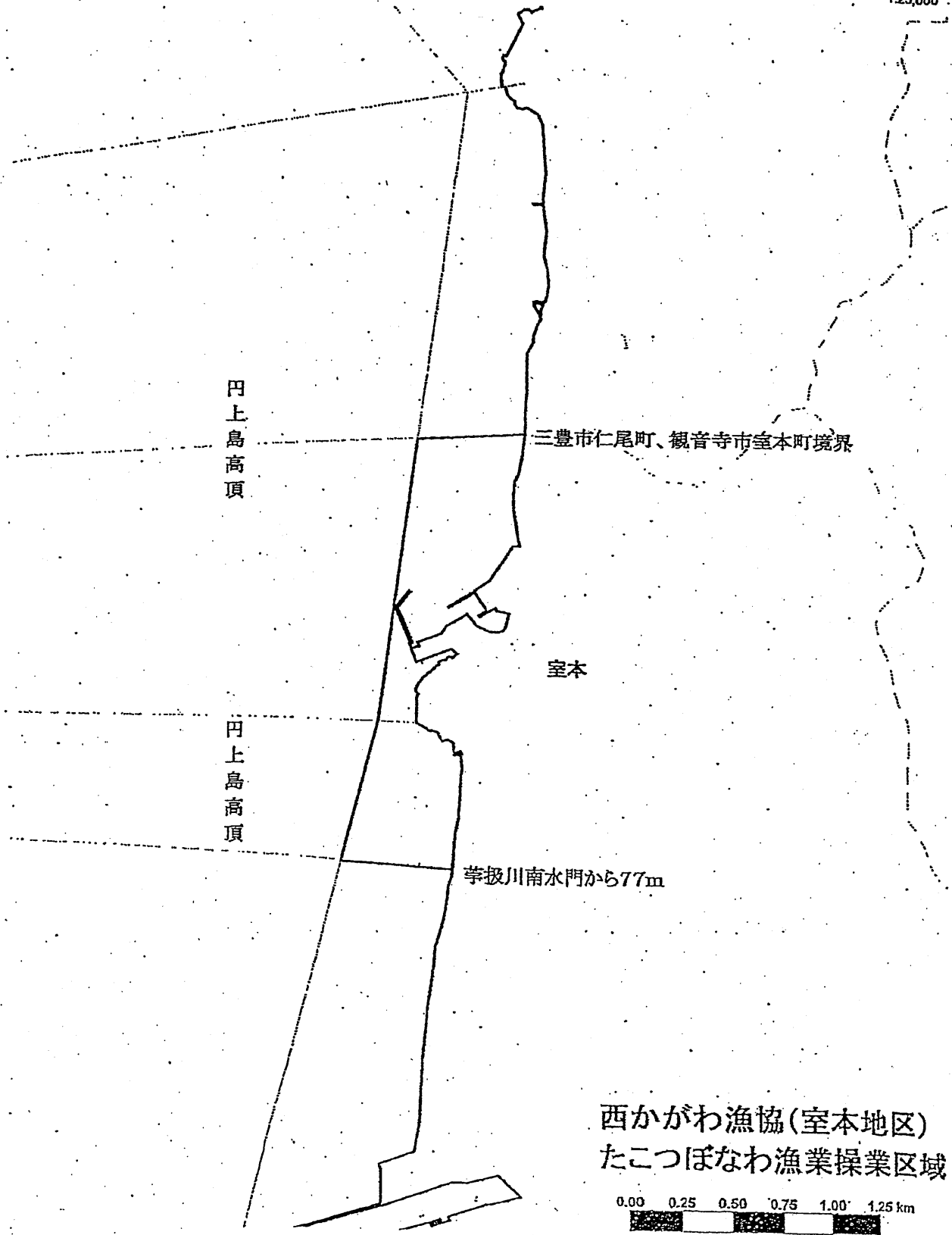
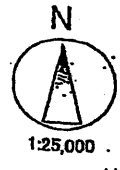
三豊市詫間町、三豊市仁尾町境界から観音寺市伊吹島北端見通し線以南と、
三豊市仁尾町、観音寺市境界から観音寺市円上島北端見通し線以北の間の、
小型機船底びき網漁業禁止区域内





西かがわ漁協(豊浜・大野原地区)
たこつぼなわ漁業操業区域





三豊市仁尾町、観音寺市室本町境界

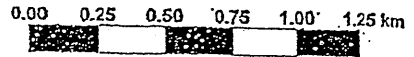
円上島高頂

室本

円上島高頂

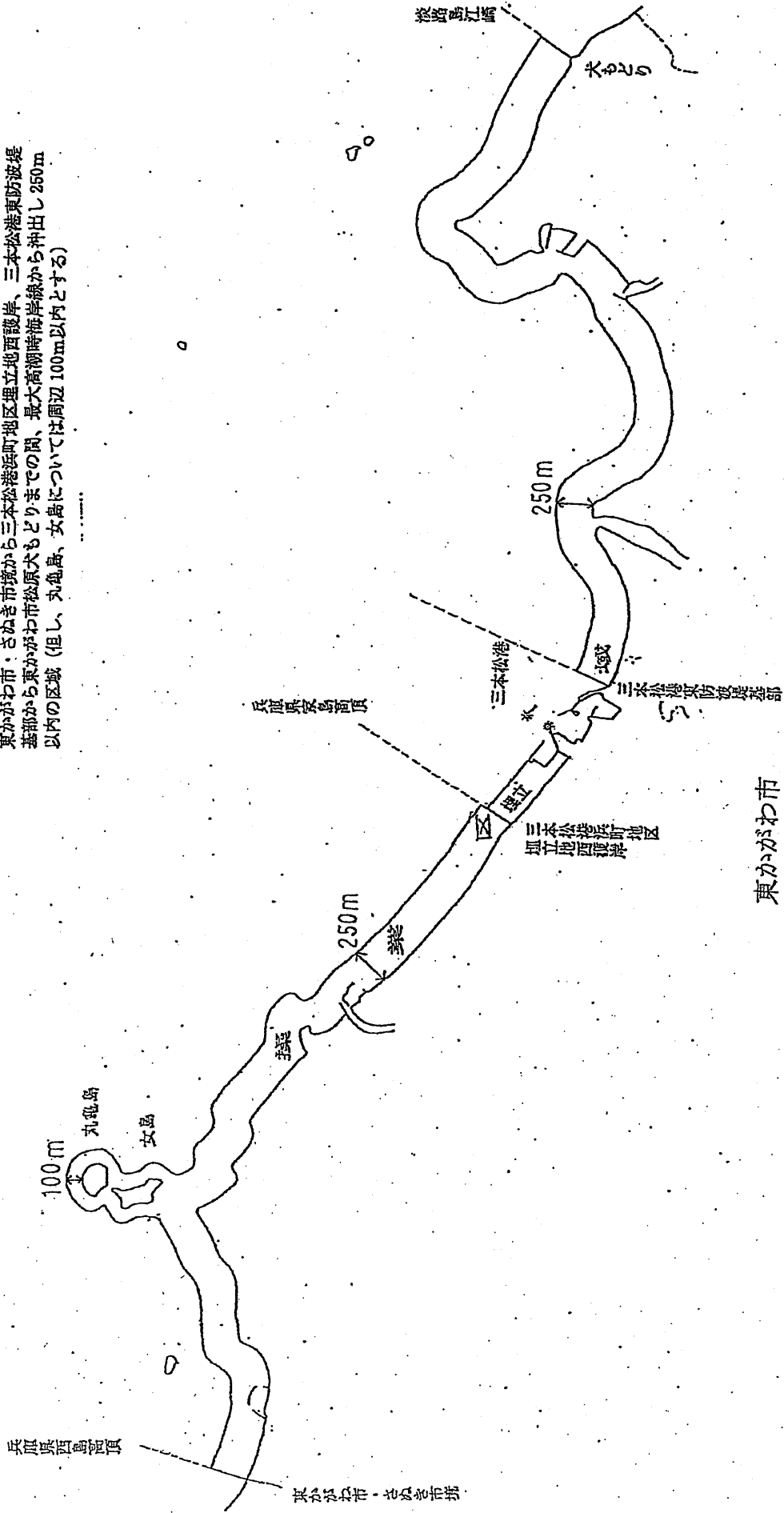
葦扱川南水門から777m

西かがわ漁協(室本地区)
たこつぼなわ漁業操業区域



いいたこつぼなわ漁業操業区域

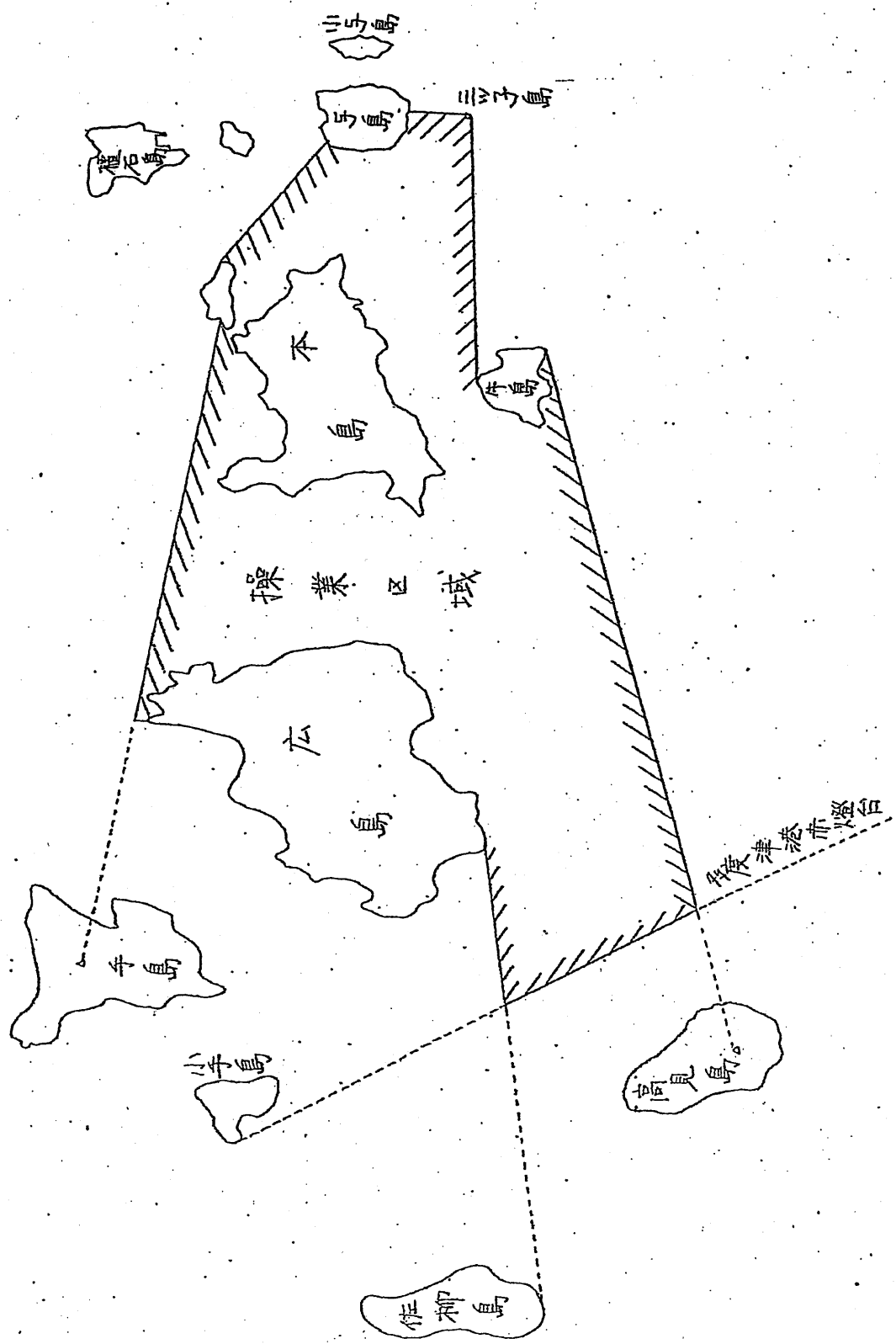
東かがわ市：さぬき市域から三本松港浜町地区埋立地西護岸、三本松港東防波堤
番部から東かがわ市松原犬もどりまでの間、最大高潮時海岸線から沖出し250m
以内の区域（但し、丸龜島、女島については周辺100m以内とする）



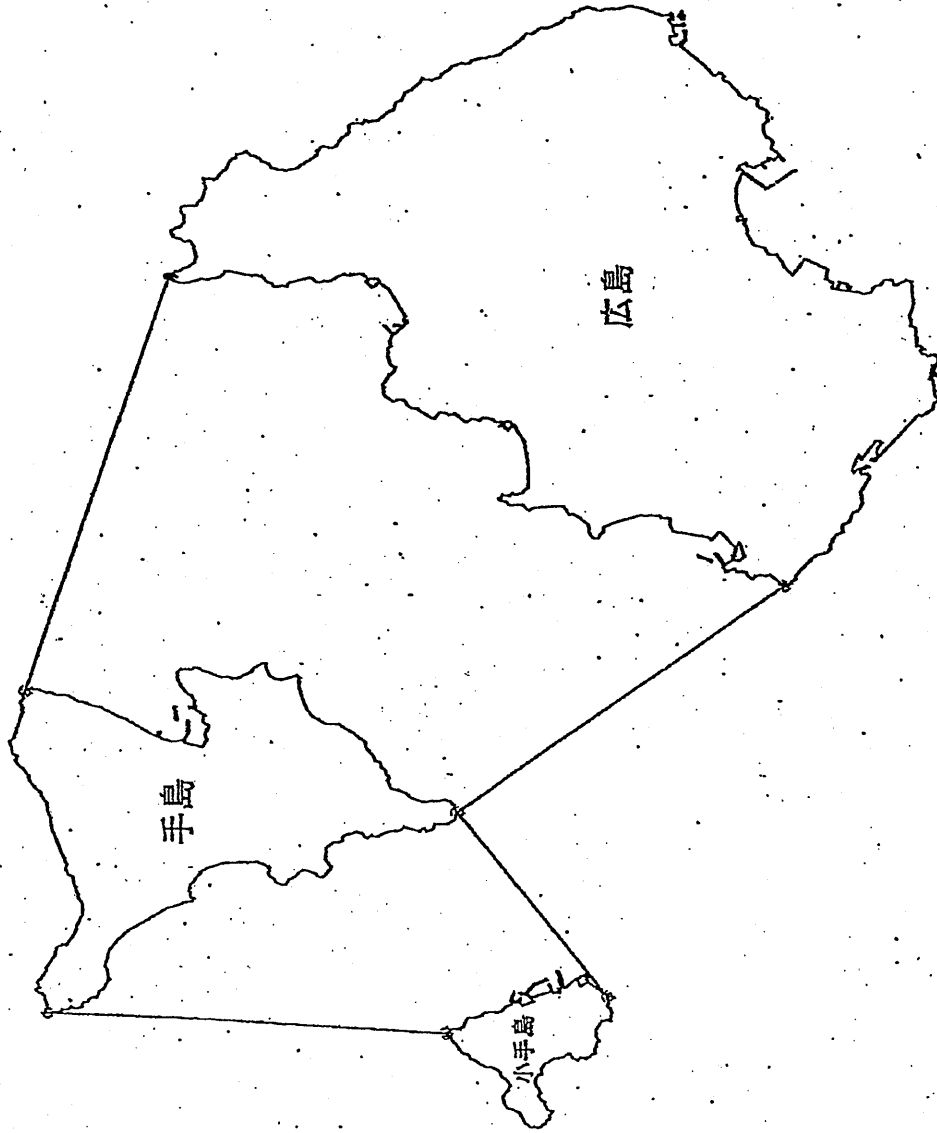
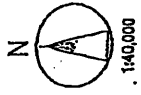
東かがわ市

東かがわ市・さぬき市域

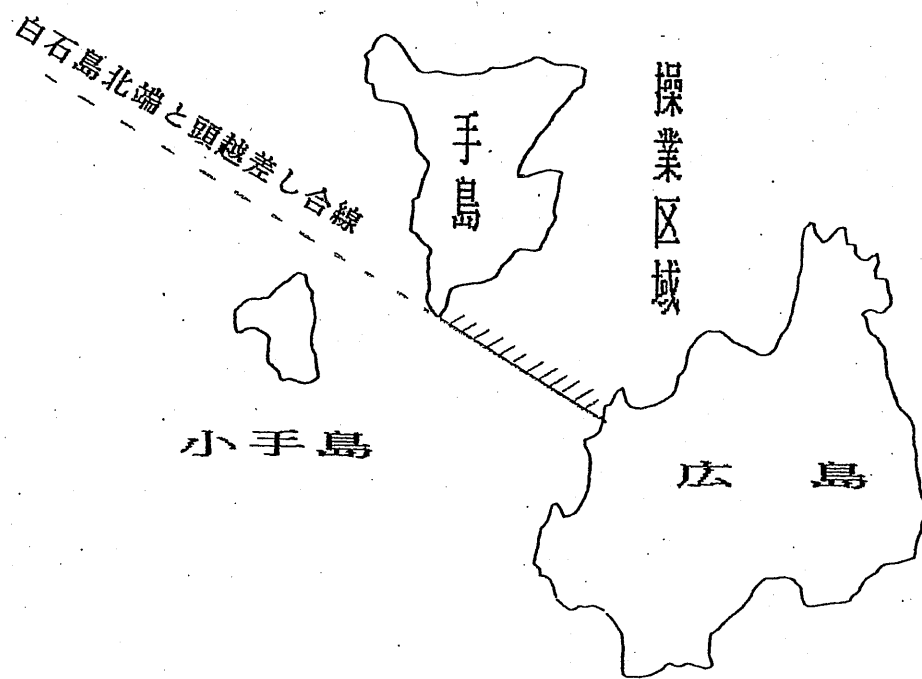
いいたごつばらわ漁業操業区域図(本島漁協)



本島漁協(小手島地区)
いいだこつほなわ漁業許可 操業区域図



広島，手島間の操業区域



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第11号に掲げる延なわ漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たい・はも延なわ漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田、津田町、内海に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	香川県下一円の海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
あなご延なわ漁業	東かがわ市・さぬき市・小豆郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、内海に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	牟礼に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治、直島、高松市瀬戸内、高松市東部に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご延なわ漁業	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、庵治に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡・坂出市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市・香川郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸、高松市瀬戸内、庵治、直島に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	下笠居、高松市瀬戸内、高松市東部、屋島に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄・家浦・甲生・大部）、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	豊島地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、与島に漁業の根拠地を有する者
	丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	白方に漁業の根拠地を有する者
	香川県下一円の海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご延なわ漁業	三豊市地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（西詫間、仁尾町、粟島）に漁業の根拠地を有する者
	小豆島東部海面	1月5日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
たい・はも・あなご延なわ	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島頂見通し線以南の海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	愛媛・香川連合海区入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

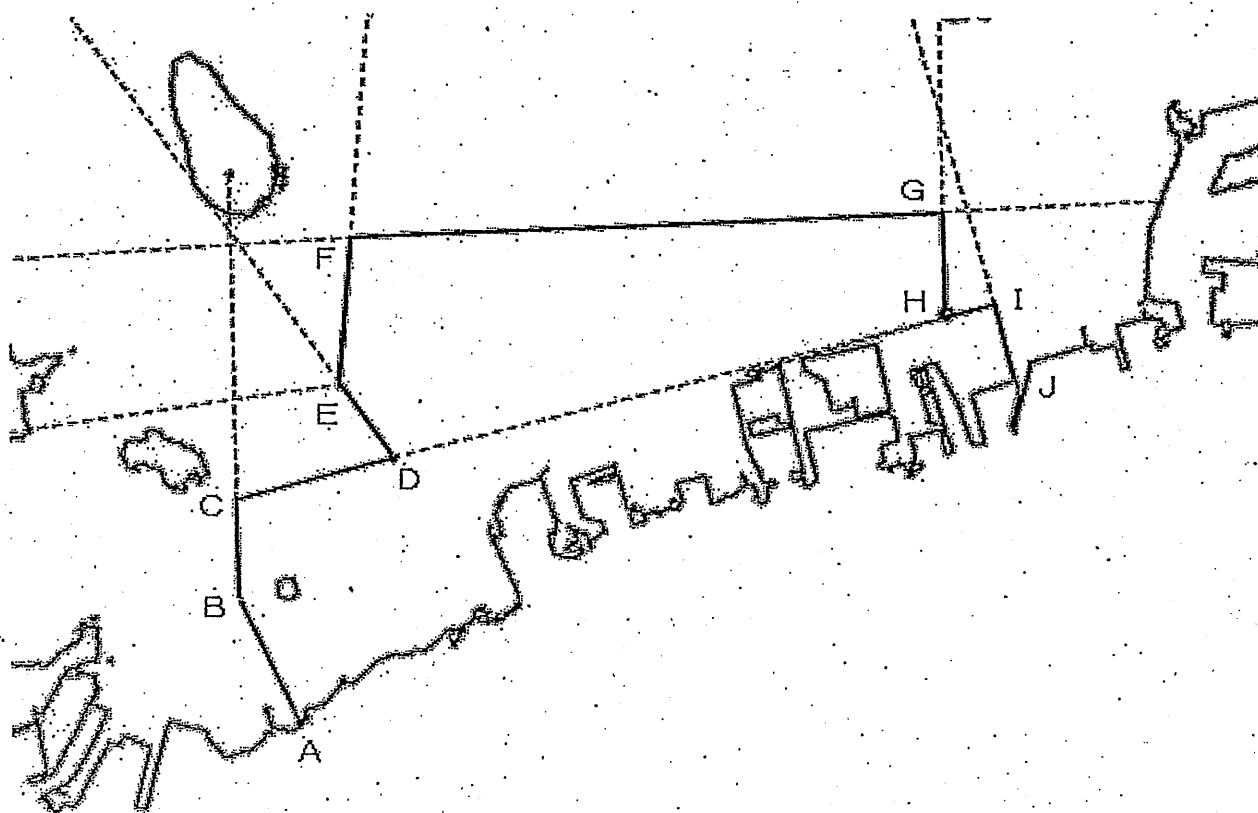
F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第12号に掲げるせん漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

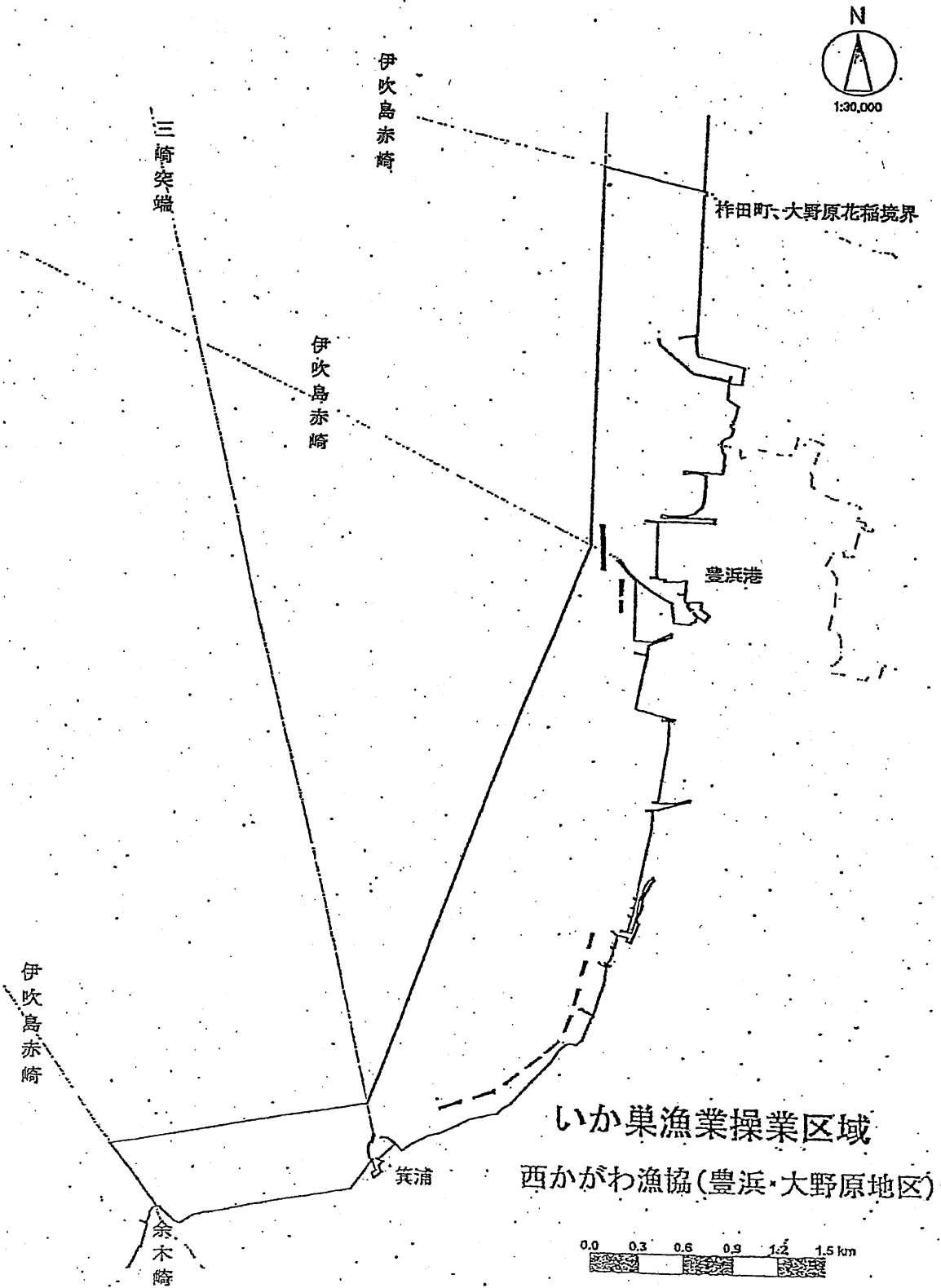
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いか巢漁業	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	鶴羽地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	牟礼町地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	牟礼に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	福田及び東部地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	坂手地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	橘地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	4月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いか巢漁業	別紙2のとおり	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	西かがわに漁業の根拠地を有する者
	観音寺市地先海面	4月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺に漁業の根拠地を有する者
かにかご漁業	別紙3のとおり	10月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	別紙6のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者
	別紙7のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	別紙8のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	別紙9のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	北浦に漁業の根拠地を有する者
	別紙10のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	別紙11のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	別紙12のとおり	10月15日から 1月15日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	別紙13のとおり	10月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなごかご漁業	別紙14のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	別紙15のとおり	1月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	別紙16のとおり	3月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	別紙17のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	別紙18のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（家浦）に漁業の根拠地を有する者
	別紙19のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者
	別紙20のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	別紙21のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	別紙22のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	北浦に漁業の根拠地を有する者
	別紙23のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	別紙24のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	別紙25のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	別紙26のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご簡漁業	別紙27のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	屋島、高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	別紙28のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者
	別紙29のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木・女木）に漁業の根拠地を有する者
	別紙30のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし





田上島高頂

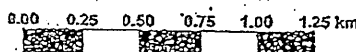
三豊市仁尾町、観音寺市室本町境界

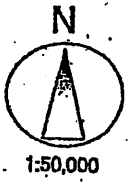
室本

田上島高頂

孝抜川南水門から77m

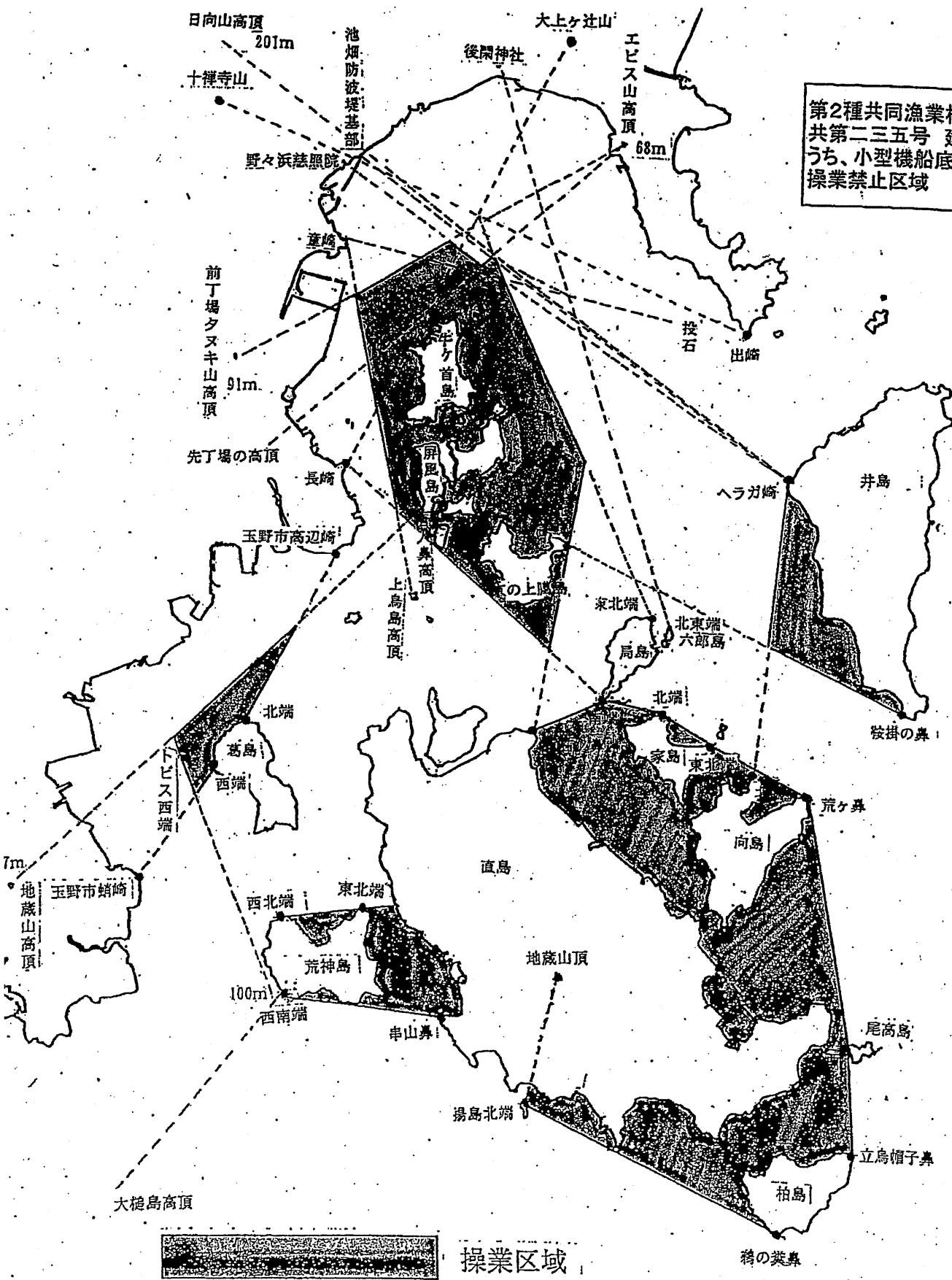
いか巣漁業操業区域
西かがわ漁協(室本地区)



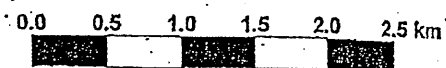


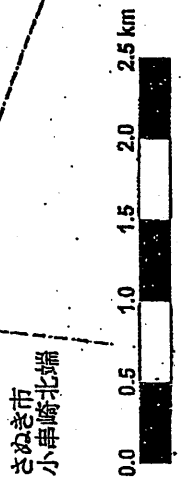
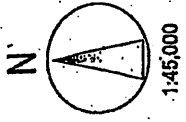
かにかご漁業操業区域 (直島地先)

第2種共同漁業権(免許番号共第二三五号 建網)漁場のうち、小型機船底びき網漁業操業禁止区域

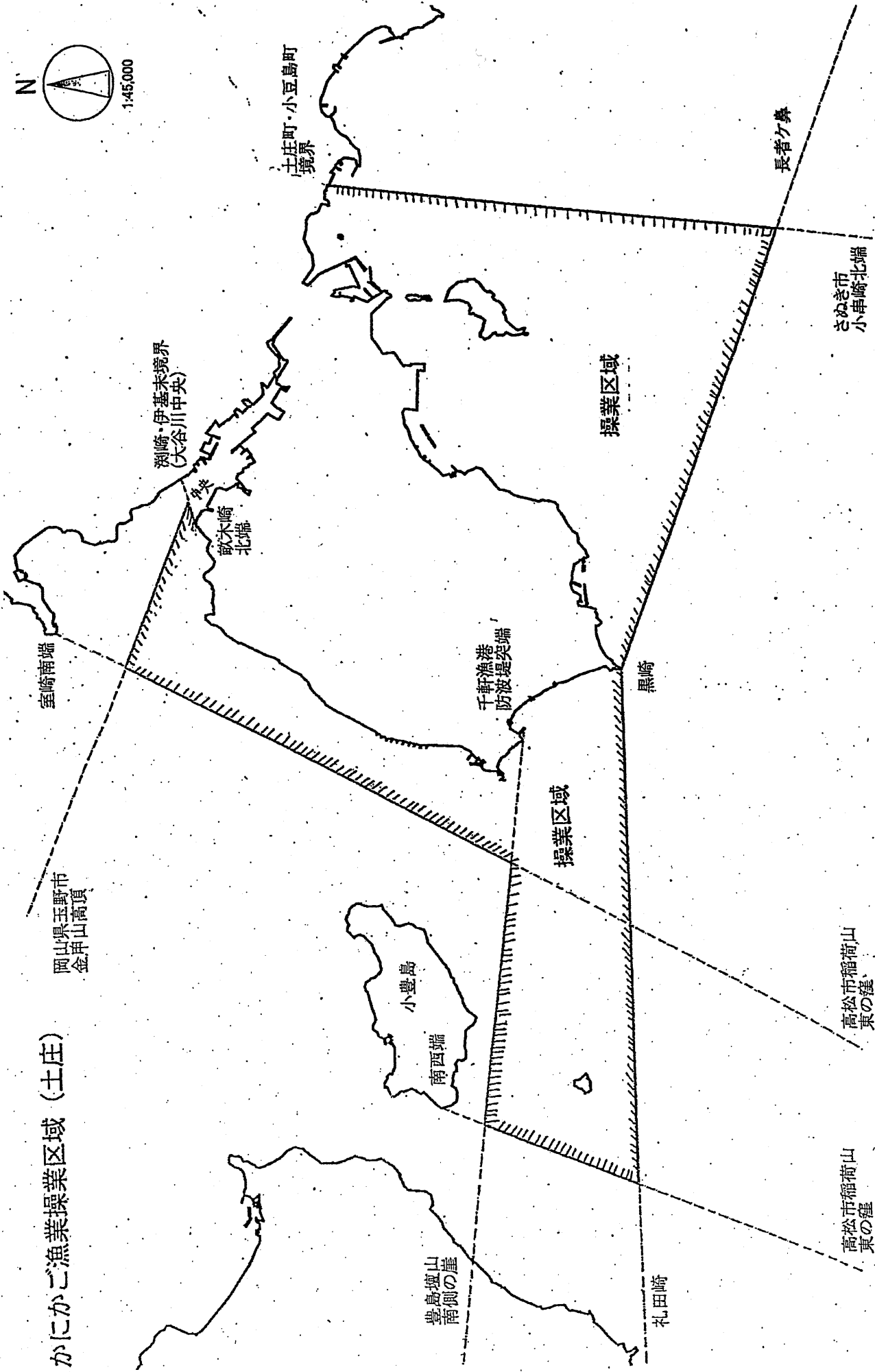


操業区域





かにかご漁業操業区域 (土庄)



室崎南端

岡山県玉野市
金甲山高頂

湖崎・伊基末境界
(大谷川中央)

敏木崎
北端

土庄町・小豆島町
境界

豊島嶺山
南側の崖

小豊島

南西端

千軒漁港
防波堤突端

操業区域

操業区域

黒崎

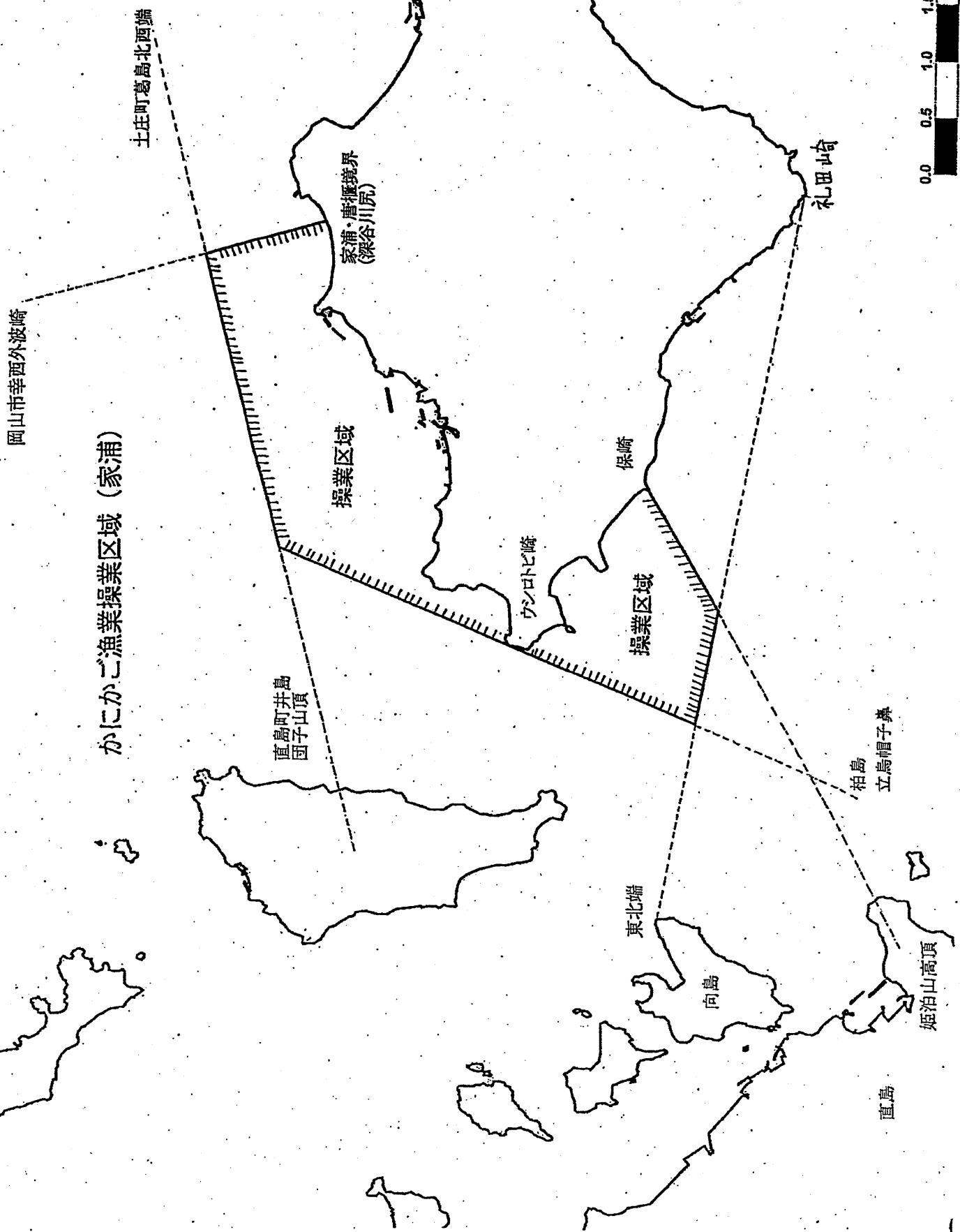
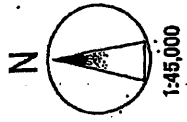
礼田崎

長者ヶ鼻

さぬき市
小串崎北端

高松市稲荷山
東の麓

高松市稲荷山
東の麓



かにかご漁業操業区域 (家浦)

岡山市幸西外波崎

土庄町葛島北西端

操業区域

操業区域

礼田崎

保崎

ウシロトビ崎

直島町井島
団子山頂

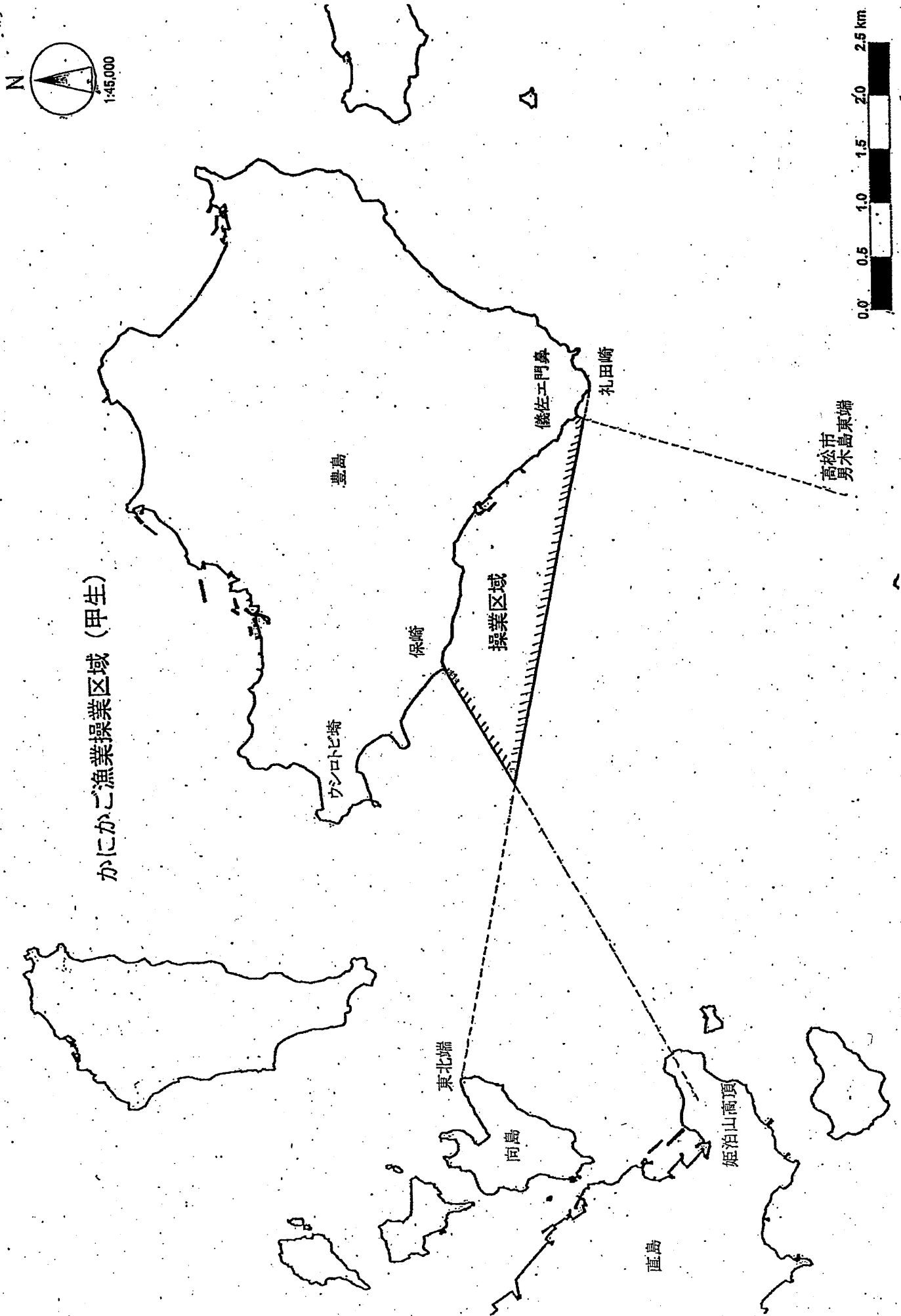
東北端

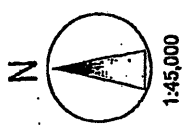
向島

姫泊山高頂

直島

柏島
立島帽子鼻





かにかご漁業操業区域 (大部)

兵庫県姫路市
松島頂

岡山県瀬戸内市
木島高頂

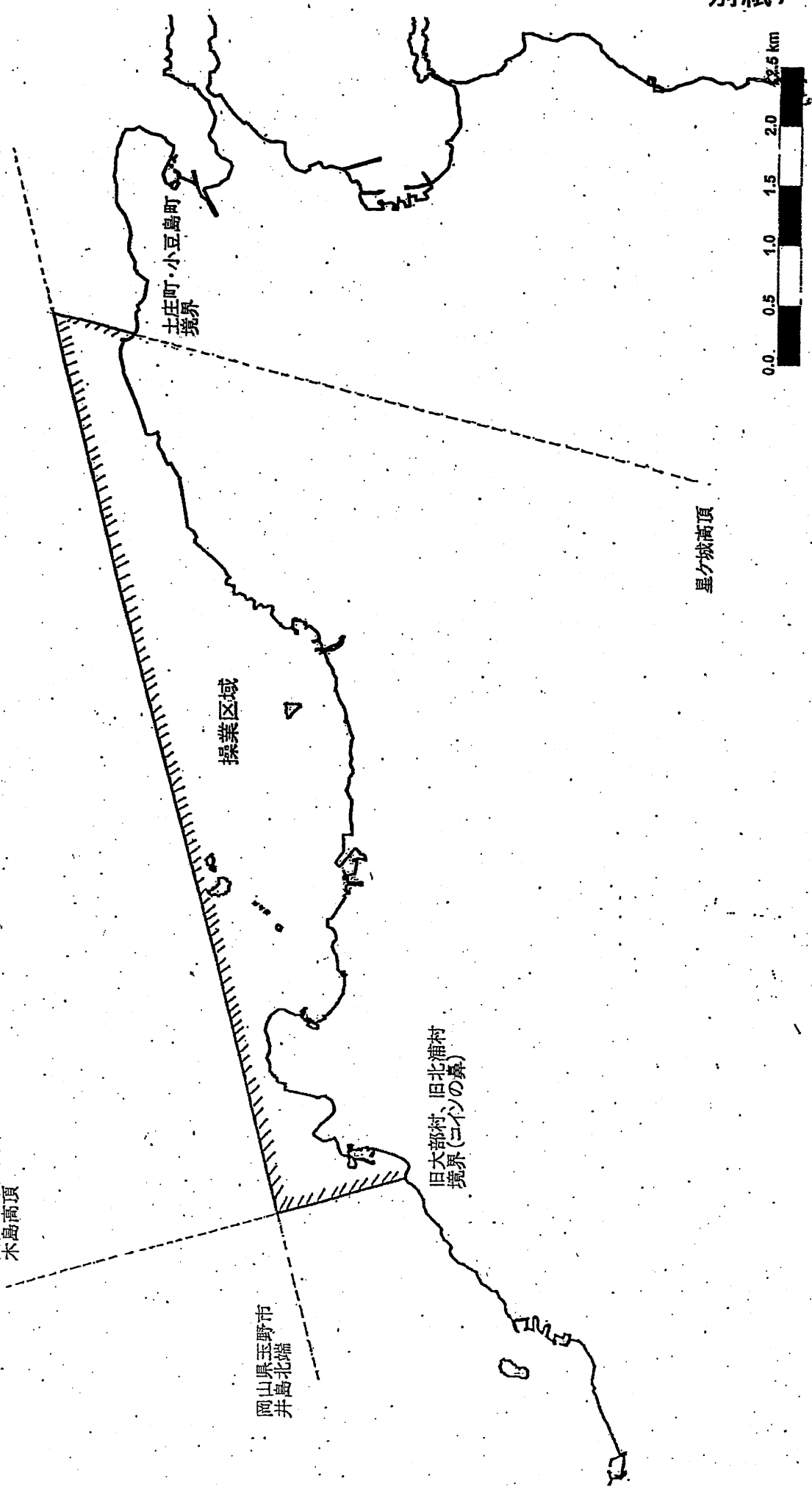
岡山県玉野市
井島北端

土庄町・小豆島町
境界

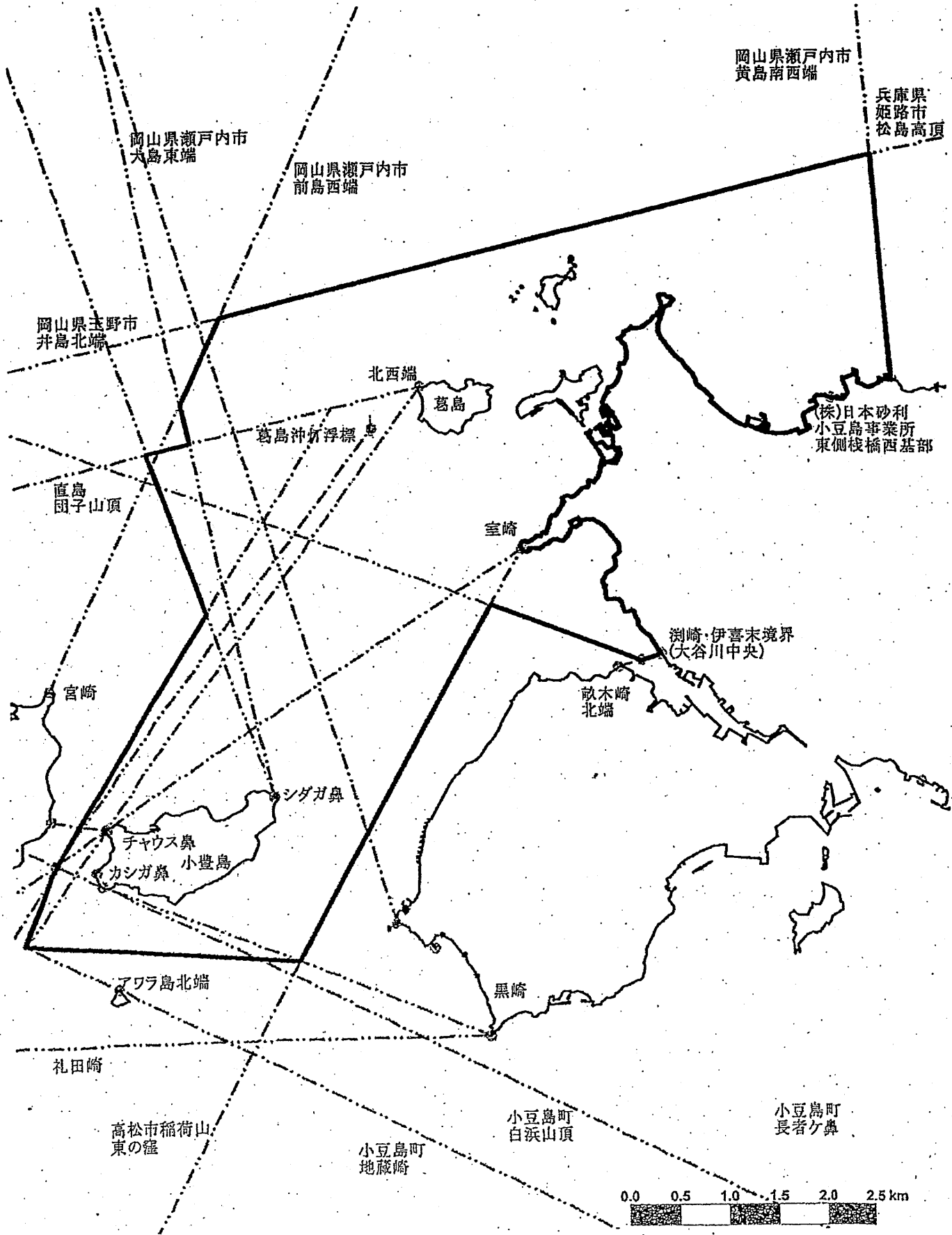
旧大部村、旧北浦村
境界(コイシの鼻)

星ヶ城高頂

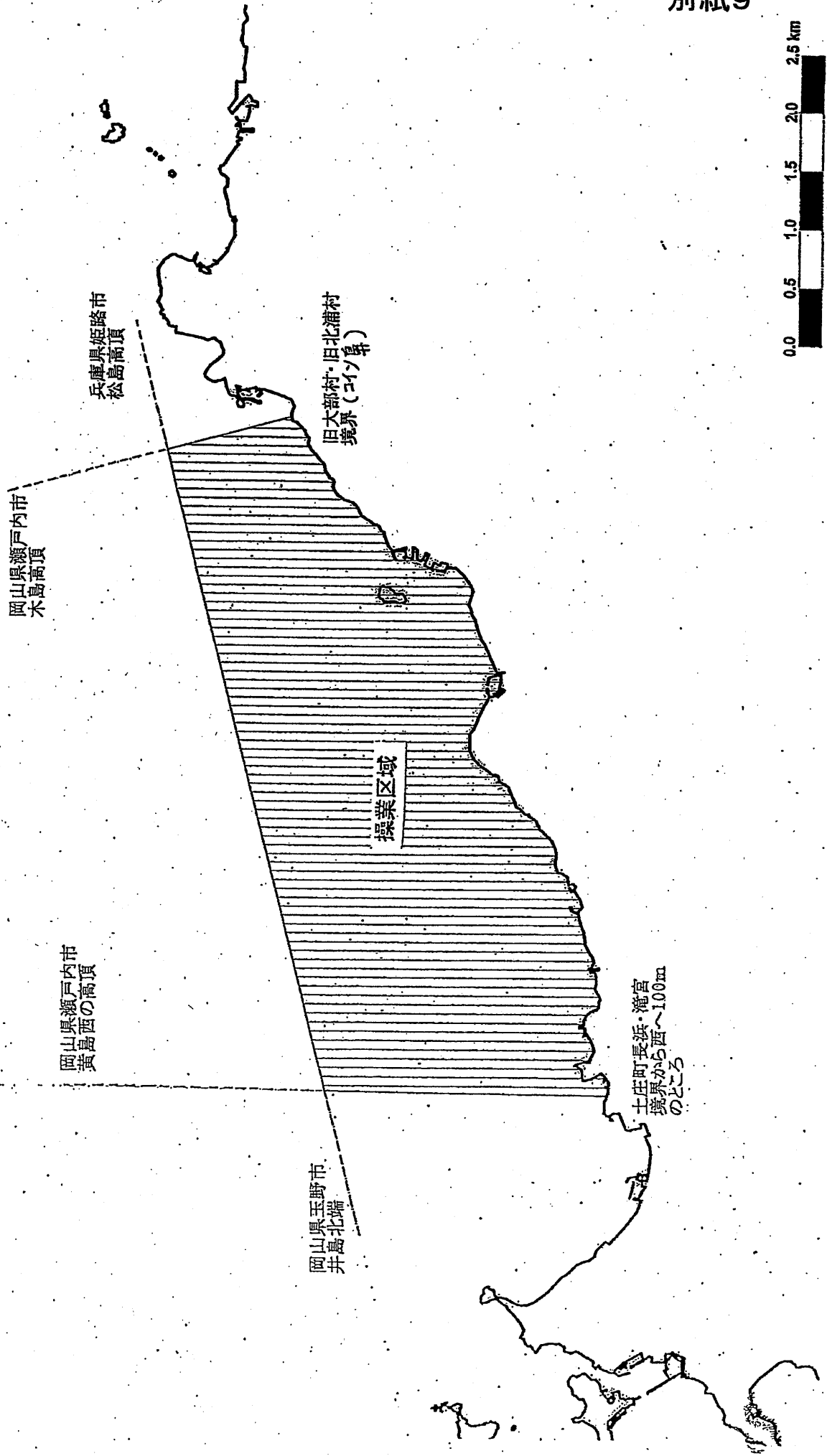
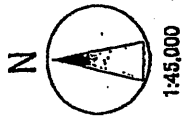
操業区域

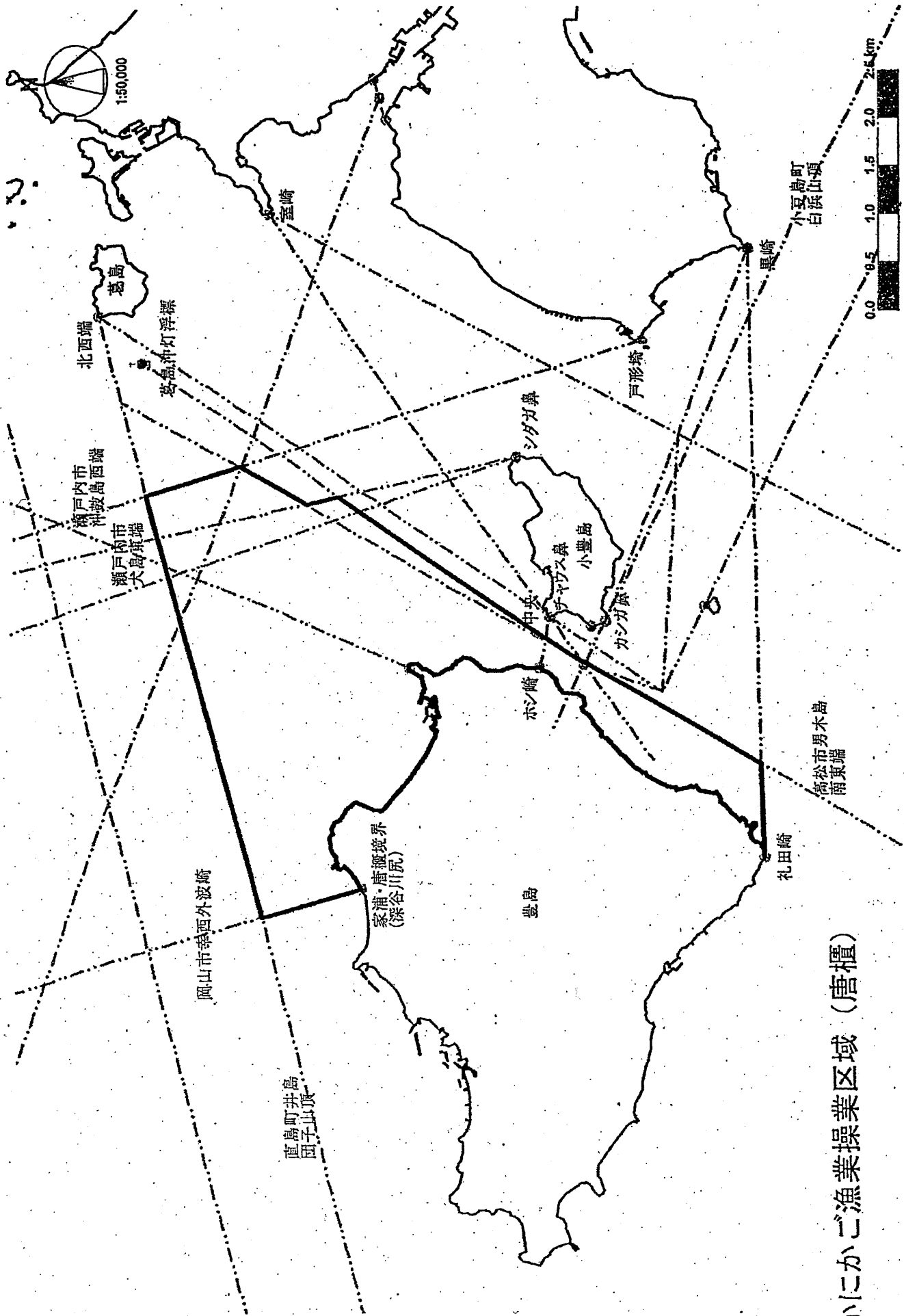


かにかご漁業操業区域（四海）

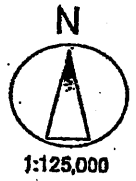


かにかご漁業操業区域（北浦）

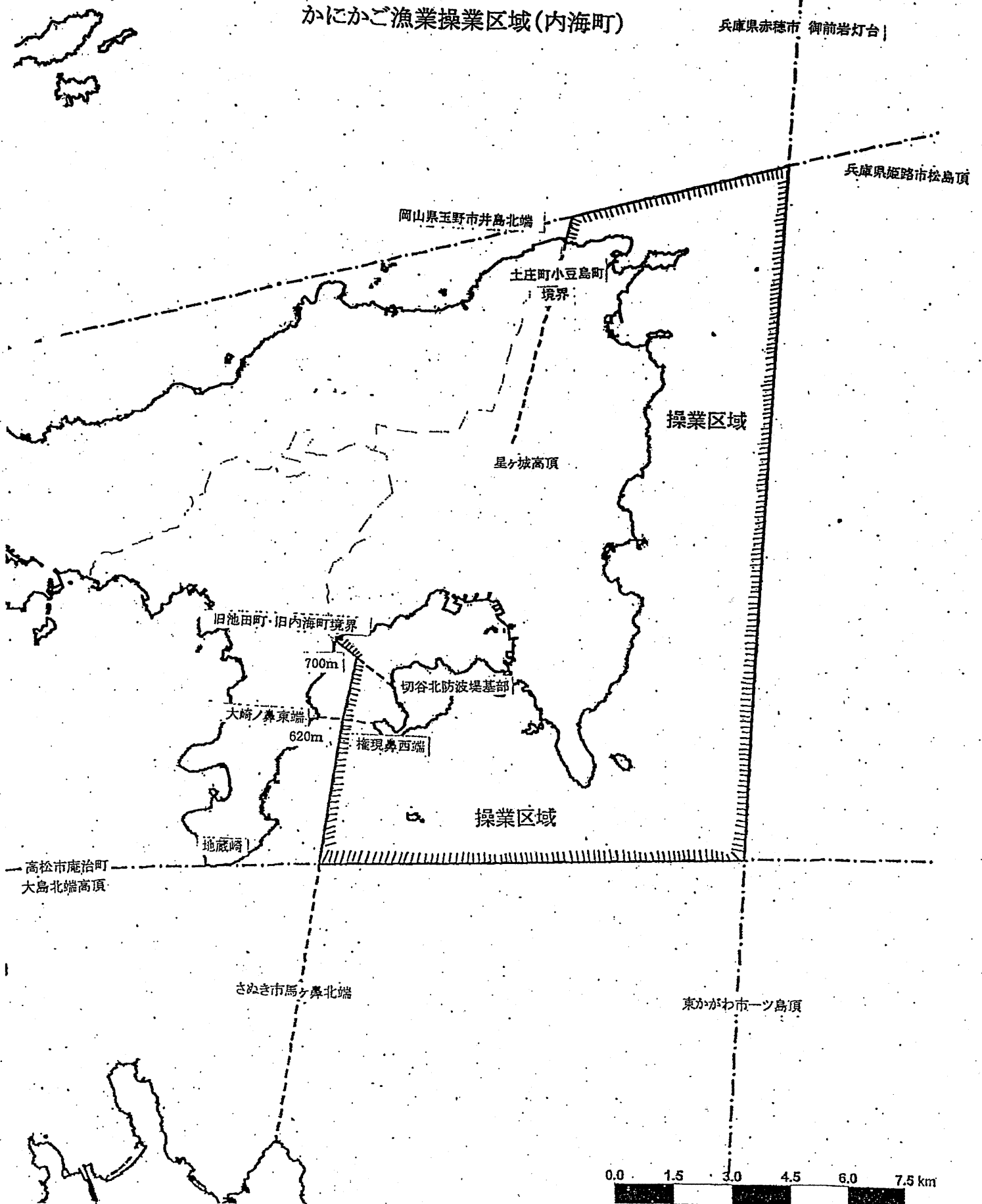




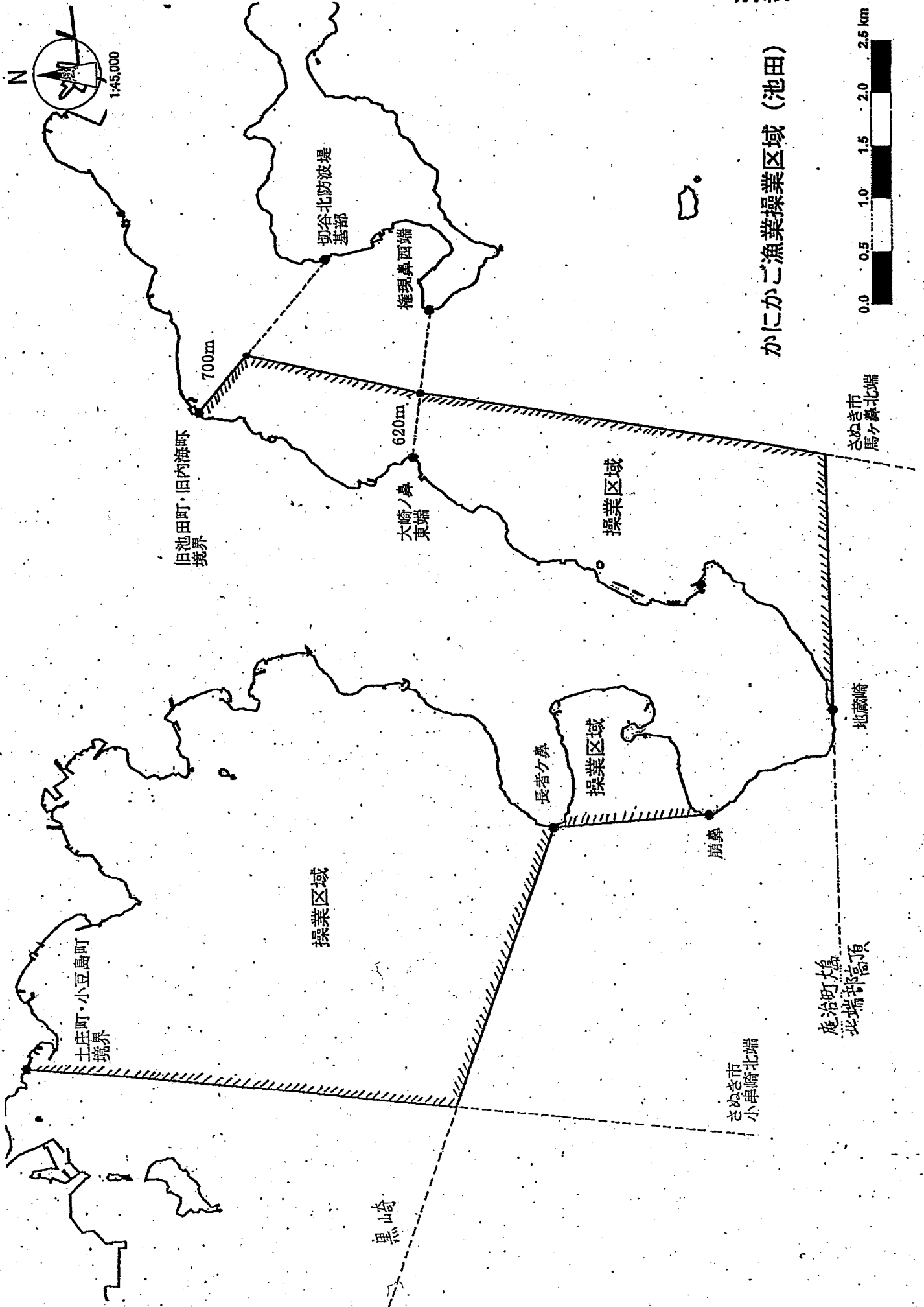
かにかご漁業操業区域 (唐櫃)



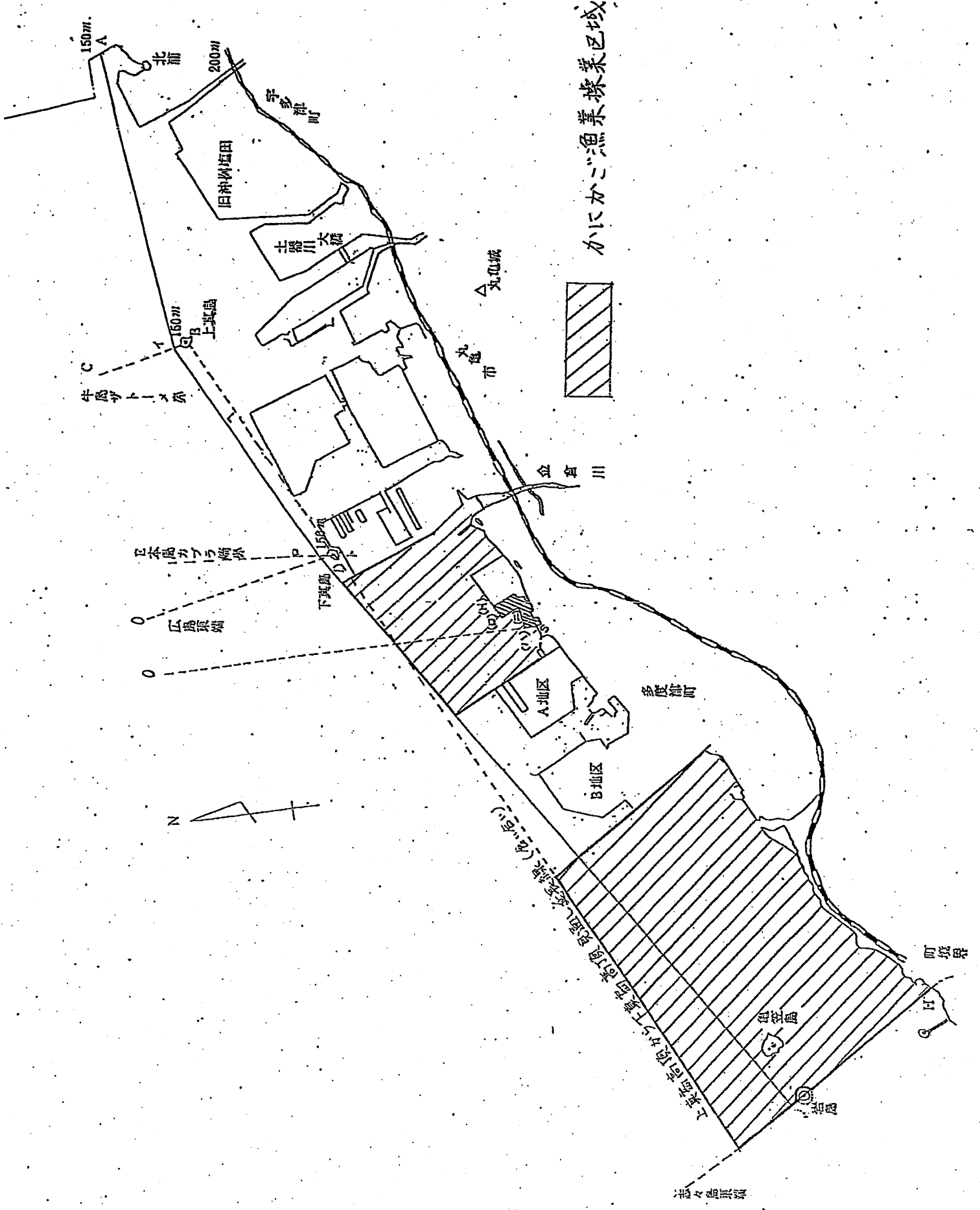
かにかご漁業操業区域(内海町)

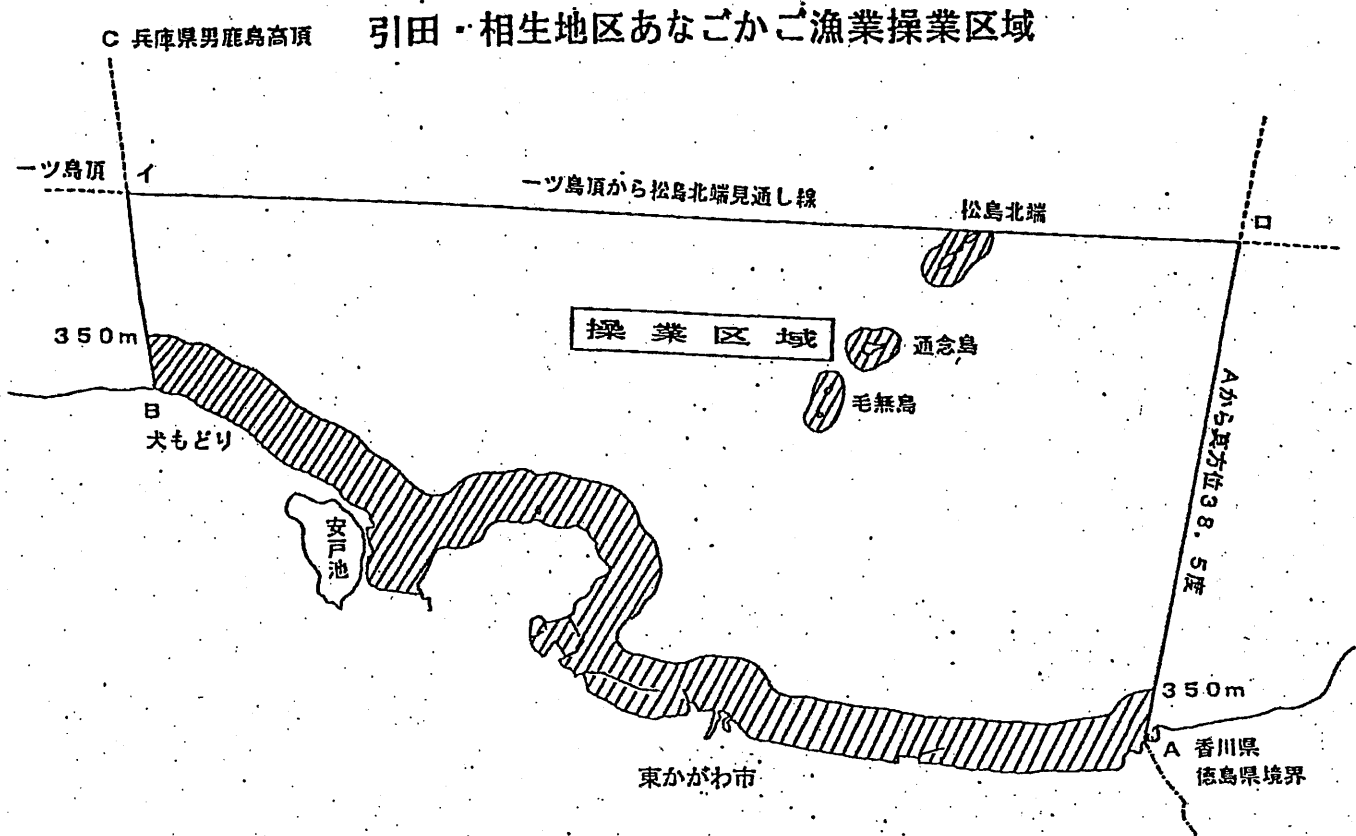


かにかご漁業操業区域 (池田)



かにかご漁業操業区域





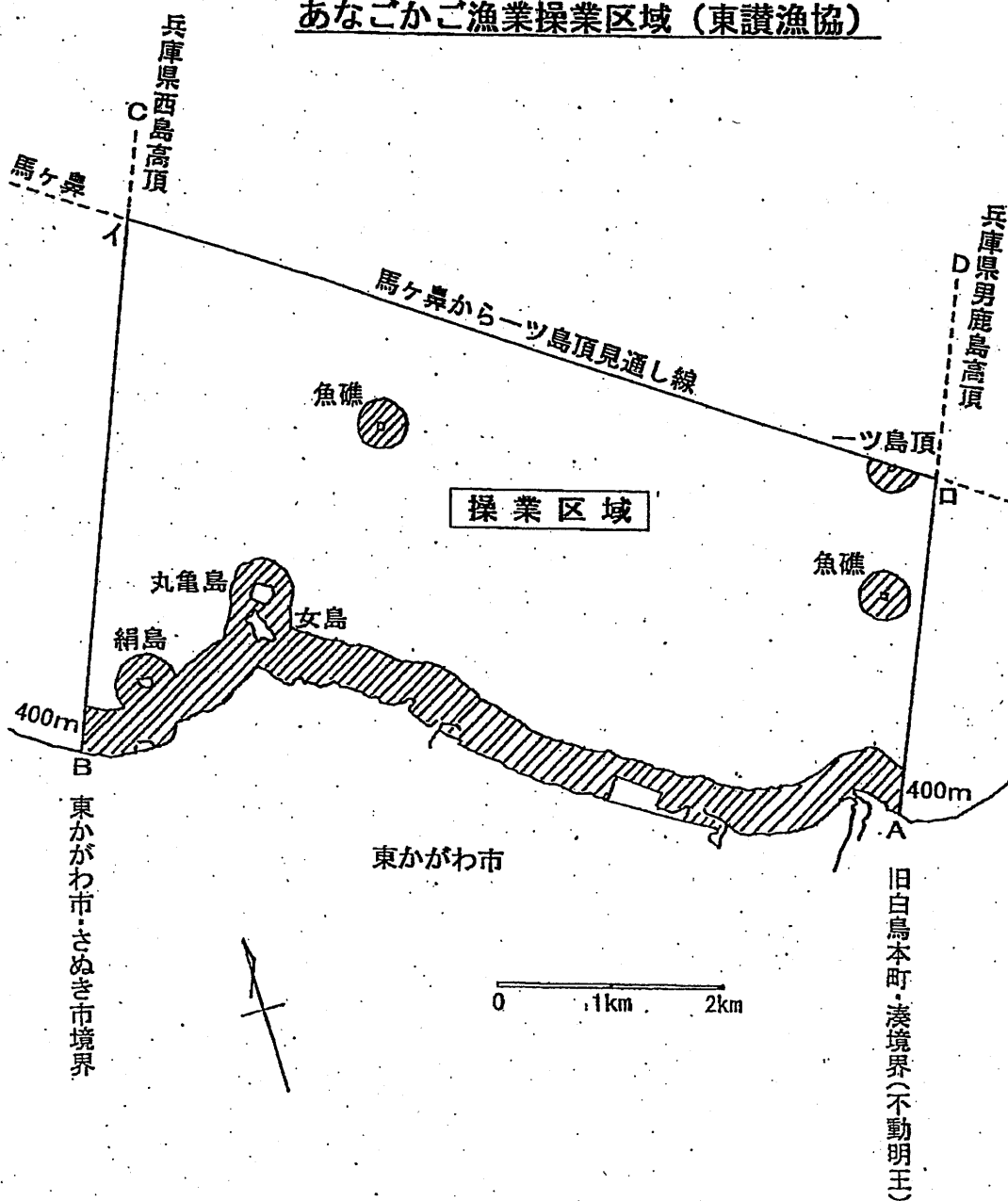
点の位置

- 基点A 香川県・徳島県境界
- 〃 B 犬もどり
- 〃 C 兵庫県男鹿島高頂
- 点イ BからC見通し線と一ツ島頂から松島北端見通し線との交差点
- 〃 〇 Aから真方位38.5度の線と一ツ島頂から松島北端見通し線との交差点

操業区域

Bイ、イ〇、〇Aの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
 ただし、斜線で示す、AB間最大高潮時海岸線から沖出し350メートルの区域と、松島、通念島及び毛無島の各島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除く。

あなごかご漁業操業区域（東讃漁協）



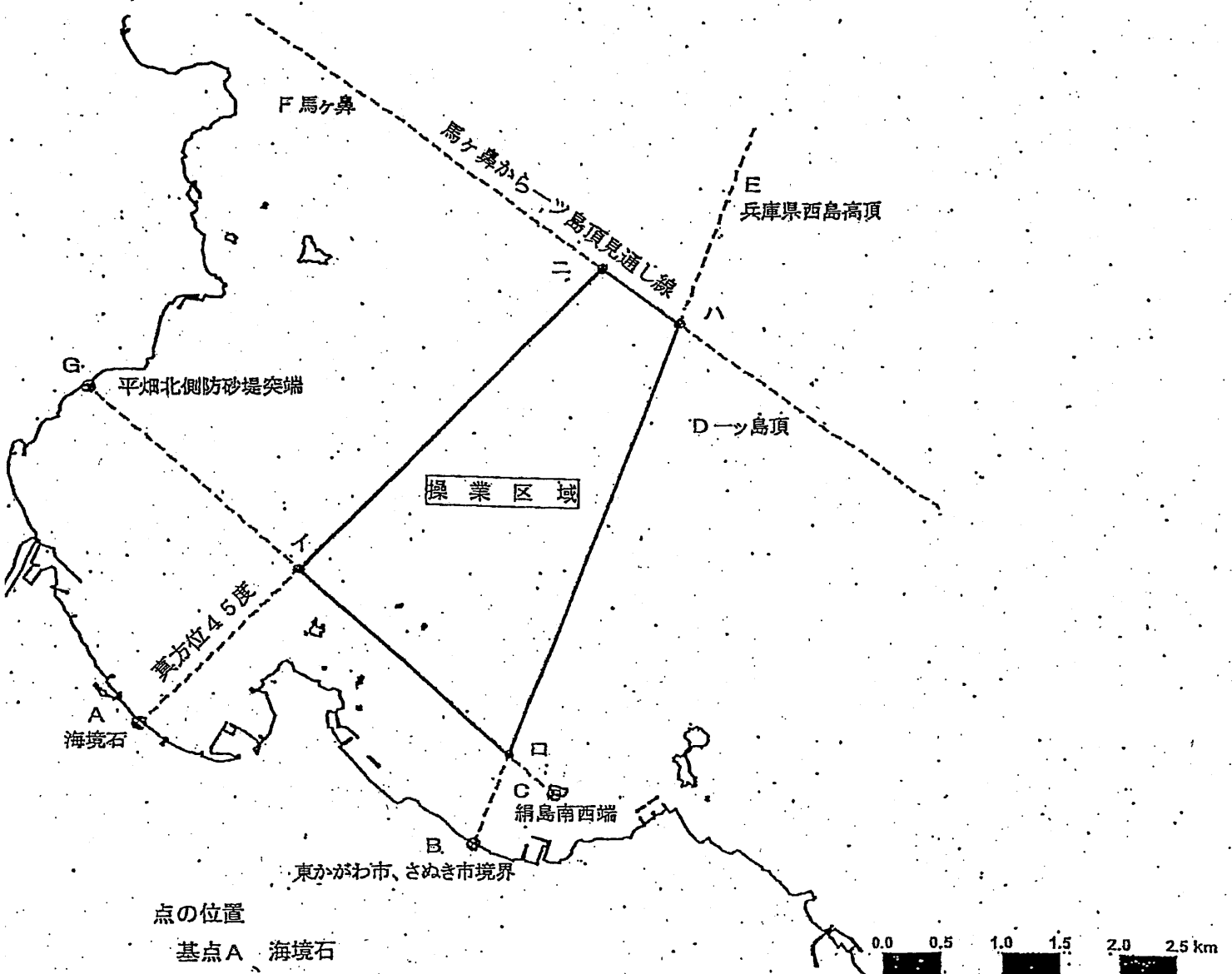
点の位置

- 基点A 旧白鳥本町・湊境界(不動明王)
- 〃 B 東かがわ市・さぬき市境界
- 〃 C 兵庫県西島高頂
- 〃 D 兵庫県男鹿島高頂
- 点イ BからC見通し線と馬ヶ鼻と一ツ島頂見通し線との交差点
- 〃 口 AからD見通し線と馬ヶ鼻と一ツ島頂見通し線との交差点

操業区域

Bイ、イ口、口Aの3直線とAB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
 ただし、斜線で示す、AB間最大高潮時海岸線から沖出し400メートルの区域と、
 絹島、丸亀島、女島及び一ツ島の各島周囲最大高潮時海岸線から沖出し
 200メートルの区域と、魚礁の周囲200メートルの区域は除く。

あなごかご漁業操業区域（鶴羽地区）



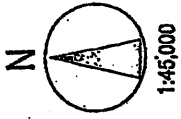
点の位置

- 基点A 海境石
- B 東かがわ市、さぬき市境界
- C 絹島南西端
- D 一ツ島頂
- E 兵庫県西島高頂
- F 馬ヶ鼻
- G 平畑北側防砂堤突端

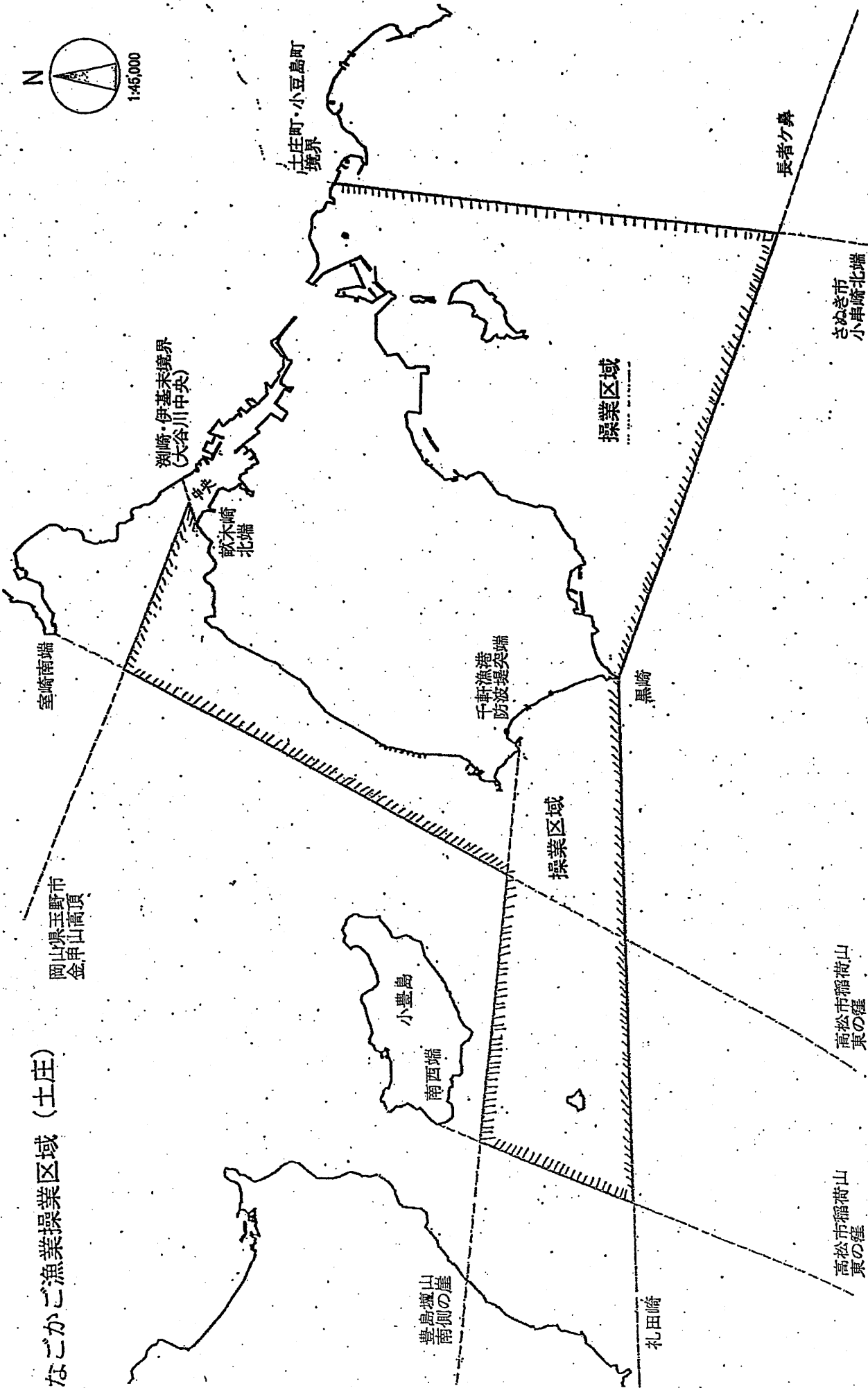
- 点イ Aから真方位45度の線とCからG見通し線との交差点
- ロ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- ハ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点
- ニ Aから真方位45度の線とFからD見通し線との交差点

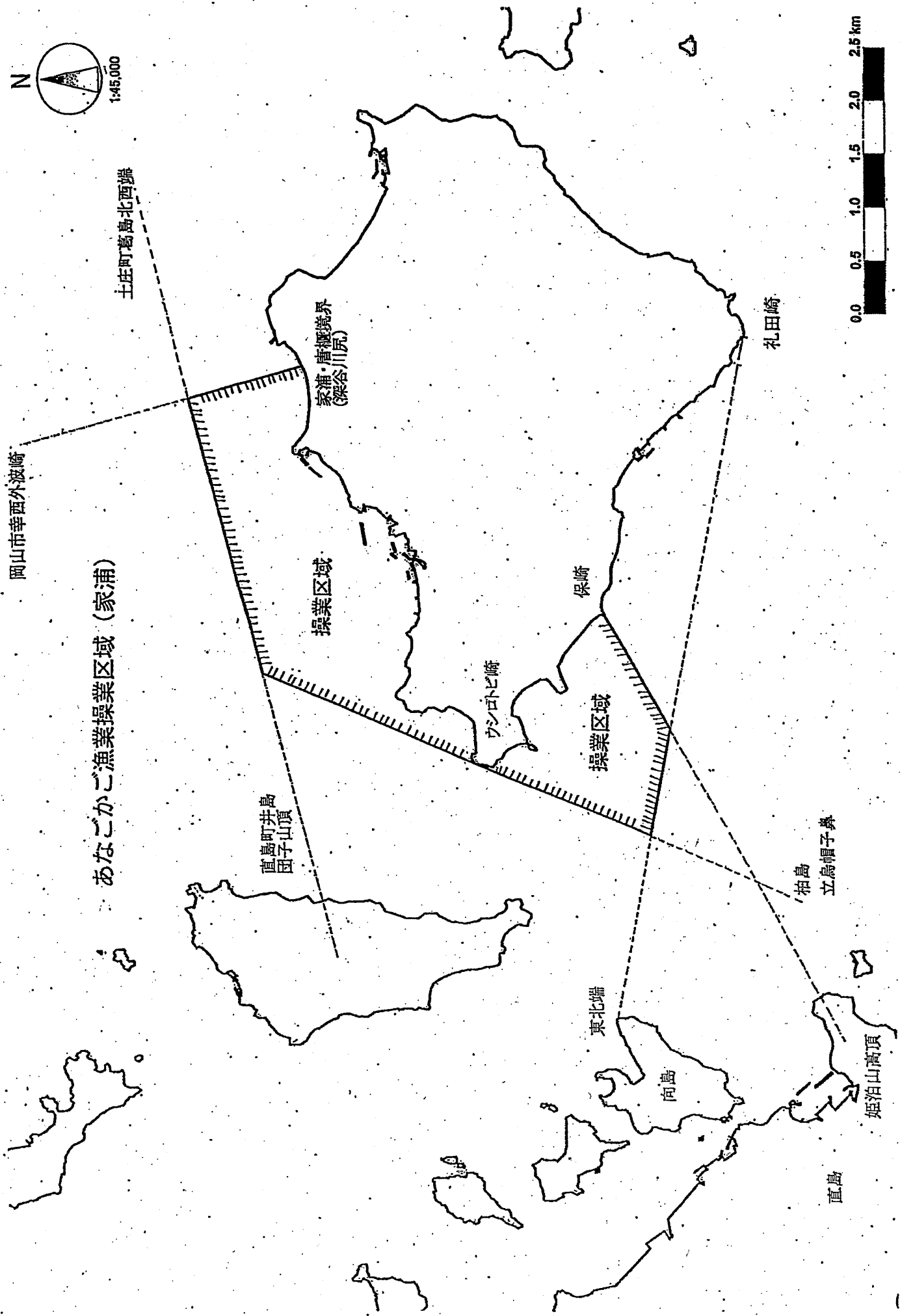
操業区域

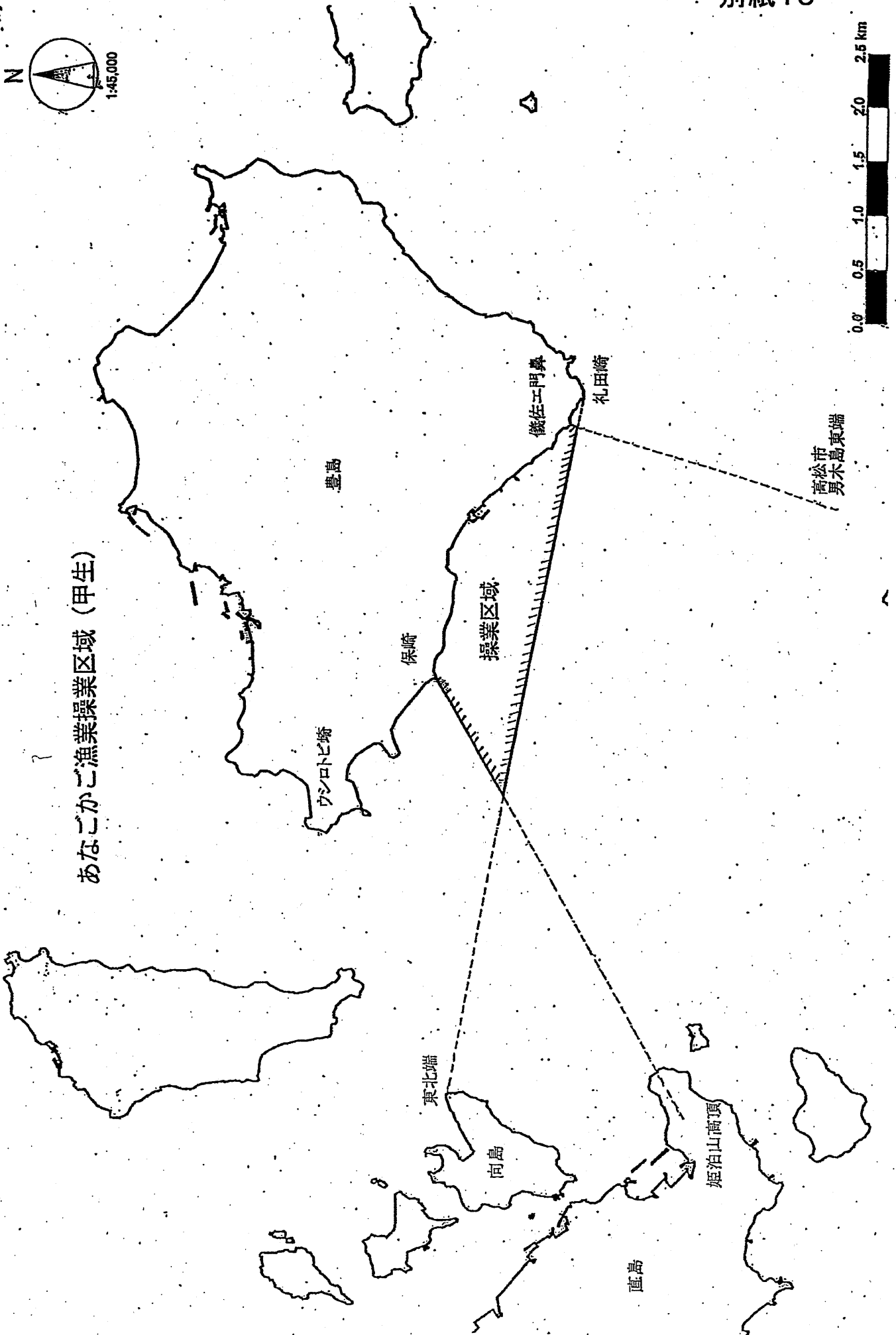
イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域。

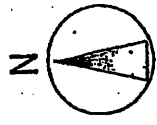


あなごかご漁業操業区域 (土庄)









1:45,000

兵庫県姫路市
松島頂

あなごかご漁業操業区域 (大部)

岡山県瀬戸内市
木島高頂

岡山県玉野市
井島北端

土庄町・小豆島町
境界

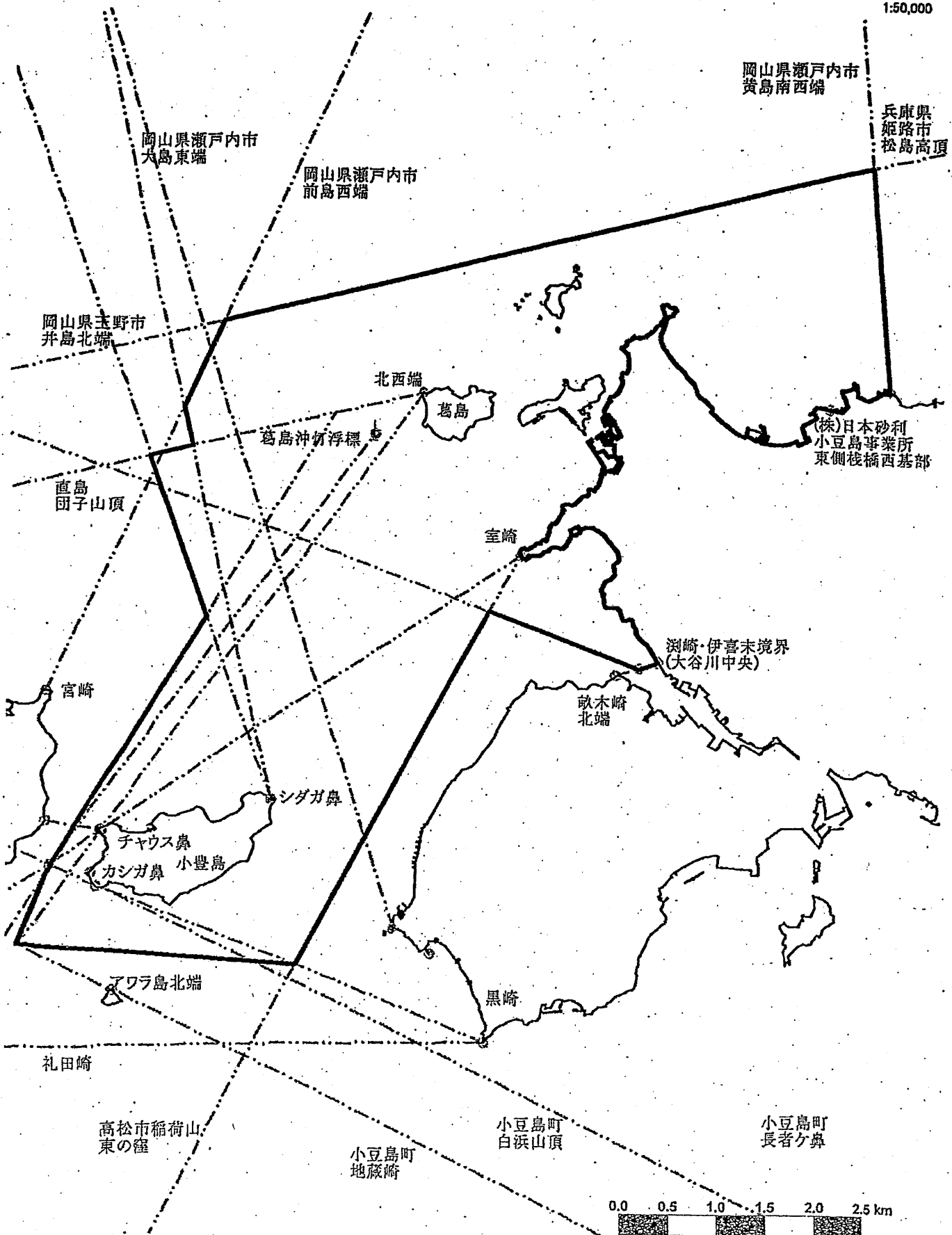
操業区域

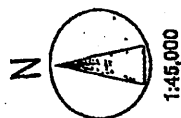
旧大部村、旧北浦村
境界(コイソの鼻)

星ヶ城高頂

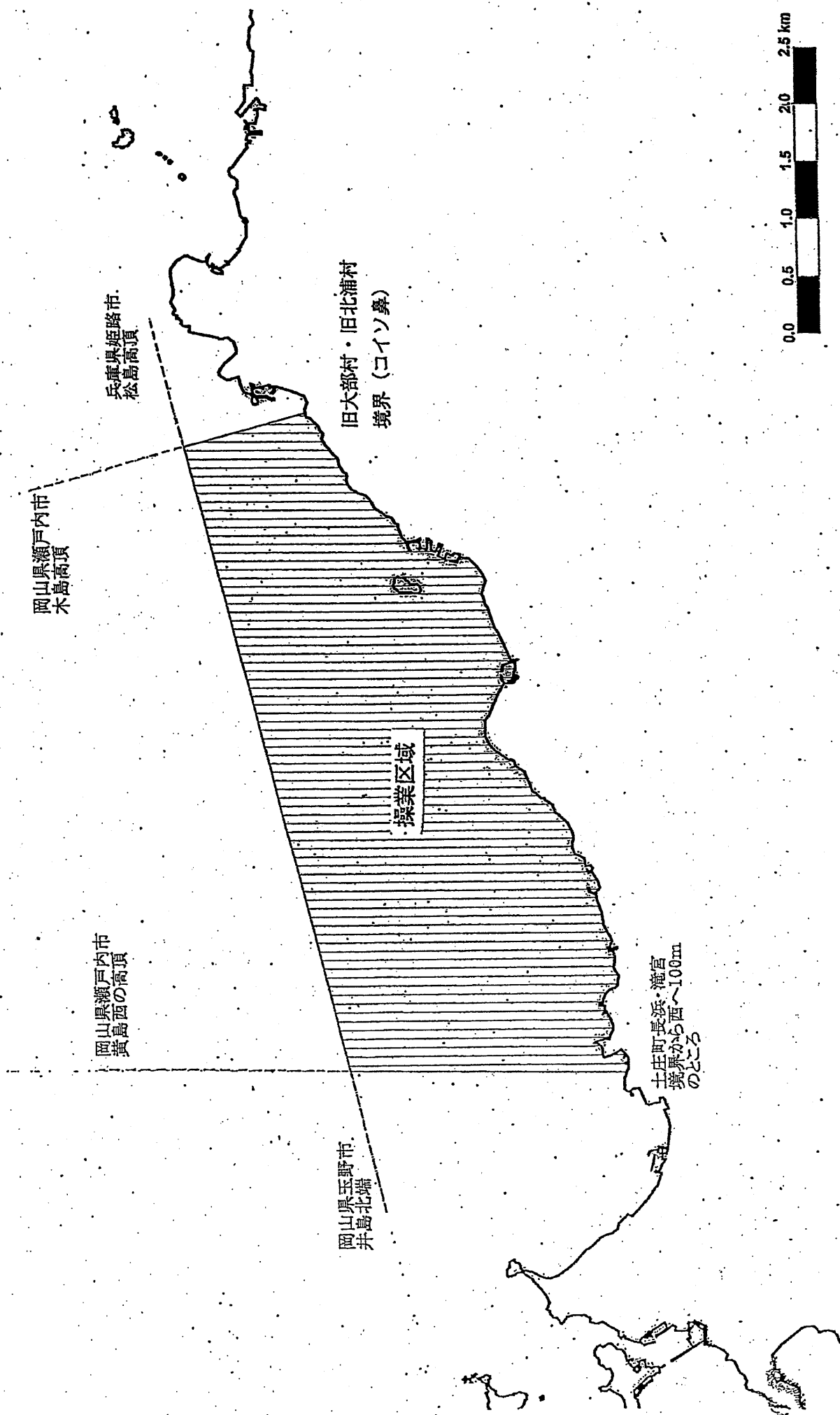


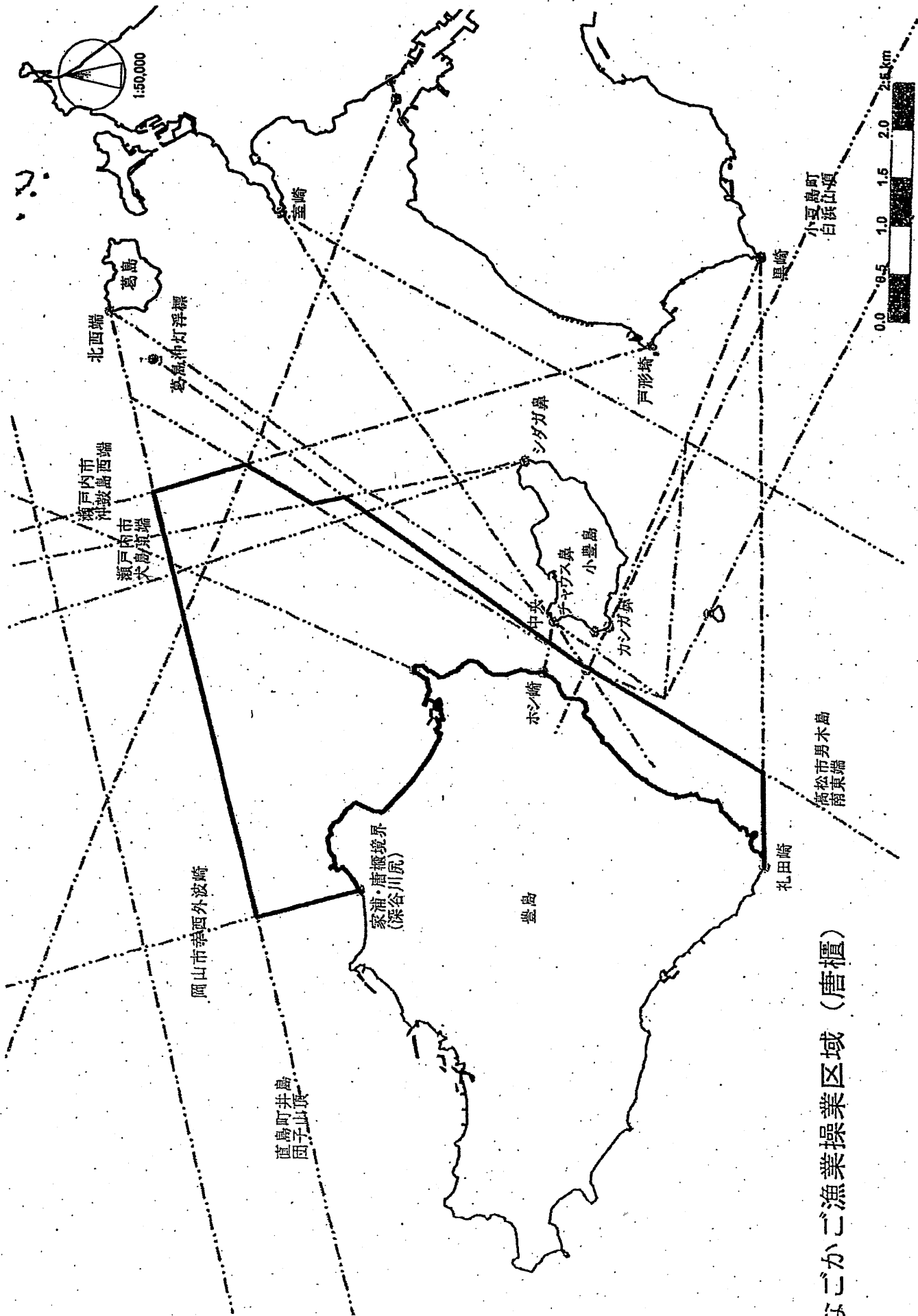
あなごかご漁業操業区域 (四海)





あなごかご漁業操業区域 (北浦)





あなごかご漁業操業区域 (唐櫃)



あなごかご漁業操業区域 (内海)

兵庫県赤穂市 御前岩灯台

兵庫県姫路市松島頂

岡山県玉野市井島北端

土庄町小豆島町
境界

操業区域

星ヶ城高頂

旧池田町・旧内海町境界

700m

切谷北防波堤基部

大崎ノ鼻東端

620m

権現鼻西端

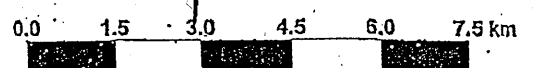
操業区域

地蔵崎

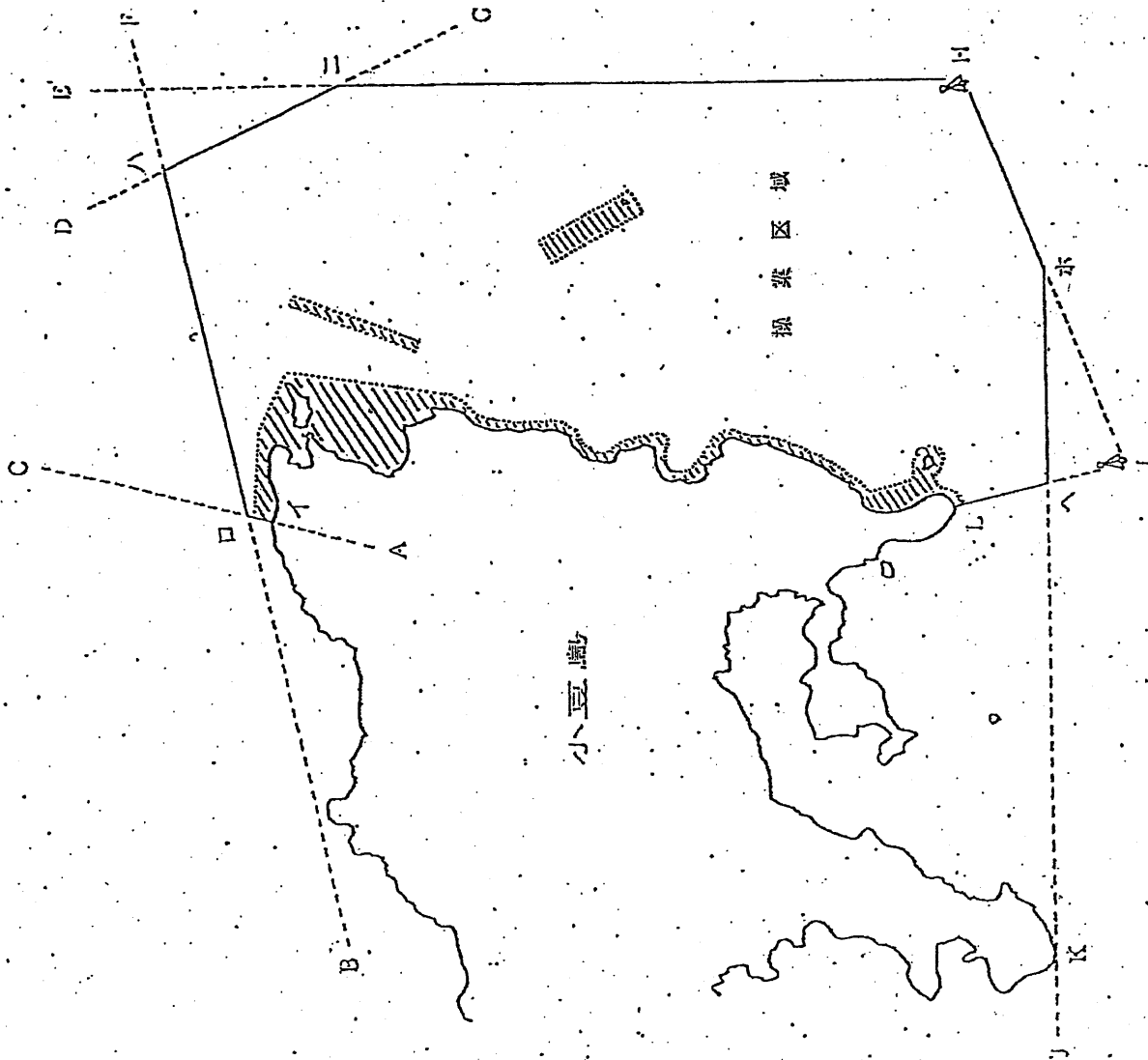
高松市庵治町
太島北端高頂

さぬき市馬ヶ鼻北端

東かがわ市一ツ島頂



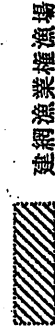
あなごかご漁業操業海域



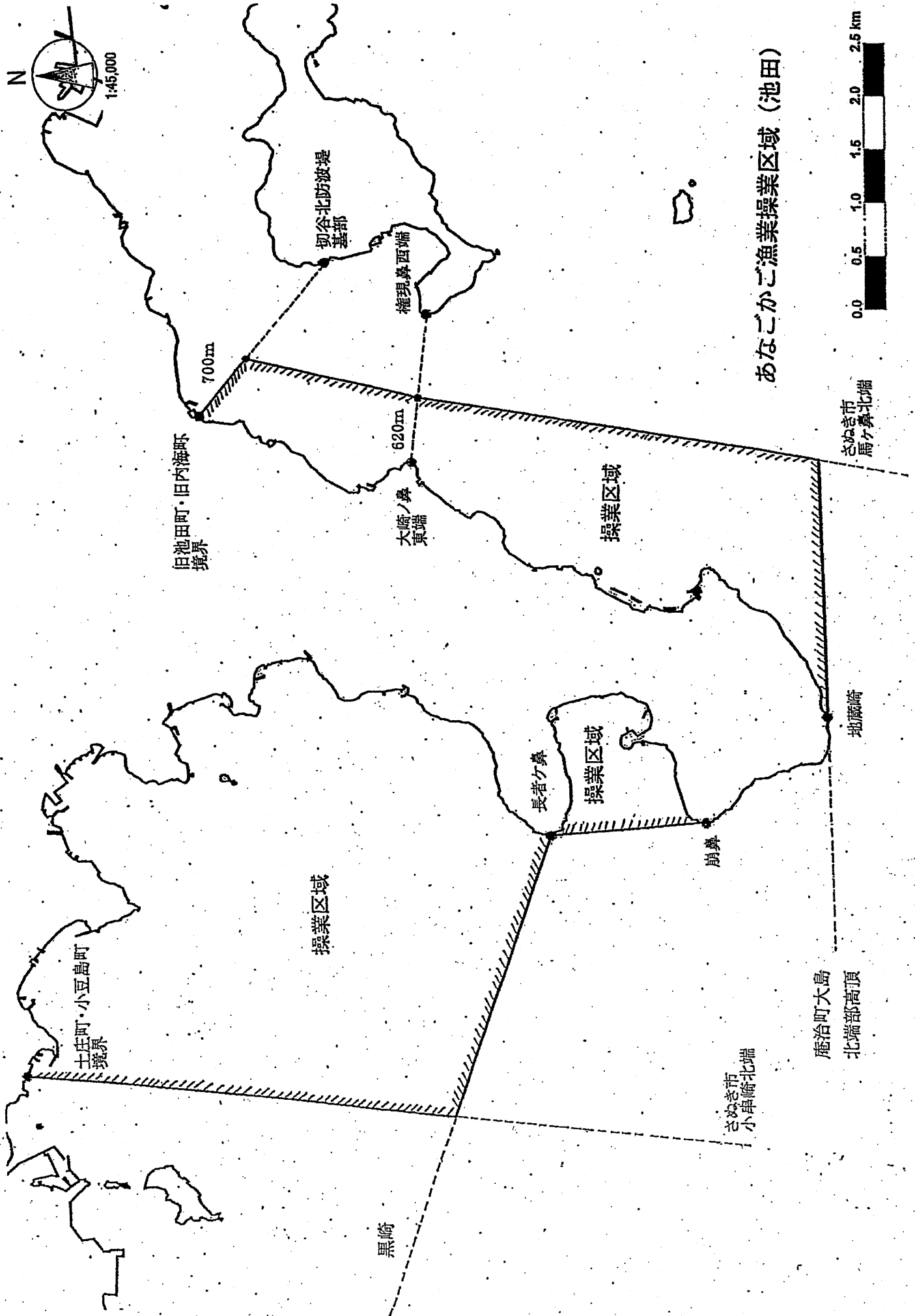
- 基点
- A 小豆島町星ヶ城山頂
 - B 岡山県玉野市石島北端
 - C 兵庫県赤穂市取揚島
 - D 岡山県備前市日生町鹿久居島高頂
 - E 兵庫県姫路市院下島 (灯台)
 - F 兵庫県姫路市松島頂
 - G 鳴門海峡中央点
 - H 播磨灘2号灯浮標
 - I 播磨灘1号灯浮標
 - J 高松市大島北端高頂
 - K 小豆島町地蔵崎突端
 - L 小豆島町大角鼻 (灯台)

- 点
- イ AからC見通線と海岸線の交差点
 - ロ AからC見通線とBからF見通線の交差点
 - ハ BからF見通線とDからG見通線の交差点
 - ニ DからG見通線とEからH見通線の交差点
 - ホ HからI見通線とJからK見通延長線の交差点
 - ヘ IからL見通線とJからK見通延長線の交差点

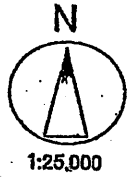
操業区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘLの
 7直線と高潮時海岸線に囲まれた区域
 (ただし、共同漁業権漁場のうち、建網の漁業権
 漁場及び柵網の罾から200m以内の区域を除く)



建網漁業権漁場

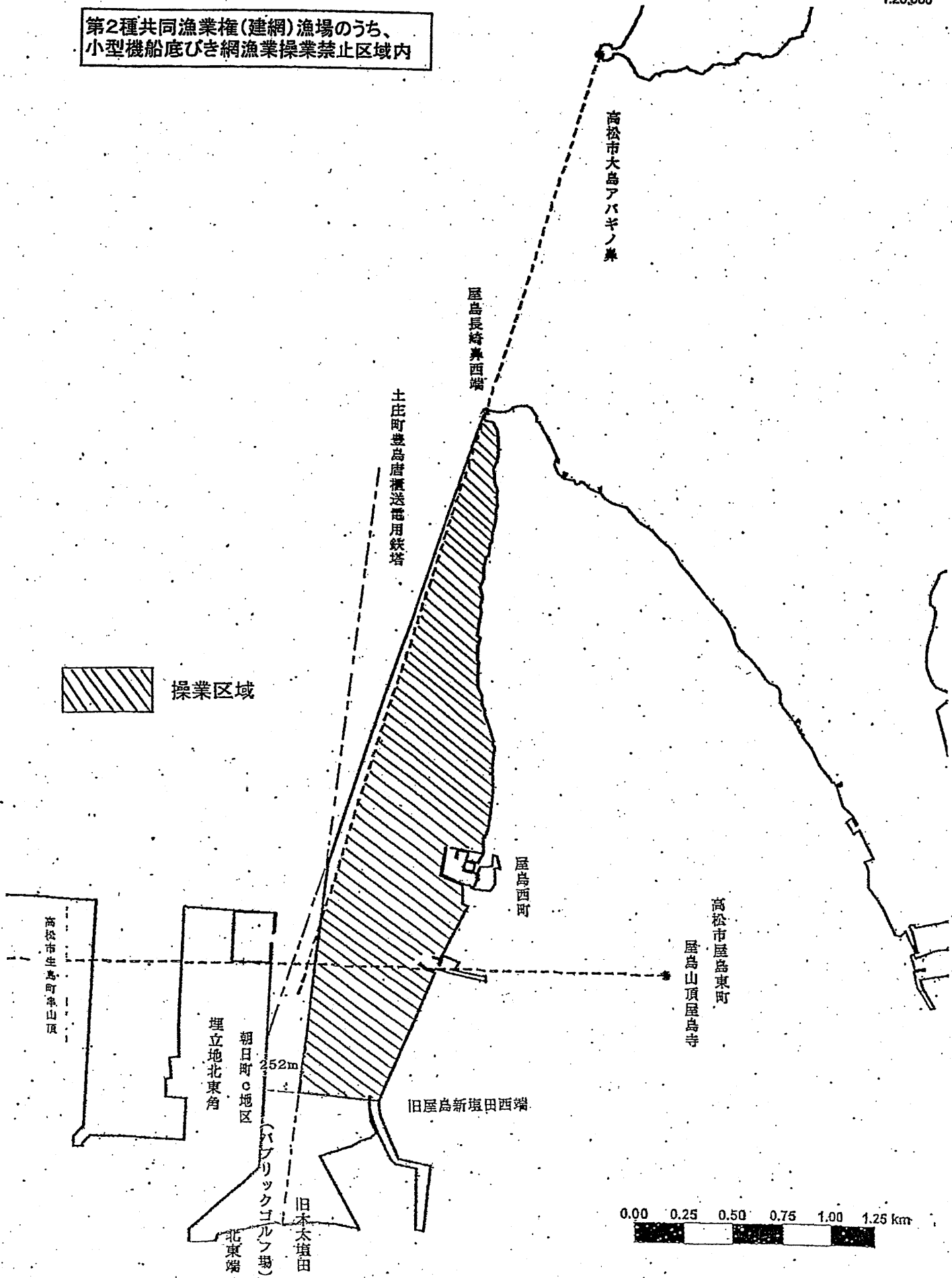


あなごかご漁業操業区域 (池田)

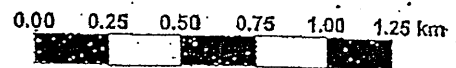


あなご筒漁業操業区域(屋島地先)

第2種共同漁業権(建網)漁場のうち、
小型機船底びき網漁業操業禁止区域内

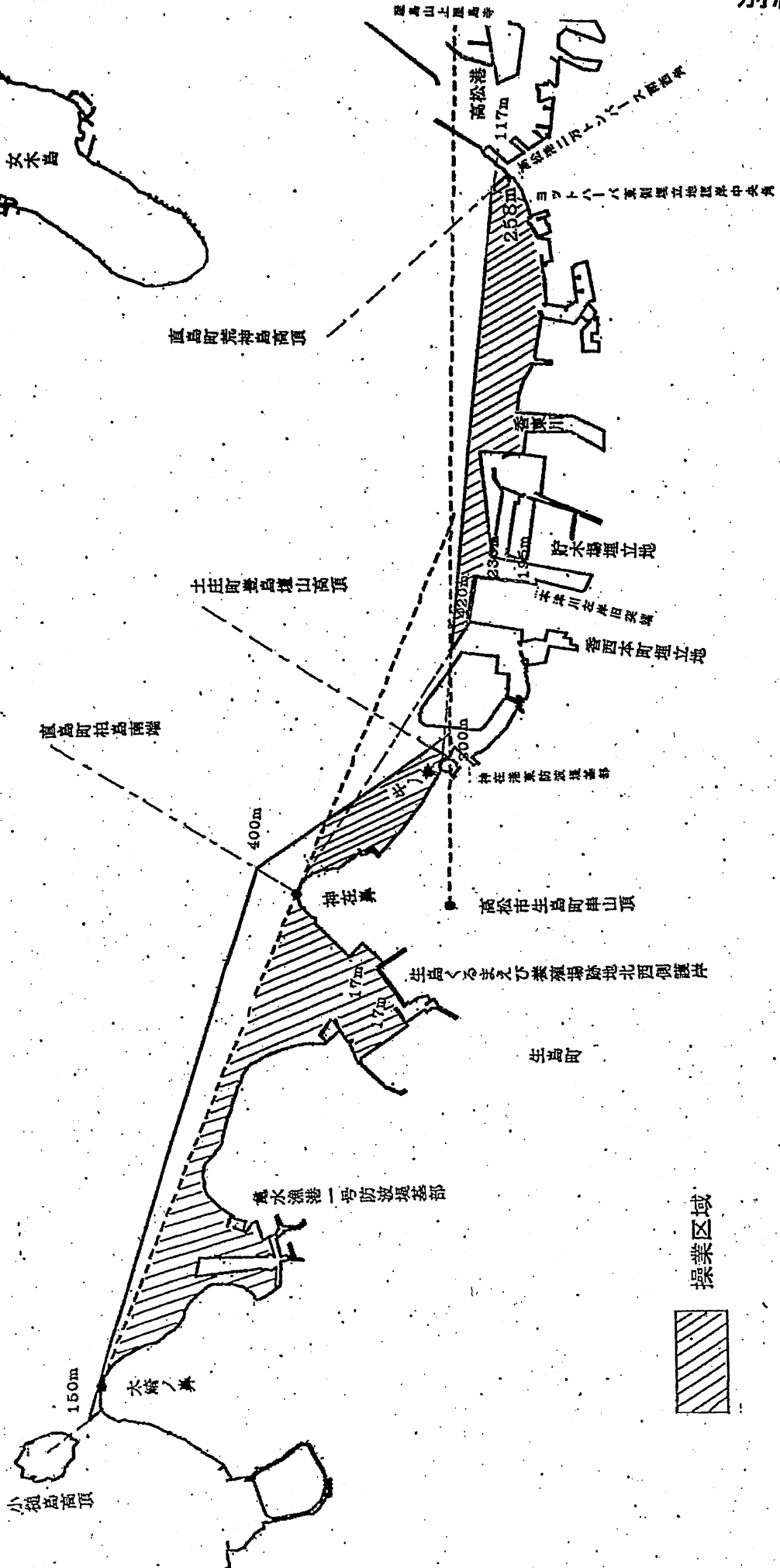
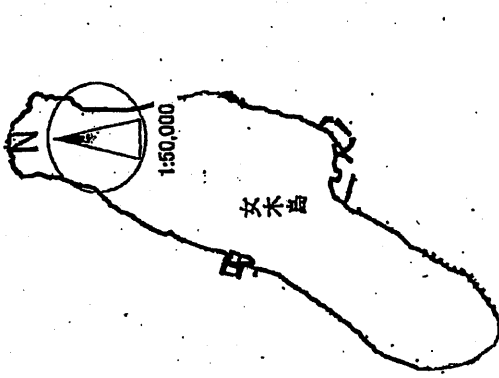


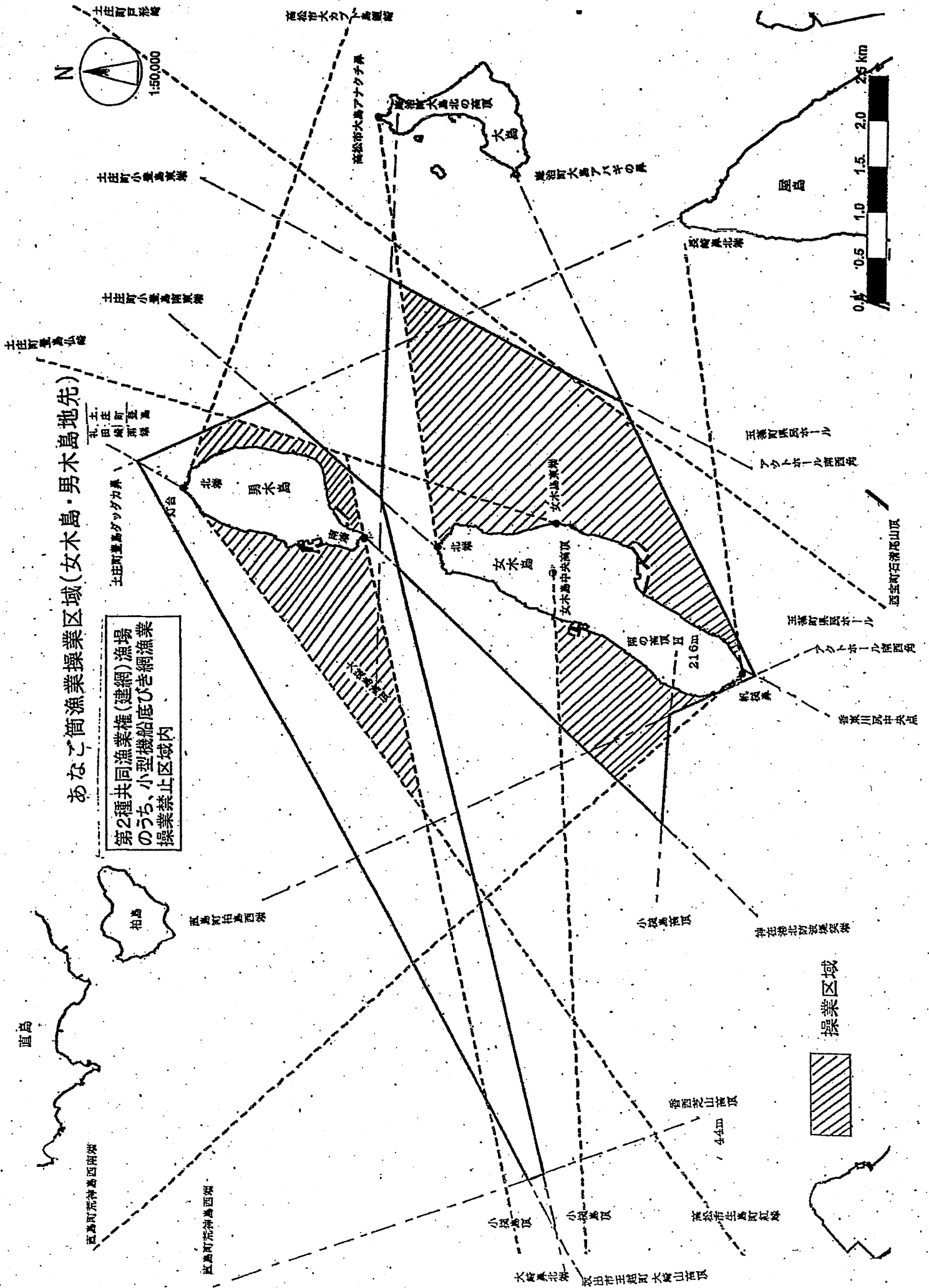
 操業区域



あなご筒漁業操業区域(サンゴートから大崎の鼻地先)

第2種共同漁業権(建網)漁場のうち、
小型機船船底びき網漁業操業禁止区域内

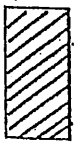




あなご筒漁業操業区域(女木島・男木島地先)

第2種共同漁業権(建網)漁場のうち、小型機船底びき網漁業操業禁止区域内

操業区域

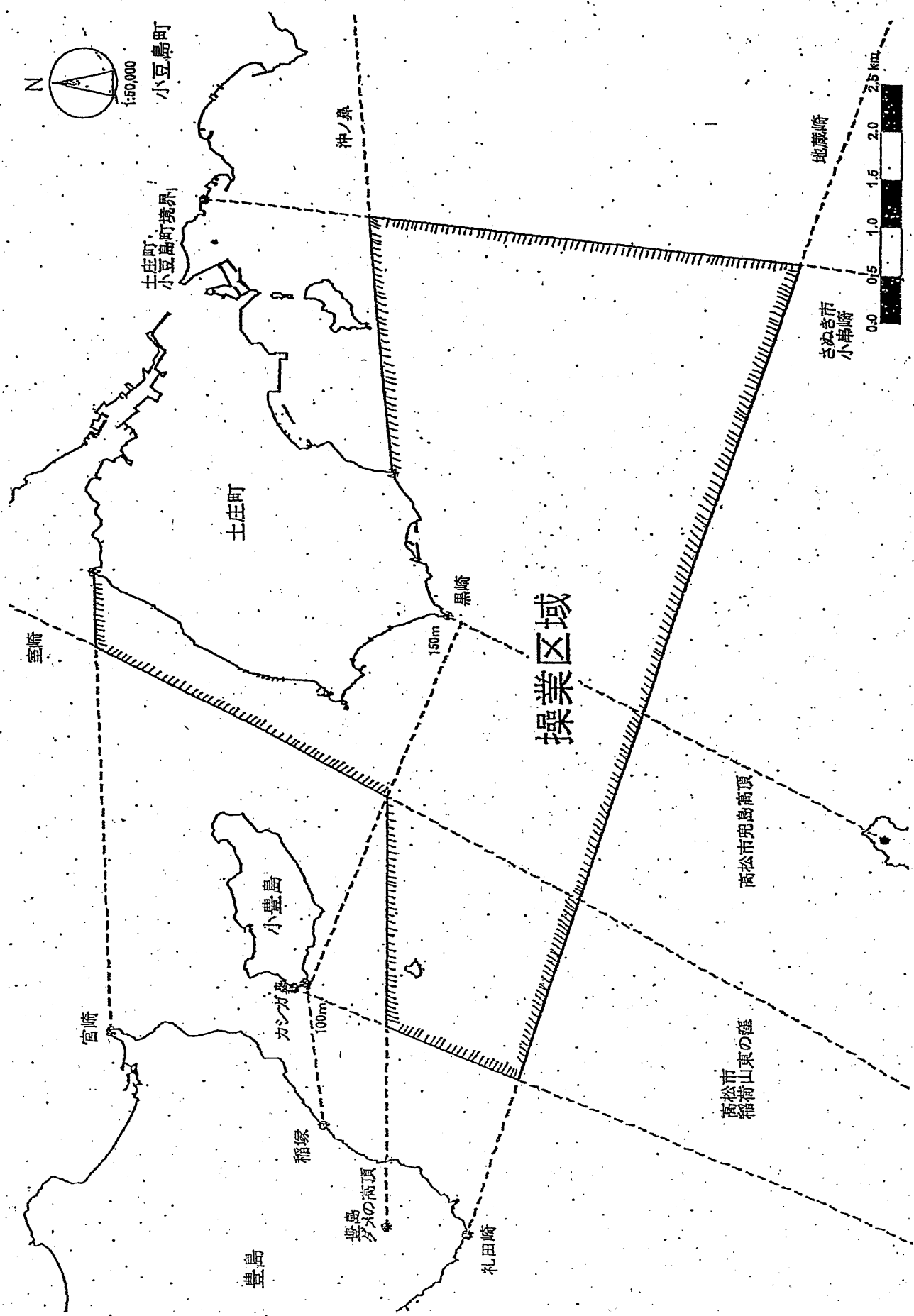


漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

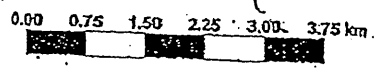
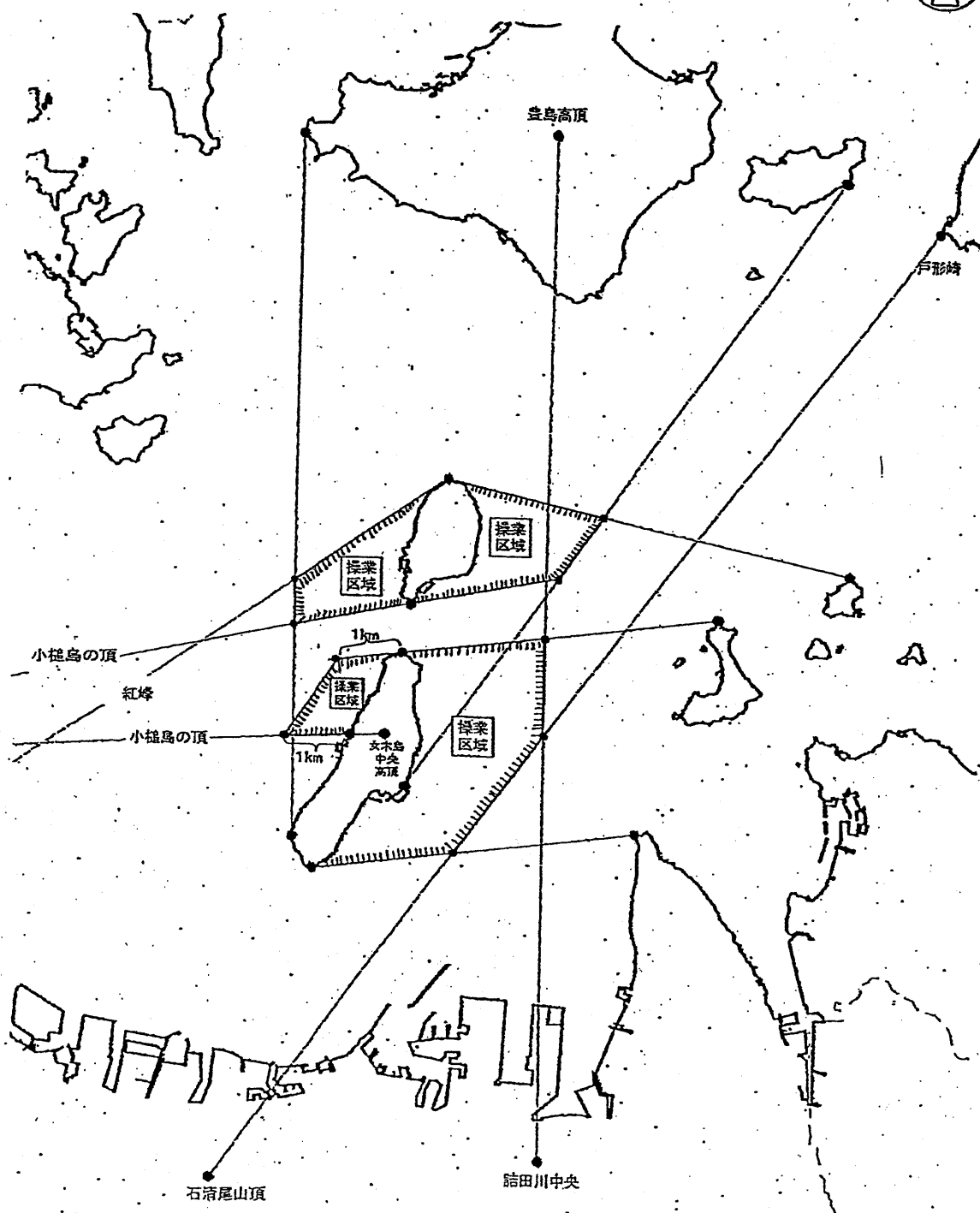
1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

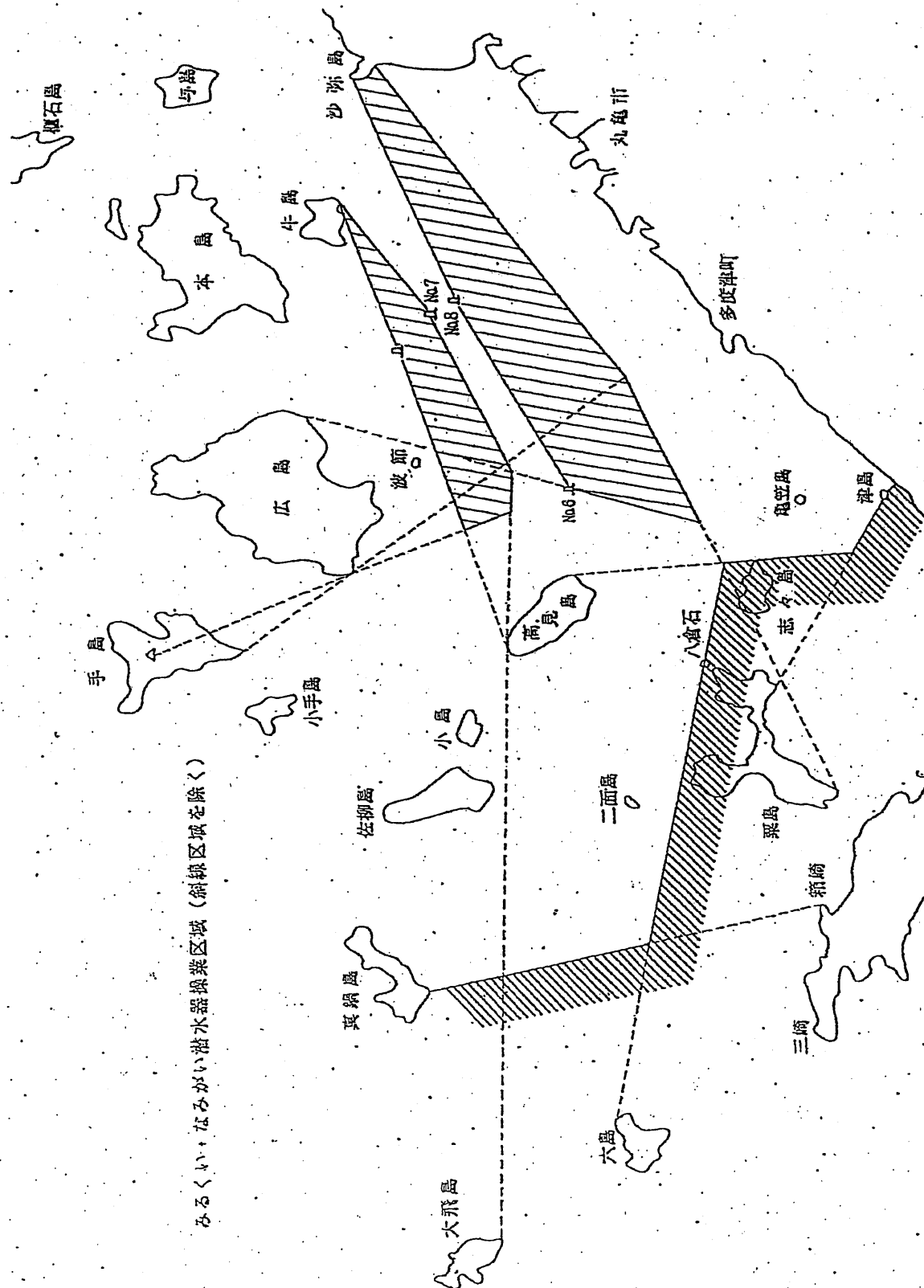
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たいらぎ潜水器漁業	庵治町地先海面、小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	唐櫃地先海面及び別紙1、2のとおり	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	(1)塩飽諸島(2)坂出市(但し、王越を除く)(3)宇多津町(4)多度津町(5)詫間町(但し、詫間・粟島・志々島・大浜船越)の各地先海面	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	与島、丸亀市、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
みるくい潜水器漁業	庵治町地先海面、小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	唐櫃地先海面及び別紙1、2のとおり	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
みるくい・なみがい潜水器漁業	(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町(但し、別紙3の区域を除く)の各地先海面	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	与島、丸亀市、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町(但し、別紙4の区域を除く)の各地先海面	12月1日から4月20日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

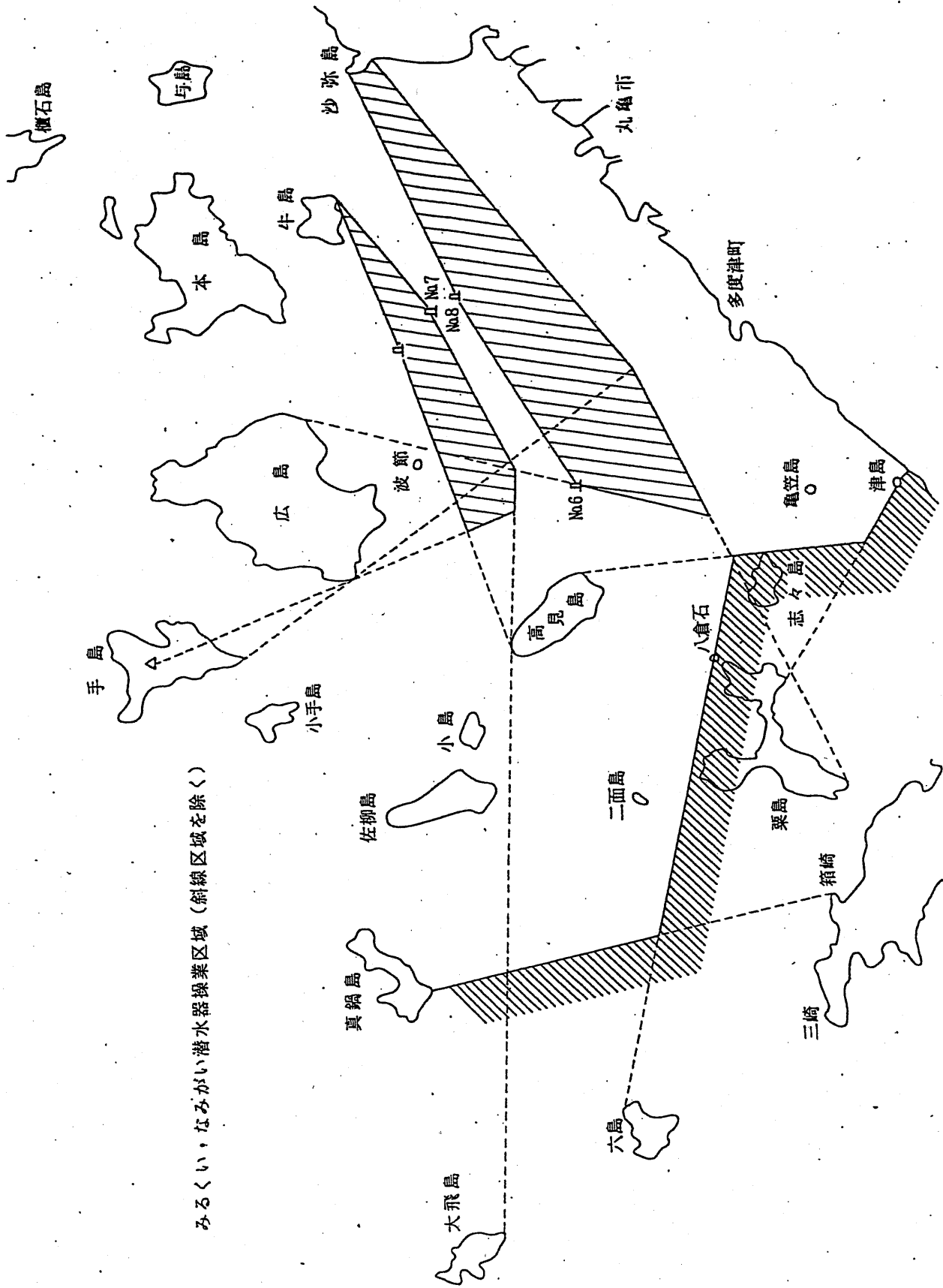


潜水器漁業 男木島・女木島地区 操業区域





みるくい+なまがい潜水器操業区域(斜線区域を除く)



みるくい、なみがい潜水器操業区域（斜線区域を除く）

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第15号に掲げるいさり漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

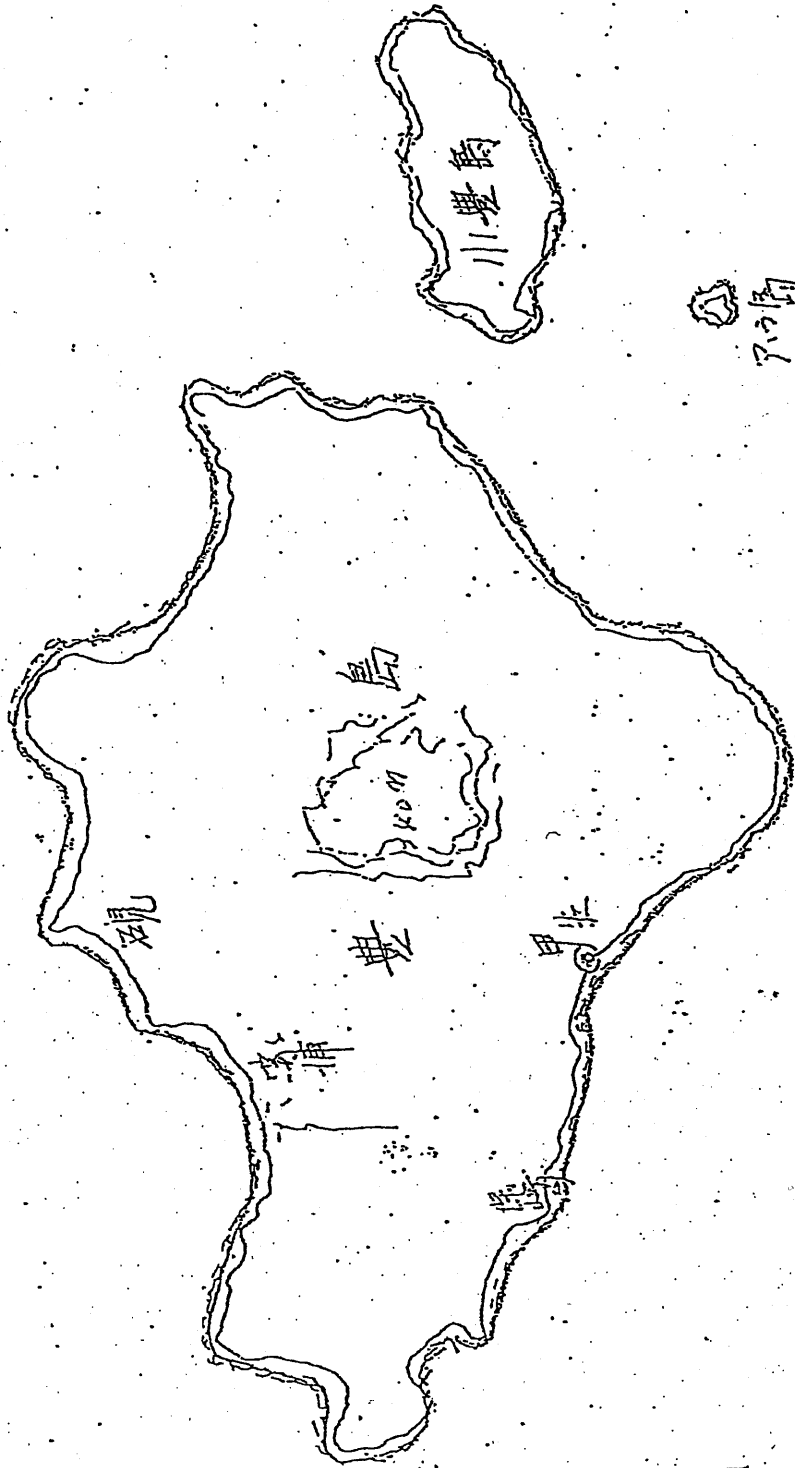
1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
点火いさり漁業	東かがわ市地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	小田地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者
	庵治町地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	志度湾地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡北部地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海、土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	小豆島北部地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）、四海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町西村から同町坂手湾側の堀越に至る地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
点火いさり漁業	小豆島町西村から同町吉田に至る地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	橘・福田・大部地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	本島に漁業の根拠地を有する者
	高見島地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	白方・多度津地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	塩飽海面（ただし魚礁設置区域を除く）	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	本島、与島地先海面（ただし魚礁設置区域を除く）	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
無点火いさり漁業	東かがわ市地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	さぬき市津田町地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	小田地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（小田）に漁業の根拠地を有する者
	志度湾地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	土庄地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
無点火いさり漁業	内海地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	福田地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	白方・多度津地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし



美火口通津通場区域
 美線七個水谷周辺



操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

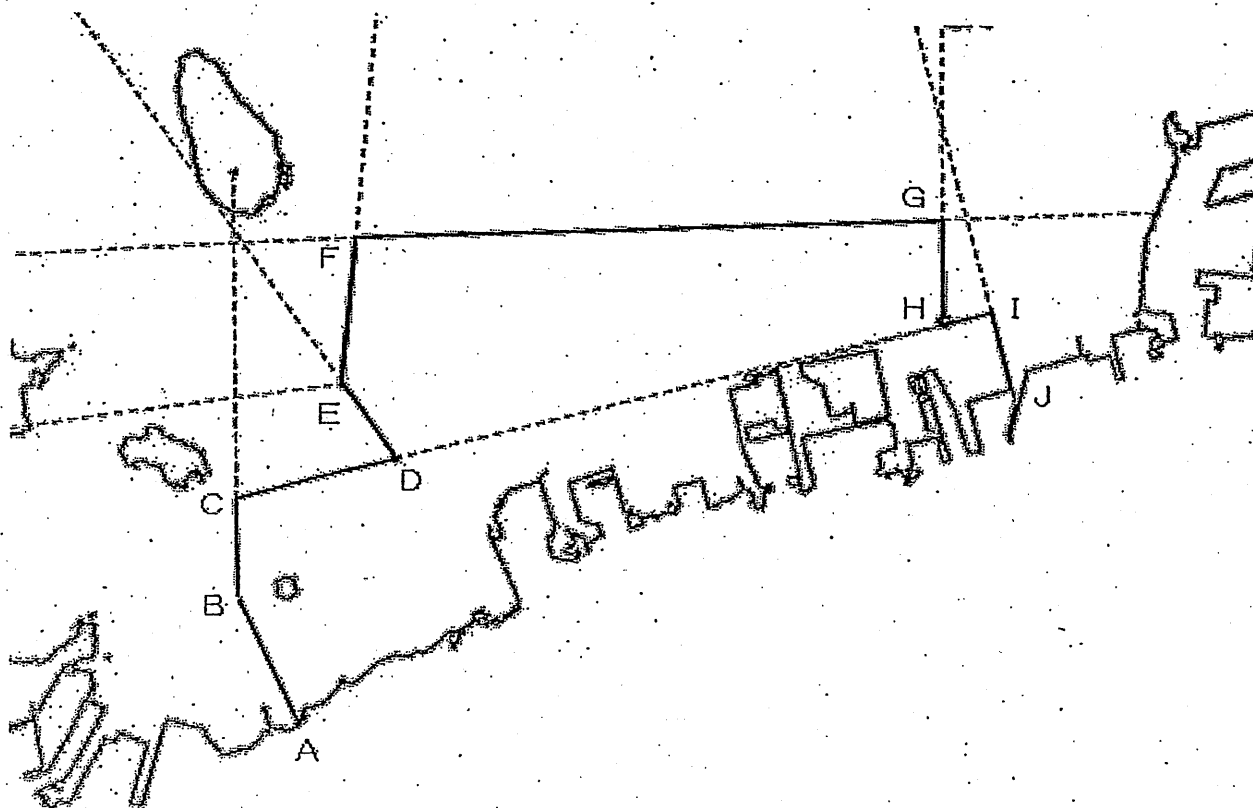
F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）



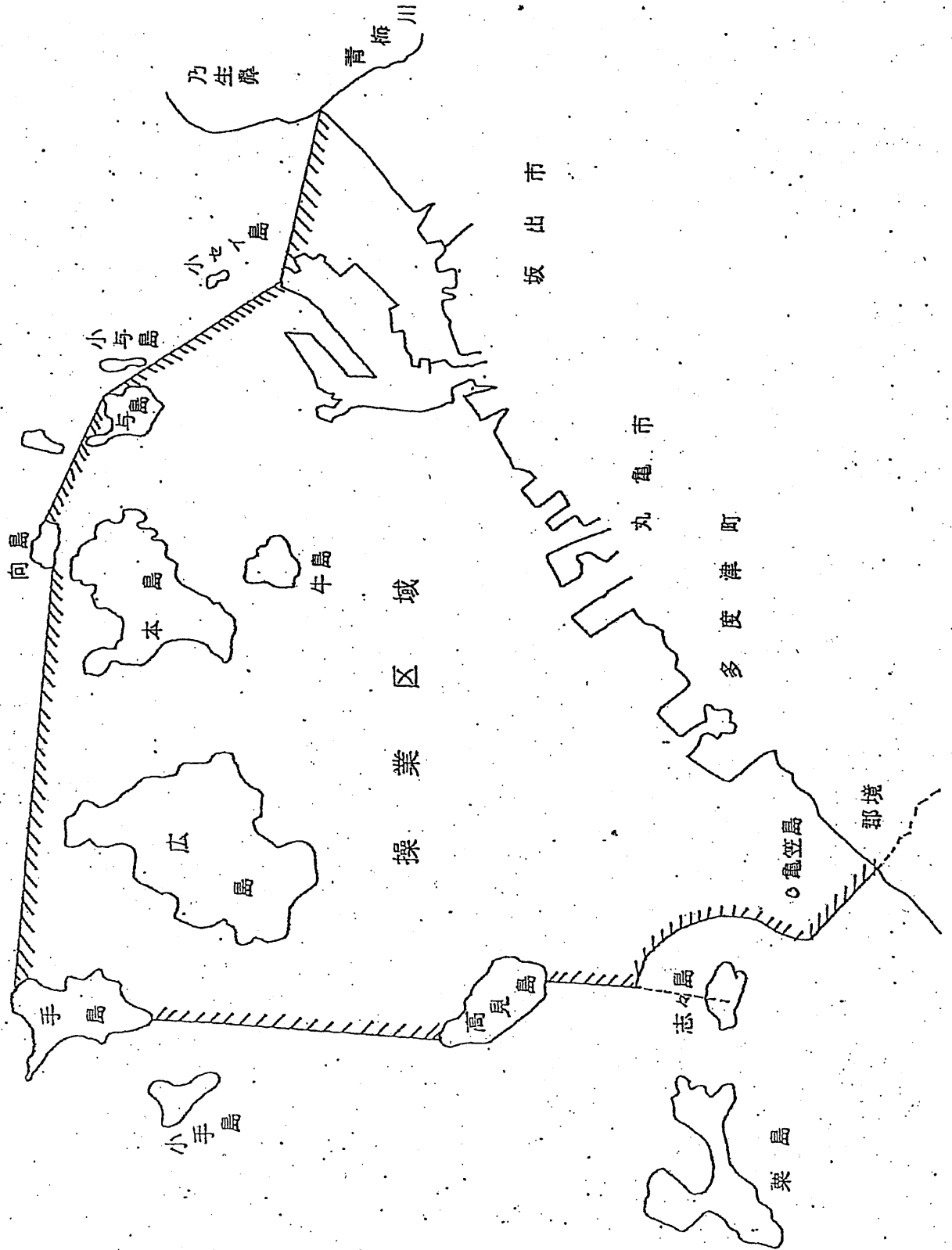
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第16号に掲げるまで突漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

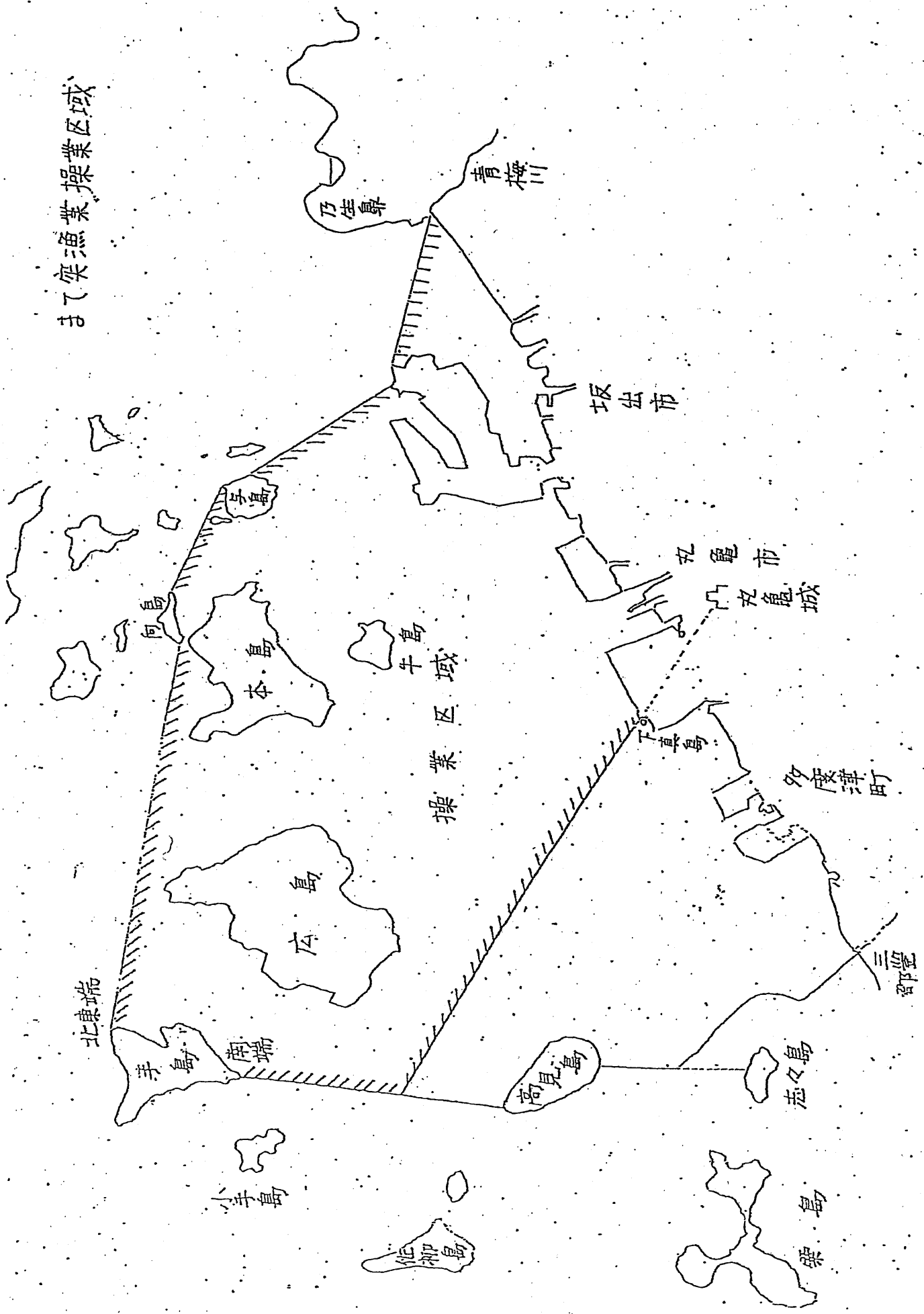
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まで突漁業	庵治町地先海面	11月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	11月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	10月15日から 5月15日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	10月15日から 5月15日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	10月1日から 10月14日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	宇多津町地先海面	11月1日から 5月31日まで	定めなし	定めなし	0	宇多津に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

丸亀市漁協まで突漁業操業区域図



また実漁業操業区域



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第18号に掲げるまきえ釣り漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	引田地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東讃に漁業の根拠地を有する者
	鶴羽地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	津田地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	志度湾地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	さぬき市（志度）、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	鴨庄地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	鴨庄に漁業の根拠地を有する者
	庵治町地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	屋島地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	屋島に漁業の根拠地を有する者
	高松市屋島東町から同市新北町に至る地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	下笠居地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	下笠居に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	直島町地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	土庄地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	大部地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	四海地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	伊喜末地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	北浦地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	北浦に漁業の根拠地を有する者
	唐櫃地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町西村から同町当浜に至る地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	福田及び東部地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	坂手地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町蒲生から同町二面に至る地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	池田に漁業の根拠地を有する者
	王越地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者
	旧坂出市地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	旧坂出市・宇多津町地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	宇多津町に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島・丸亀・松山地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島・直島地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	塩飽諸島地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
	粟島地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（粟島）に漁業の根拠地を有する者
	箱浦地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	詫間に漁業の根拠地を有する者
	大浜地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	三崎地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	旧観音寺地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	観音寺に漁業の根拠地を有する者
	伊吹島地先海面	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	伊吹に漁業の根拠地を有する者
	直島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	与島地先海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
いかなごまきえ釣り漁業	高松市庵治町地先海面、あわら島周辺・みどり丸沈没付近海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）地先海面	3月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

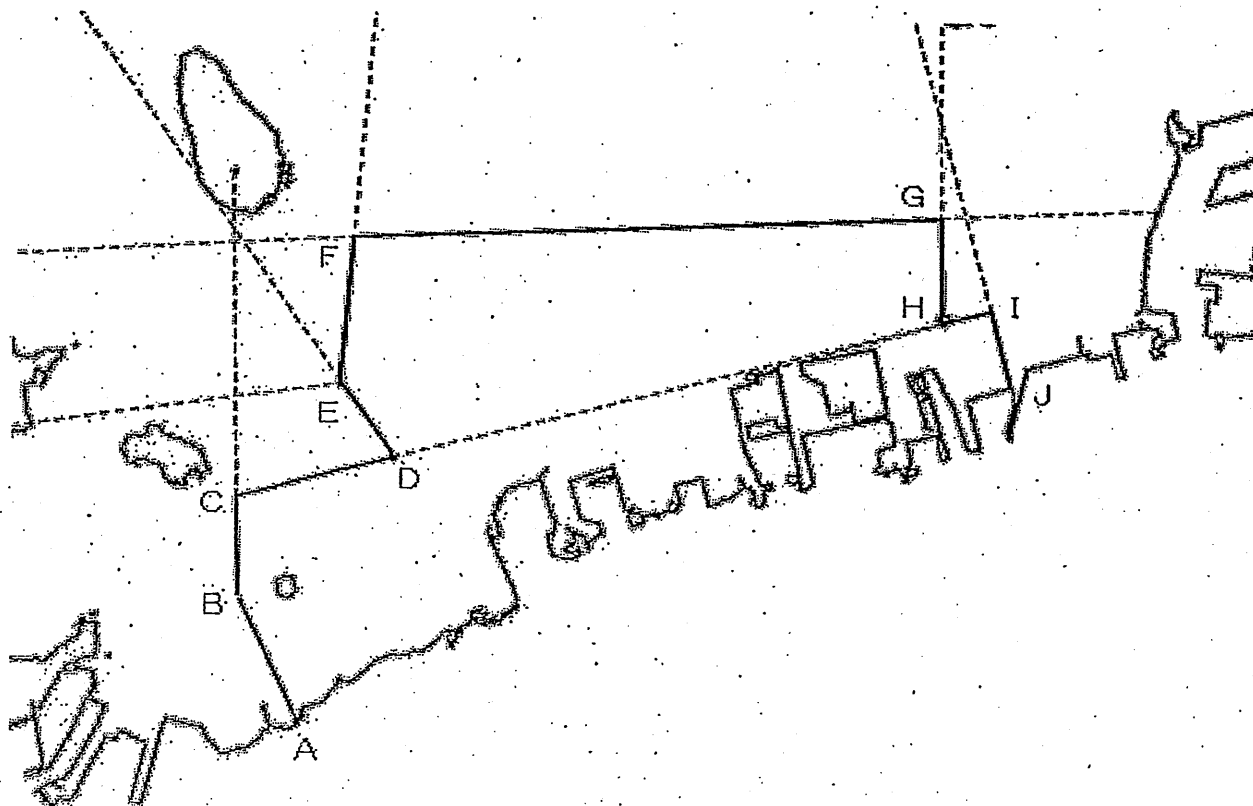
F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第19号に掲げるひき釣り漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り漁業	別紙1のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、牟礼、庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、下笠居、土庄中央（土庄・大部）、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）、四海に漁業の根拠地を有する者
	別紙3のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、東瀬戸（男木）、香西、下笠居、土庄中央（土庄・家浦・甲生）、唐櫃、池田に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	5月1日から 6月30日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木・女木）、香西、下笠居、直島に漁業の根拠地を有する者
	別紙4のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、東瀬戸（男木・女木）、下笠居、直島、土庄中央（甲生）に漁業の根拠地を有する者
	別紙5のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（甲生・家浦）、唐櫃に漁業の根拠地を有する者
	別紙6のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	別紙7のとおり	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	5月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市、本島、多度津町、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

さわらひき釣操業区域



操業区域

操業区域

岡山県米崎

虹崎

室崎

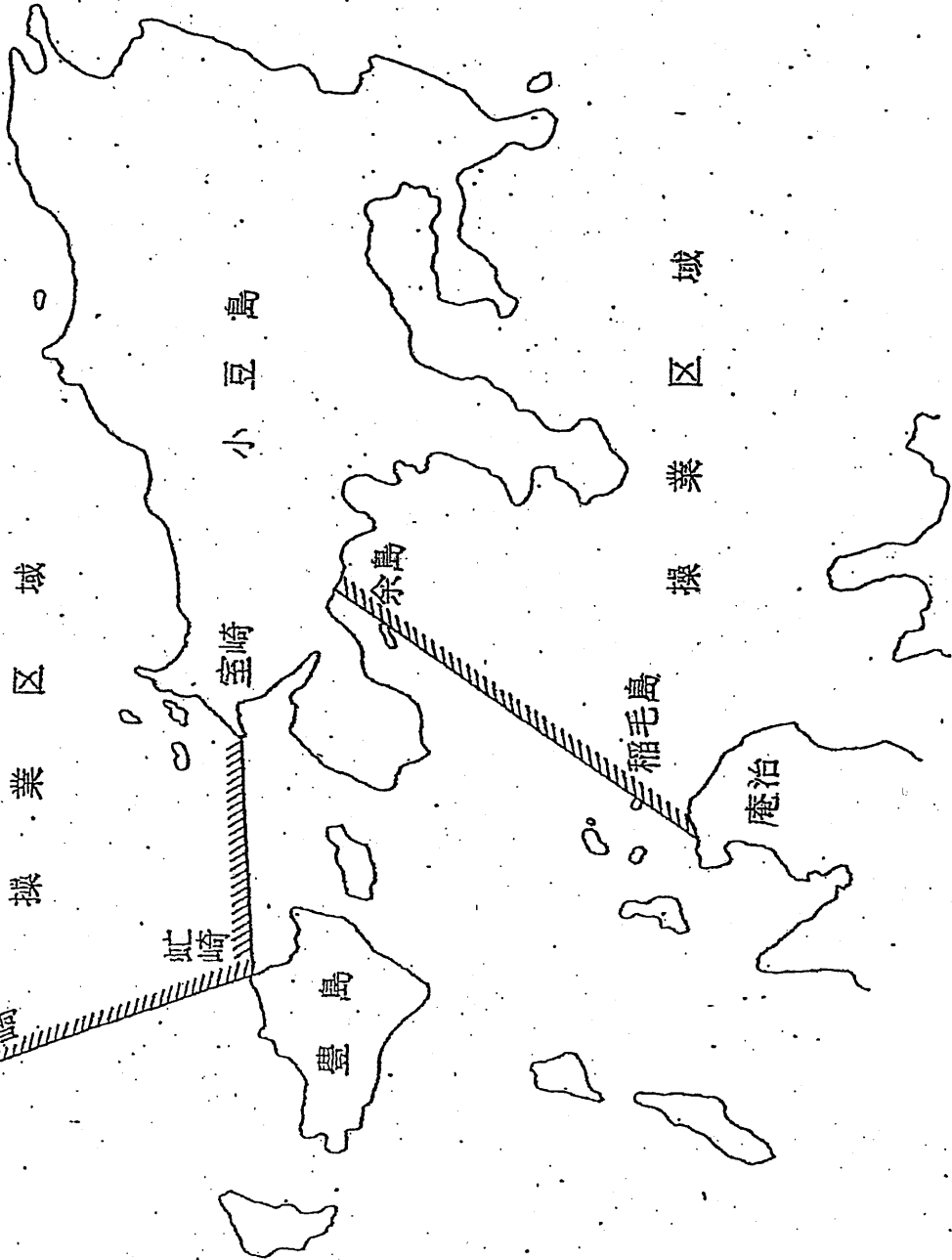
小豆島

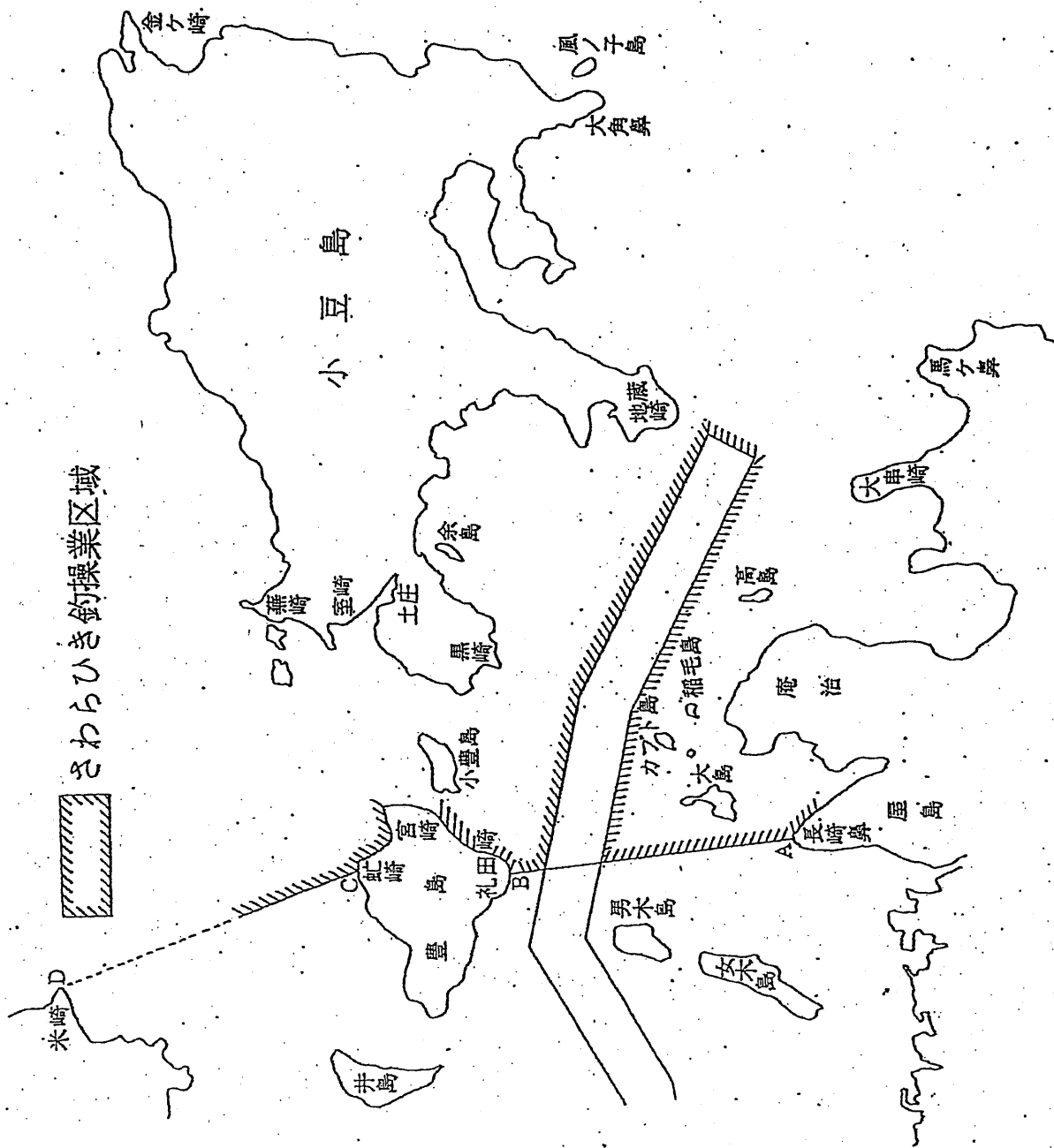
豊島

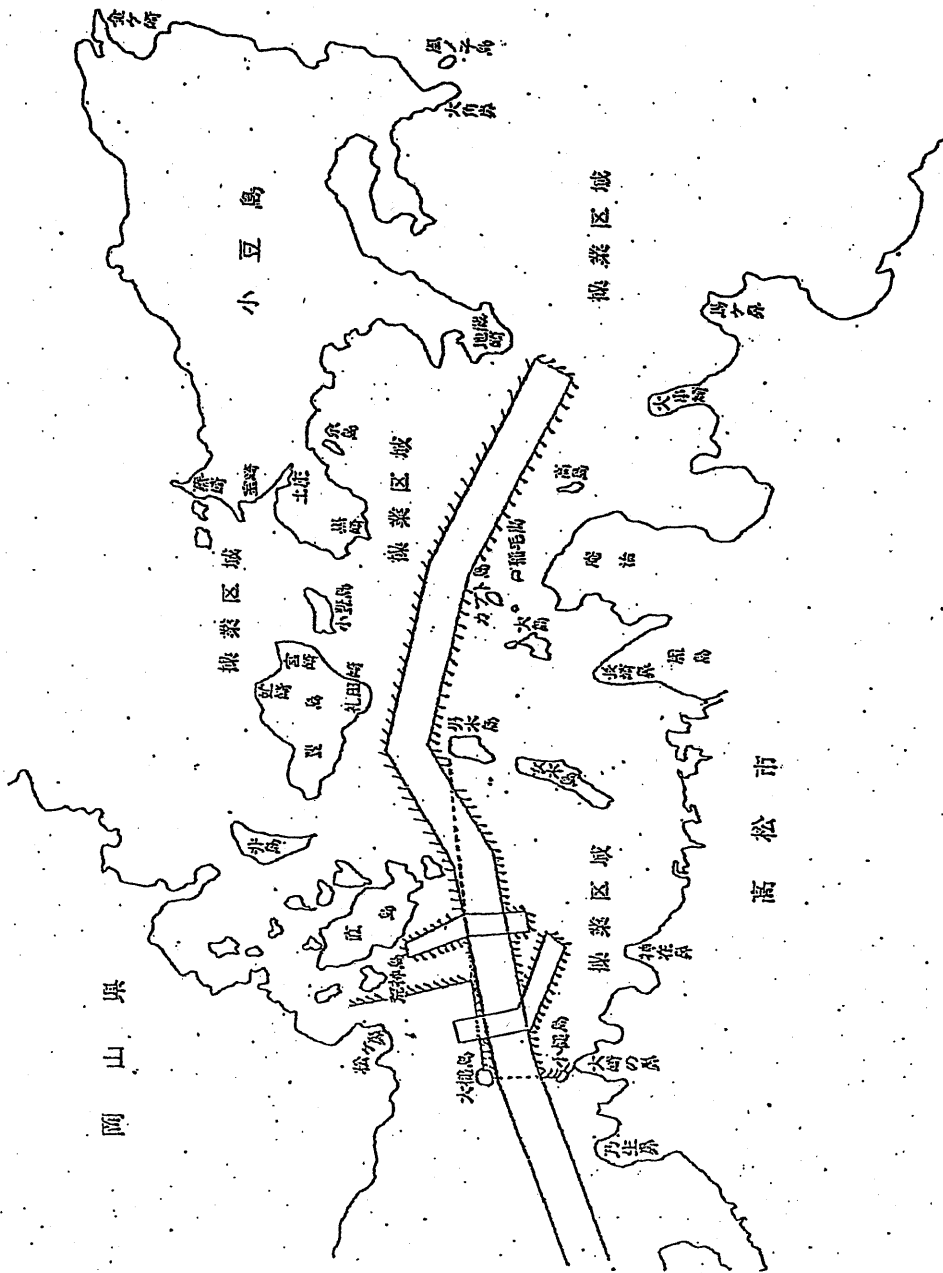
余島

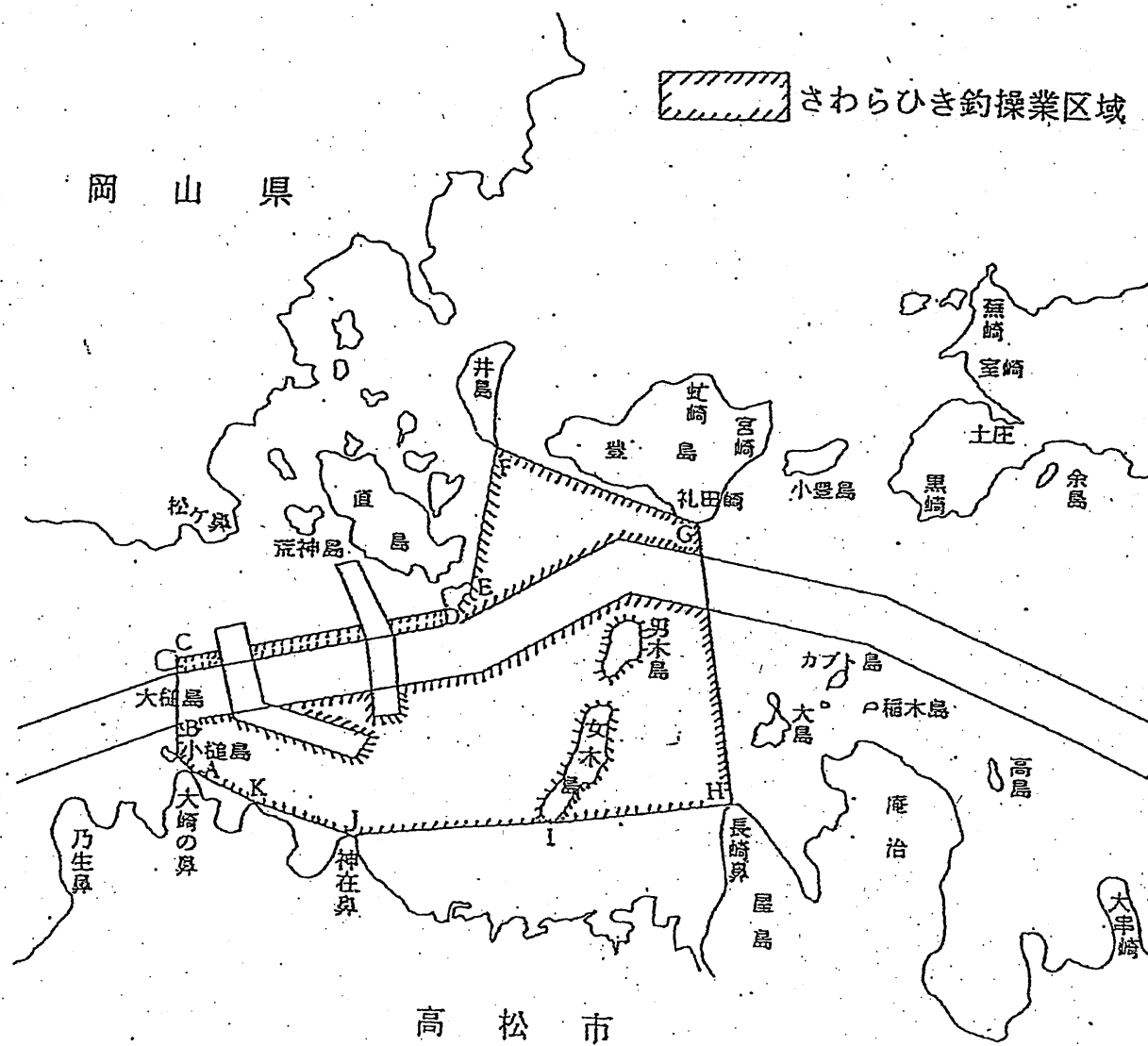
稲毛島

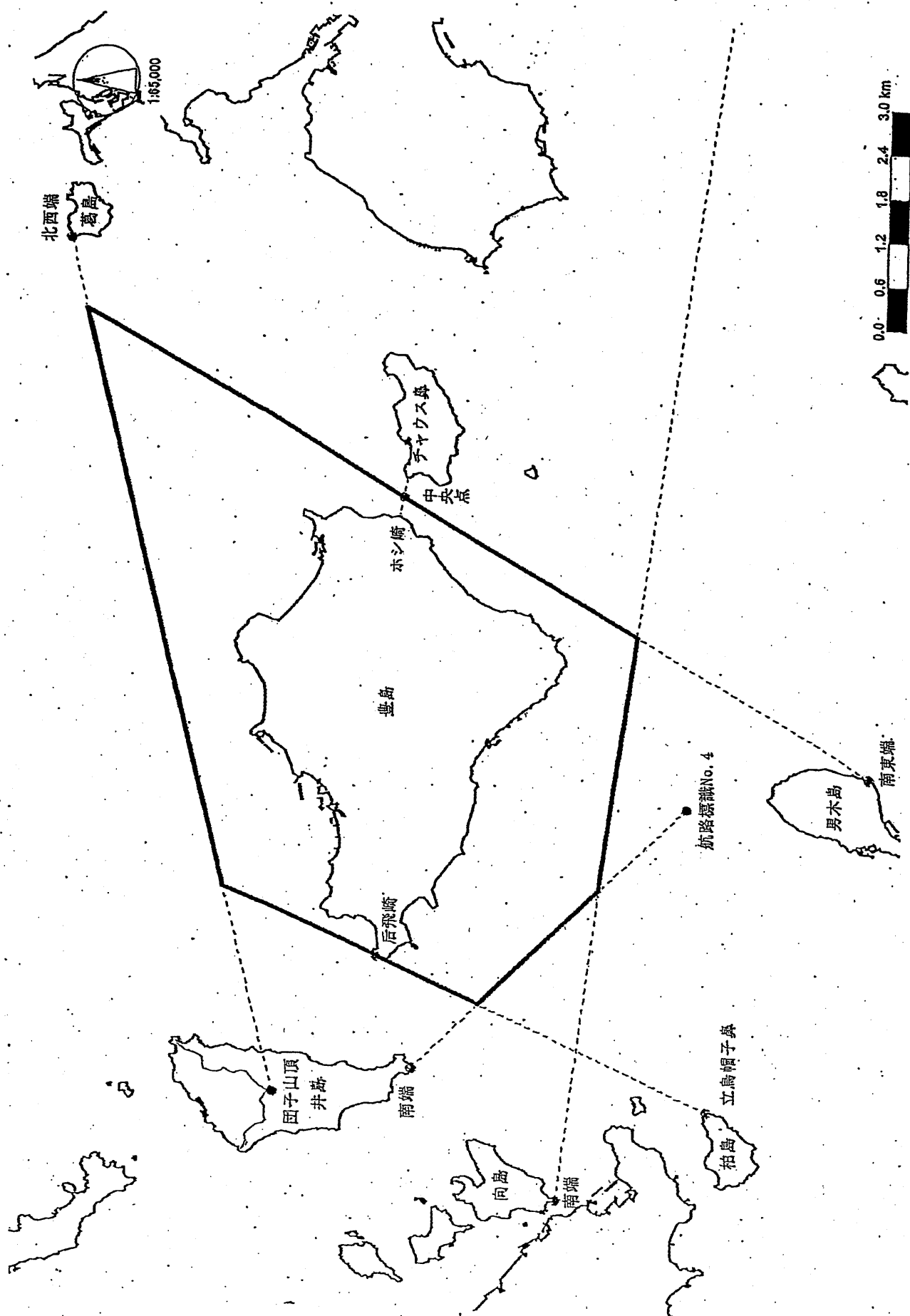
庵治







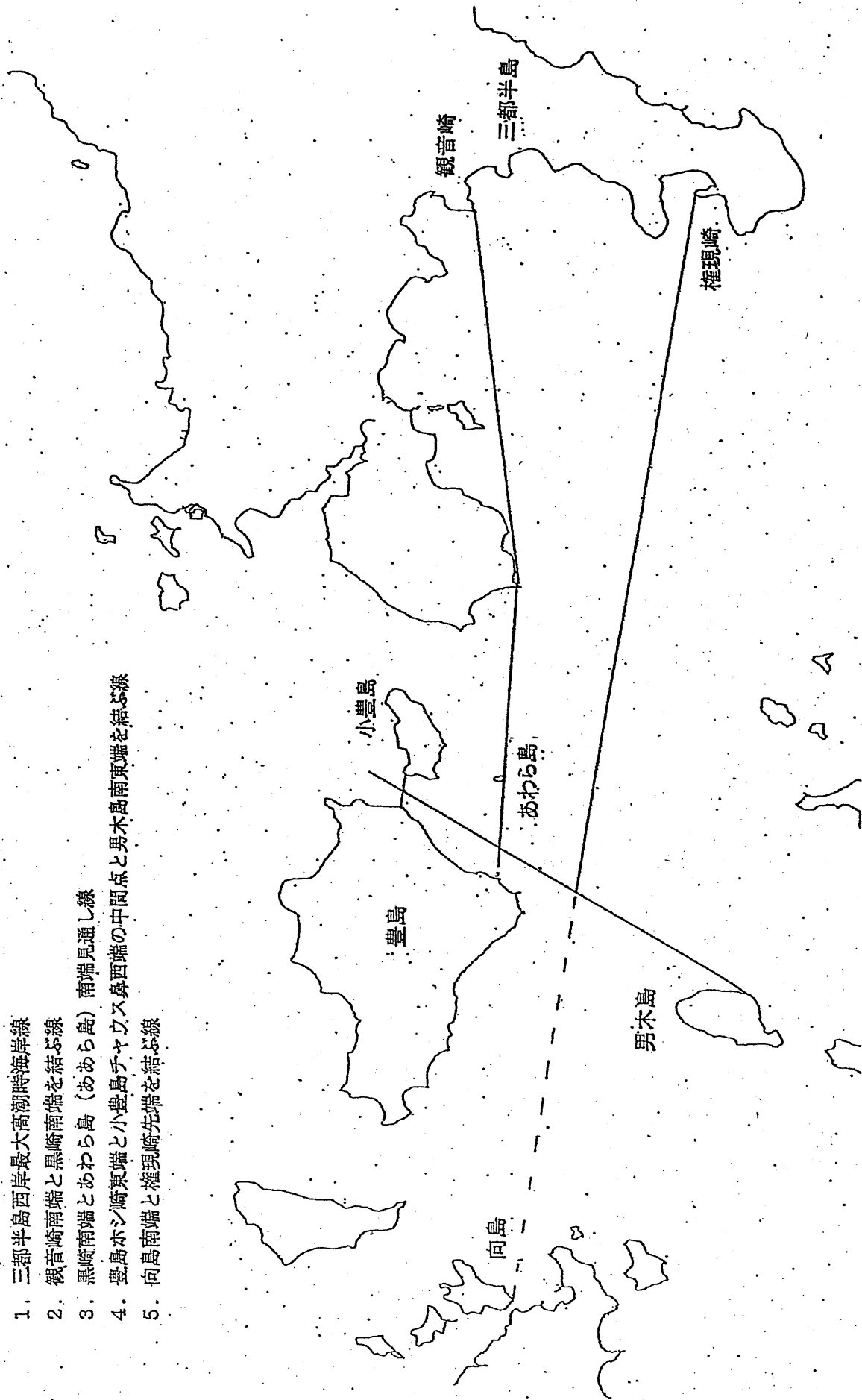




操業区域

次の線で囲まれた海域

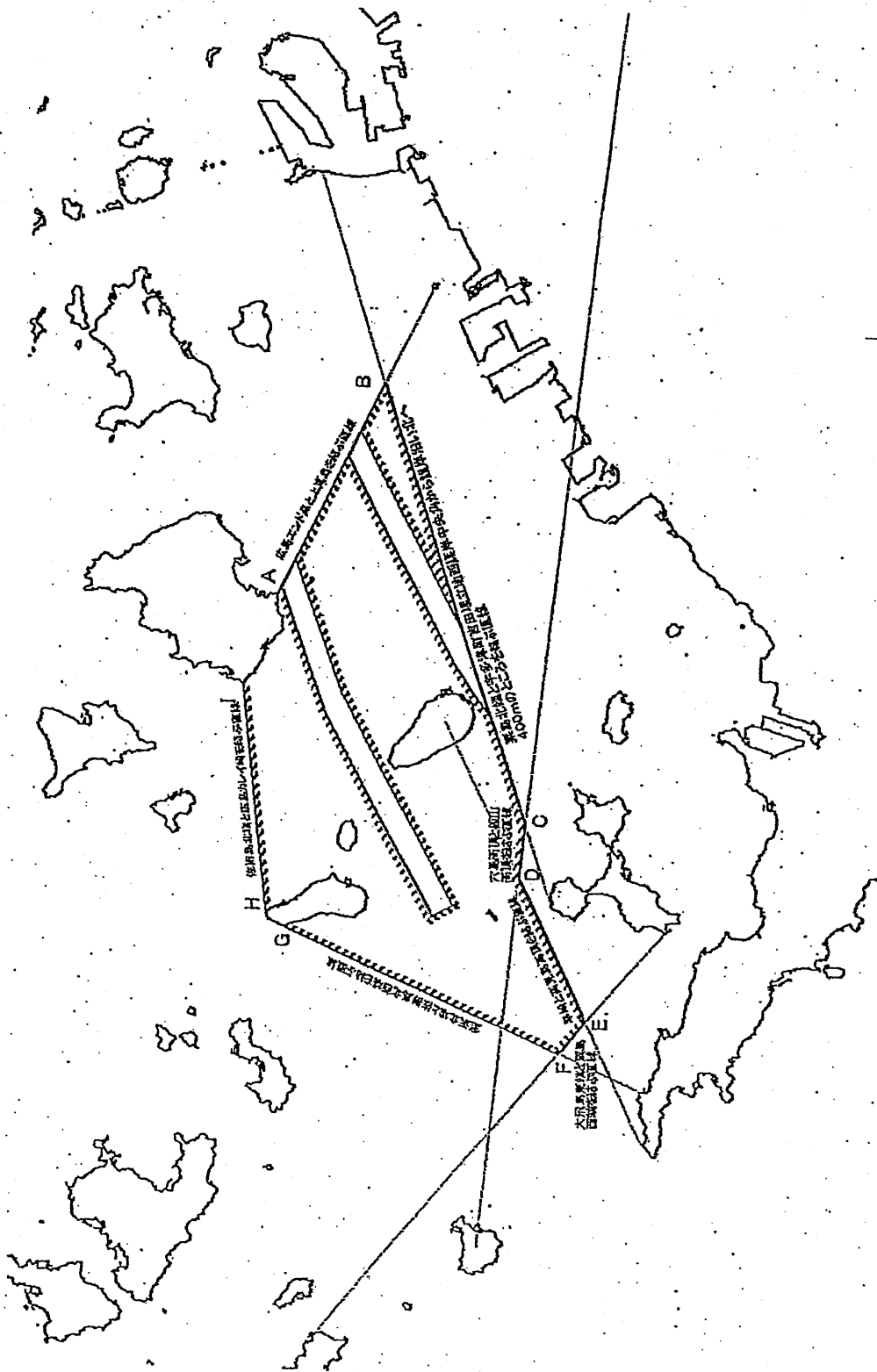
1. 三都半島西岸最大高潮時海岸線
2. 観音崎南端と黒崎南端を結ぶ線
3. 黒崎南端とあわら島（ああら島）南端見通し線
4. 豊島ホシ崎東端と小豊島チャウス鼻西端の中間点と男木島南東端を結ぶ線
5. 向島南端と権現崎先端を結ぶ線



多度津町高見漁協さわらひき釣り作業区域

作業区域

- AB、BC、CD、DE、EF、FG及びHIの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（但し、海上交通安全法に基づく航路を除く）
- A：丸亀市広島エンドン岬
- B：丸亀市広島エンドン岬と同市上真島を結ぶ直線と詫間町栗島北端と宇多津町吉田埋立地西端岸中央角から護岸沿いに北へ400mのところを結ぶ直線の交差点
- C：詫間町栗島北端と宇多津町吉田埋立地西端岸中央角から護岸沿いに北へ400mのところを結ぶ直線と岡山県笠岡市六島高頂と丸亀市坂野山高頂を結ぶ直線の交差点
- D：岡山県笠岡市六島高頂と丸亀市坂野山高頂を結ぶ直線と多度津町早崎と多度津町高見島高頂を結ぶ直線の交差点
- E：詫間町早崎と多度津町高見島高頂を結ぶ直線と岡山県笠岡市六島高頂と詫間町栗島西端を結ぶ直線の交差点
- F：岡山県笠岡市六島高頂と詫間町栗島西端を結ぶ直線と多度津町佐柳島北西端を結ぶ直線の交差点
- G：多度津町佐柳島北西端
- H：多度津町佐柳島北端
- I：丸亀市広島カレイ崎



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第20号に掲げるまだこ釣り漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	東かがわ市・さぬき市地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	引田、さぬき市(小田・志度)、鴨庄、牟礼に漁業の根拠地を有する者
	別紙1のとおり	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	津田町に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	庵治に漁業の根拠地を有する者
	高松市(牟礼町、庵治町を除く)地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部、下笠居、高松市瀬戸内、屋島、東瀬戸(男木)・香西に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	屋島、高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市・香川郡地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・高松市地先海面	漁業時期(別記の漁業時期をいう。以下同じ)の1	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、東瀬戸(男木)、高松市東部、屋島に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	漁業時期の2	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市地先海面	漁業時期の2	定めなし	定めなし	0	高松市瀬戸内、東瀬戸(男木)に漁業の根拠地を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	東かがわ市・さぬき市・小豆郡・高松市地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市地先海面	漁業時期の3	定めなし	定めなし	0	香西、高松市瀬戸内、東瀬戸（男木）に漁業の根拠地を有する者
	高松市地先海面	漁業時期の4	定めなし	定めなし	0	香西、高松市東部、高松市瀬戸内、東瀬戸（男木）、下笠居に漁業の根拠地を有する者
	小豆郡・高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市地先海面	漁業時期の5	定めなし	定めなし	0	下笠居、高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者
	直島町地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	直島に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（土庄）に漁業の根拠地を有する者
	大部地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	土庄中央（大部）に漁業の根拠地を有する者
	土庄町地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	四海に漁業の根拠地を有する者
	小豆島町西村から同町吉田に至る地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	内海に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・丸亀市・宇多津・多度津・白方・塩飽諸島地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・坂出市地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	坂出市、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	松山地先海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	0	松山に漁業の根拠地を有する者

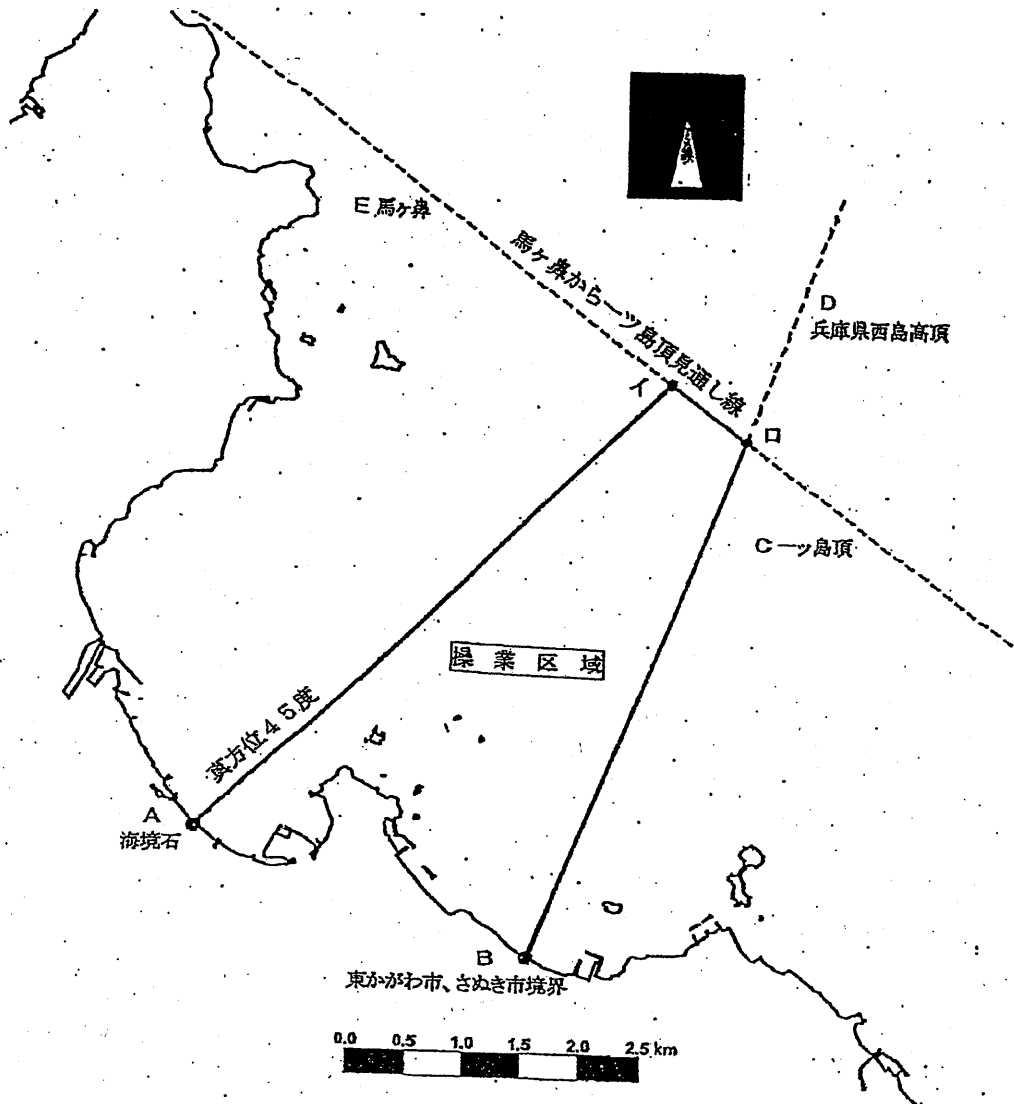
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	宇多津町地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	宇多津に漁業の根拠地を有する者
	高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	丸亀・多度津・白方地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	多度津町、白方、坂出市、丸亀市に漁業の根拠地を有する者
	東塩飽諸島地先海面	漁業時期の6	定めなし	定めなし	0	坂出市、与島、本島に漁業の根拠地を有する者
	東塩飽諸島・直島地先海面	漁業時期の6	定めなし	定めなし	0	与島に漁業の根拠地を有する者
	西塩飽諸島地先海面	漁業時期の6	定めなし	定めなし	0	本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者
	仲多度郡・三豊市地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（栗島）に漁業の根拠地を有する者
	三豊市地先海面	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	三豊市（西詫間）に漁業の根拠地を有する者
	直島地先海面（別紙3のとおり）	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	東塩飽海面（旧与島村、旧本島村）	4月1日から 12月31日まで ただし、9月1日 から9月30日ま での間は除く	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	西塩飽海面（広島以西）	4月1日から12月31日まで ただし、9月1日から9月30日までの間は除く	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者
	与島地先海面	4月1日から12月31日まで ただし、9月1日から9月30日までの間は除く	定めなし	定めなし	0	岡山・香川連合海区入漁協定の参加者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 漁業時期

1. 4月1日から12月31日まで 但し、東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町地先海面では、操業期間を5月1日から12月31日までとする。
2. 4月1日から12月31日まで 但し、東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面では、操業期間を5月1日から12月31日までとする。
3. 4月1日から12月31日まで 但し、高松市牟礼町、庵治町・小豆郡地先海面では、操業期間を5月1日から12月31日までとする。
4. 4月1日から12月31日まで 但し、高松市牟礼町、庵治町地先海面では、操業期間を5月1日から12月31日までとする。
5. 4月1日から12月31日まで 但し、小豆郡地先海面では、操業期間を5月1日から12月31日までとする。
6. 4月1日から12月31日まで 但し、9月1日から9月30日までは休業期間とする。



まだこ釣り漁業操業区域

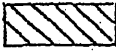
点の位置

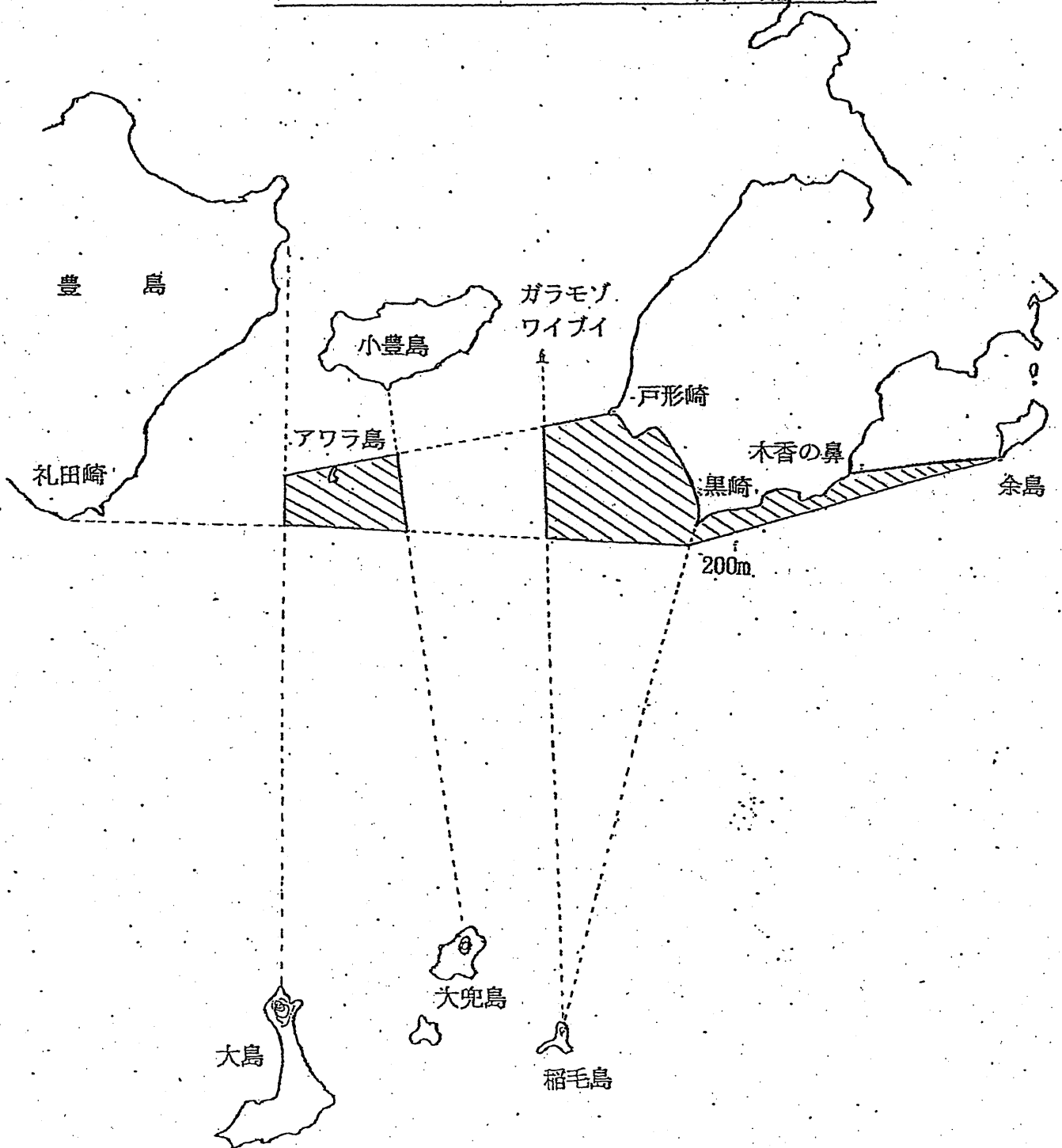
- 基点
- A 海境石
 - B 東かがわ市、さぬき市境界
 - C 一ツ島頂
 - D 兵庫県西島高頂
 - E 馬ヶ鼻

- 点
- イ Aから真方位45度の線とEからC見通し線の交差点
 - ロ BからD見通し線とEからC見通し線の交差点

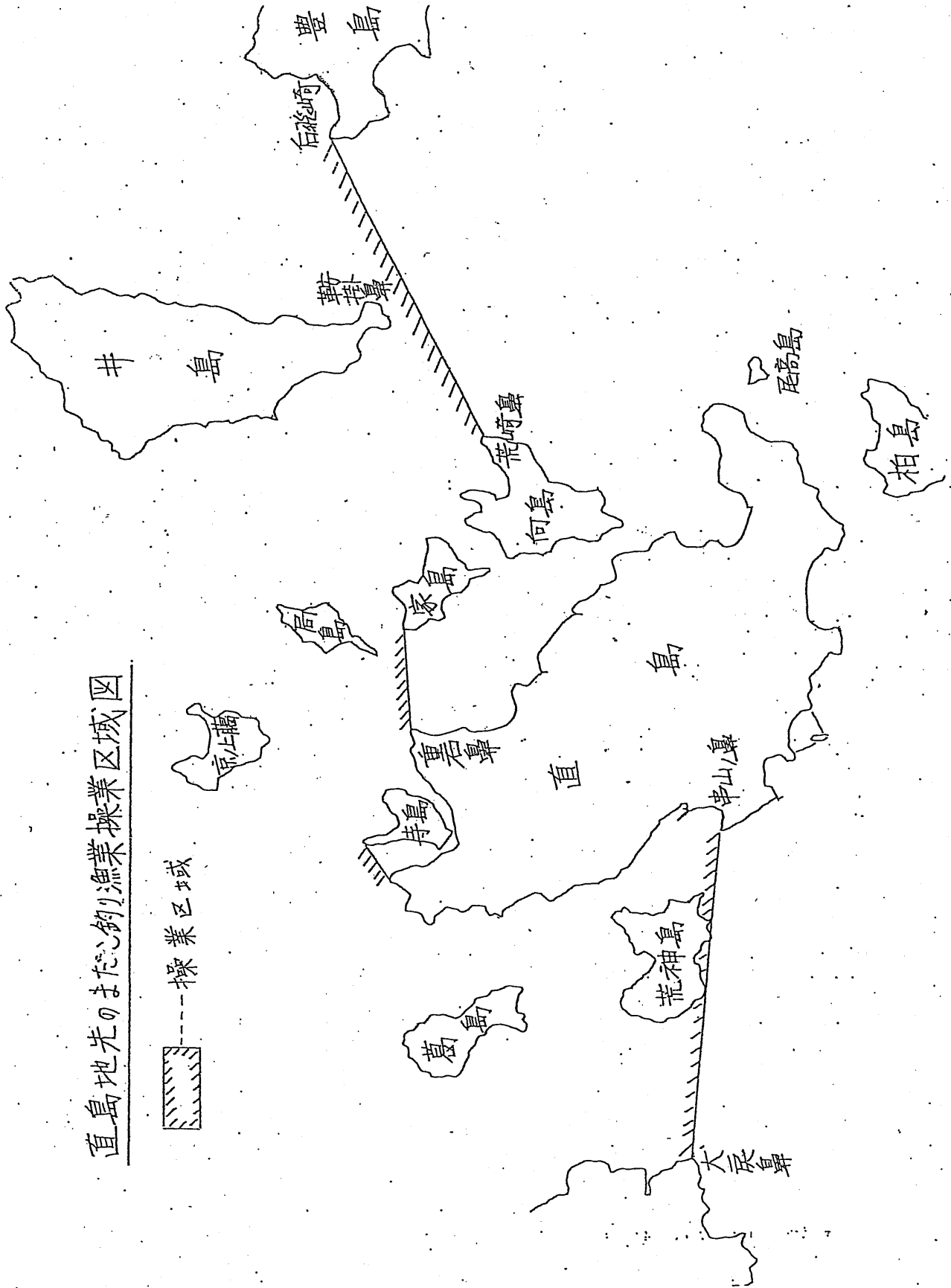
操業区域

Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

 まだこ釣り漁業操業区域



直島地先のまだ釣漁業操業区域図



操業区域

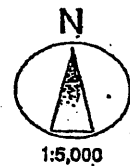
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第26号に掲げる小型定置網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
桁網漁業	別紙1のとおり	4月1日から 1月31日まで	-	-	0	引田に漁業の根拠地を有する者
	別紙2のとおり	3月1日から 12月31日まで	-	-	0	池田に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

引田漁業協同組合 小型定置網漁業 操業区域

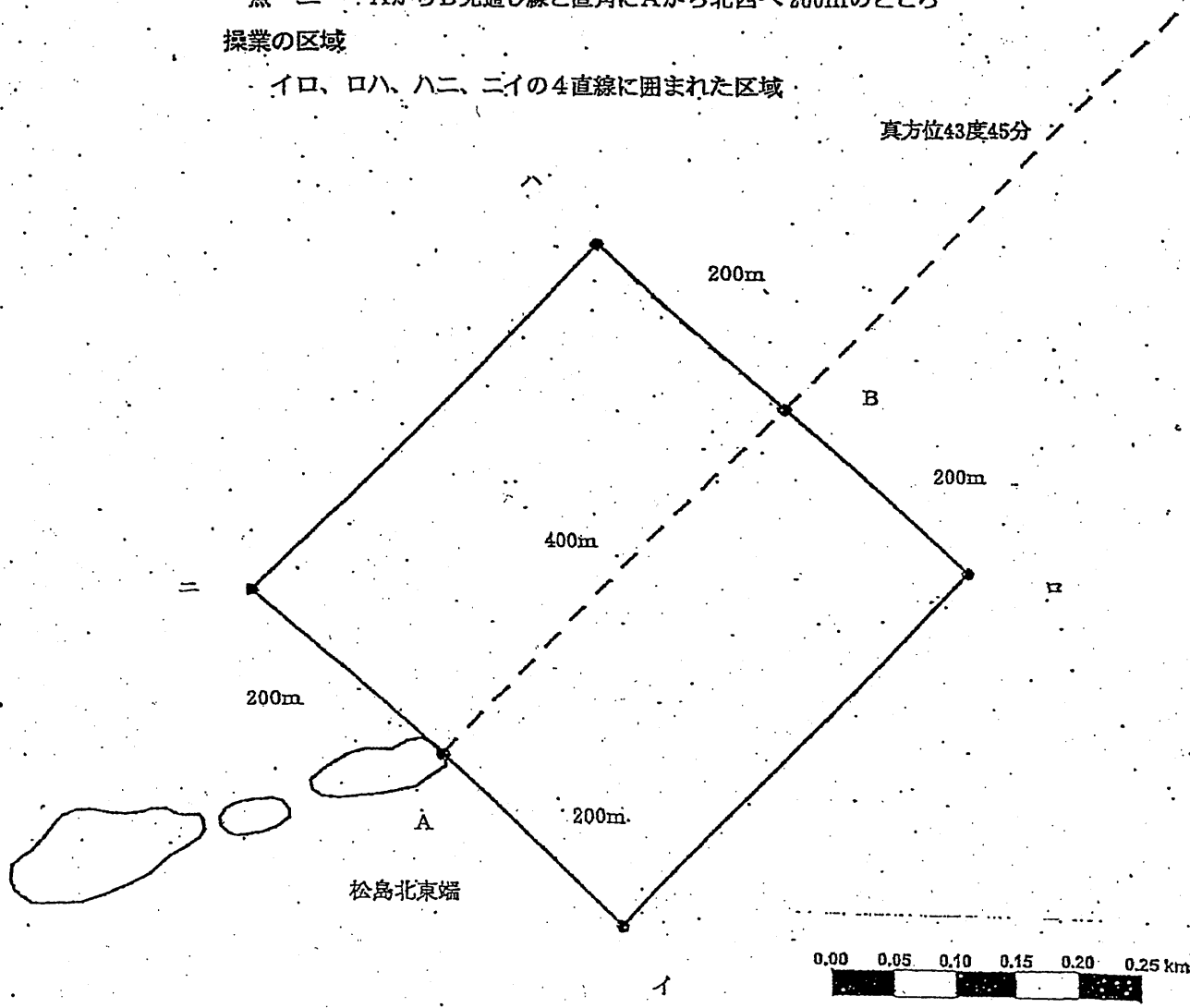


点の位置

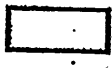
- 基点A 松島北東端
- 基点B Aから真方位43度45分400mのところ
- 点イ AからB見通し線と直角にAから南東へ200mのところ
- 点ロ AからB見通し線と直角にBから南東へ200mのところ
- 点ハ AからB見通し線と直角にBから北西へ200mのところ
- 点ニ AからB見通し線と直角にAから北西へ200mのところ

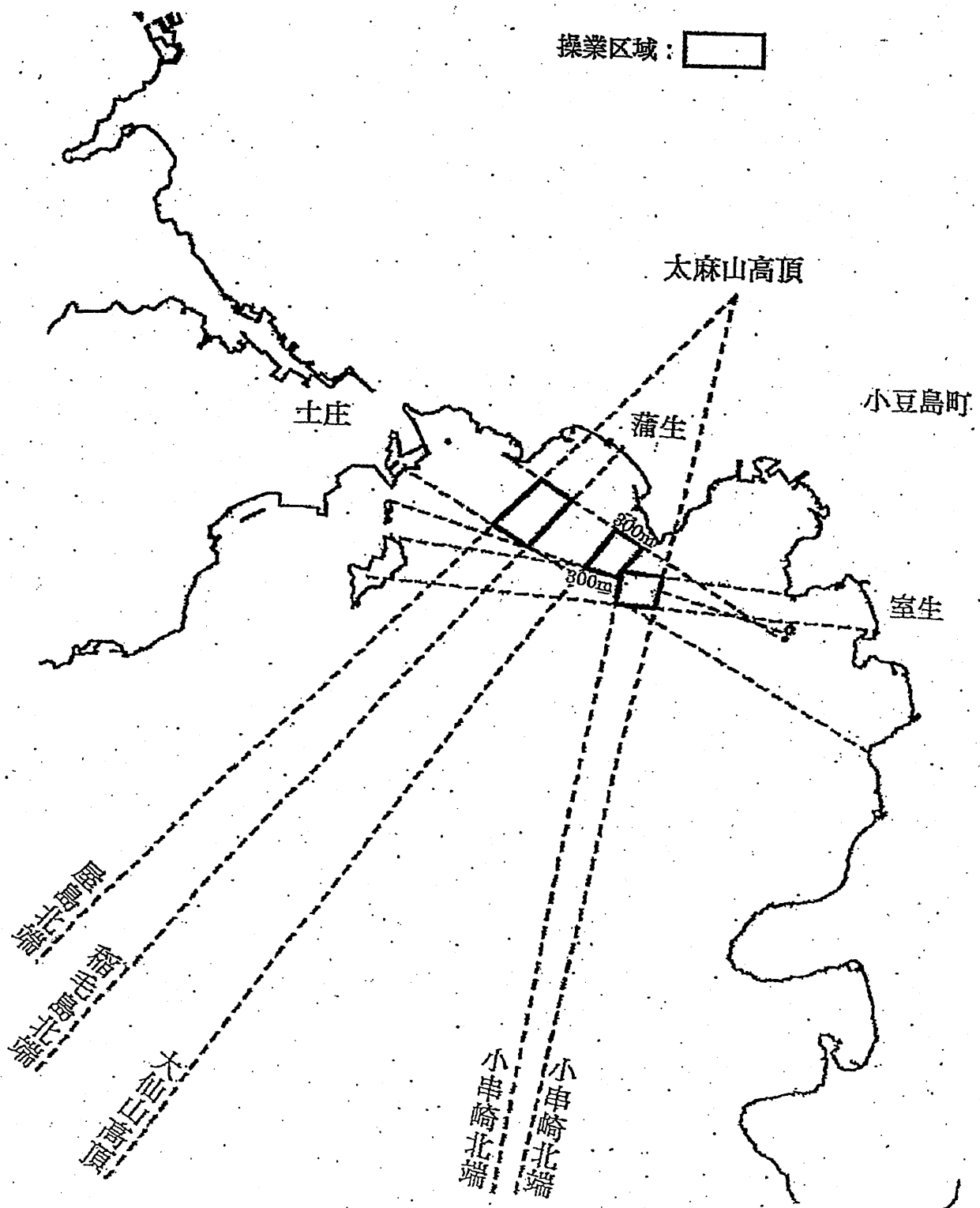
操業の区域

イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域



池田漁協 小型定置漁業

操業区域: 



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年11月27日香川県規則第61号）第4条第1項第27号に掲げる建干網漁業につき、香川県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
建干網漁業	別紙1のとおり	6月1日から 10月31日まで	-	-	0	坂出市に漁業の根拠地を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

